

札幌市景観計画

【案】

令和8年（2026年）9月

札幌市景観計画の変更に当たって

景観は、時間の流れの中の都市における諸活動を映し出した、市民の生活や文化を象徴的に表現しているものと言えます。地域の個性を表現し、快適な環境をつくり出している景観は、市民生活に潤いを与え、私たちにまちへの愛着や誇りを持たせてくれます。

札幌市では昭和 56 年（1981 年）から景観施策を展開し、約 45 年にわたり様々な取組を進めてきました。特に、平成 29 年（2017 年）からは、専門家の関与による協議制度（景観プレ・アドバイス）や、地域特性に応じた魅力的な景観の形成を目指した景観まちづくり指針を導入するなど、施策体系を整理し、取組の充実を図ってきました。

そうした中、私たちのまちは、都市基盤の更新期を迎え大規模な開発による新たな街並みの形成や、脱炭素社会への転換に伴う太陽光発電設備等の増加、技術革新とデジタル化の加速など、景観に影響を与える社会情勢は大きな変化が生じています。

こうした変化を受け止めながら、より、魅力的な景観の創造を図るため、このたび、札幌市景観計画を変更しました。まちの特徴を視覚的に感じられる「眺望」や昼とは異なる魅力がある「夜間景観」、雪に包まれる「雪・冬季の景観」といったこの都市の魅力をさらに磨き上げ、札幌ならではの美しい景観の形成されたまちを目指します。

良好な景観は、このまちで過ごすすべての人たちの理解と様々な取組によって形づくられるものであり、次の時代へと継承されていく市民共通の財産です。誰もが愛着と誇りを持てる札幌の美しい景観を、これからも皆さまと共に築き上げてまいります。

最後に、計画の策定に当たり、専門的な見地から多大なるご助言を賜りました札幌市景観審議会の委員をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた多くの皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和 8 年（2026 年）11 月

札幌市長 秋元克広



目次

第1章 目的と位置付け

1-1 計画策定の目的	2
1-2 位置付け	2
1-3 計画期間・対象区域	5

第2章 この計画のポイント

2-1 札幌らしさをより感じられる景観形成に向けた取組	8
2-2 これまでの取組を踏まえ改善・強化する取組	11
2-3 前計画の章立てとこの計画の章立ての比較	16

第3章 札幌の景観の特徴

3-1 景観の捉え方	18
3-2 景観の特徴	20

第4章 基本理念・目指す姿・基本姿勢

4-1 基本理念	40
4-2 札幌の良好な景観の形成にあたって目指す姿	40
4-3 基本姿勢	41

第5章 良好な景観の形成に関する方針等

5-1 札幌の景観の特徴を踏まえた景観形成の方針	44
5-2 特定の地区の特徴を踏まえた景観形成の方針等	52
5-3 景観形成に向けた取組の方針	53

第6章 建築物等の景観誘導に関する取組

6-1 景観計画重点区域の取組	56
6-2 景観プレ・アドバイス等による事前協議	56
6-3 届出	56
6-4 景観形成基準等の補完	58
6-5 屋外広告物	58
6-6 普及啓発	59

第7章 公共施設等に関する取組

7-1 景観誘導	62
7-2 景観重要公共施設	62

第8章 景観資源の保全・活用に関する取組

8-1 景観重要建造物等の指定方針	65
8-2 活用促進景観資源（愛称：景観の種）の登録	66
8-3 普及啓発	66
8-4 景観資源の保全・活用への支援	66

第9章 地域ごとの景観まちづくりに関する取組

9-1 多様な分野との連携と関連制度等の活用.....	68
9-2 景観まちづくり指針（関係条文：札幌市景観条例第42条の2～第42条の15）	68
9-3 普及啓発.....	68
9-4 景観まちづくり活動等への支援.....	69

第10章 都市の魅力向上を目指す取組

10-1 「眺望」の魅力向上を目指す取組.....	72
10-2 「夜間景観」の魅力向上を目指す取組.....	73
10-3 「雪・冬季の景観」の魅力向上を目指す取組.....	74

第11章 計画の推進

11-1 推進体制.....	76
11-2 進行管理と成果指標.....	77
11-3 ロードマップ.....	79

別紙

別紙1 景観計画区域における届出対象行為と景観形成基準等.....	82
1-1 景観計画区域とゾーンの区分.....	82
1-2 景観計画区域における届出対象行為.....	84
1-3 景観計画区域における景観形成基準.....	86
別紙2 景観計画重点区域における届出対象行為と景観形成基準等.....	98
2-1 景観計画重点区域の区域.....	98
2-2 景観計画重点区域における届出対象行為.....	99
2-3-1 大通地区景観計画重点区域における景観形成方針.....	100
2-3-2 大通地区景観計画重点区域における景観形成基準等.....	101
2-4-1 札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域における景観形成方針.....	102
2-4-2 札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域における景観形成基準.....	104
2-5-1 札幌駅南口地区景観計画重点区域における景観形成方針.....	106
2-5-2 札幌駅南口地区景観計画重点区域における景観形成基準等.....	107
2-6-1 札幌駅北口地区景観計画重点区域における景観形成方針.....	108
2-6-2 札幌駅北口地区景観計画重点区域における景観形成基準等.....	109
別紙3 色彩景観基準.....	110
別紙4 景観形成の対象とする眺望・重点眺望の視点場と範囲の目安.....	112

資料

用語集.....	116
景観施策の経緯.....	120
計画策定の経緯.....	122
パブリックコメント.....	125
札幌の都市構造図.....	130
札幌市景観条例.....	131

第 1 章 目的と位置付け

第1章 目的と位置付け

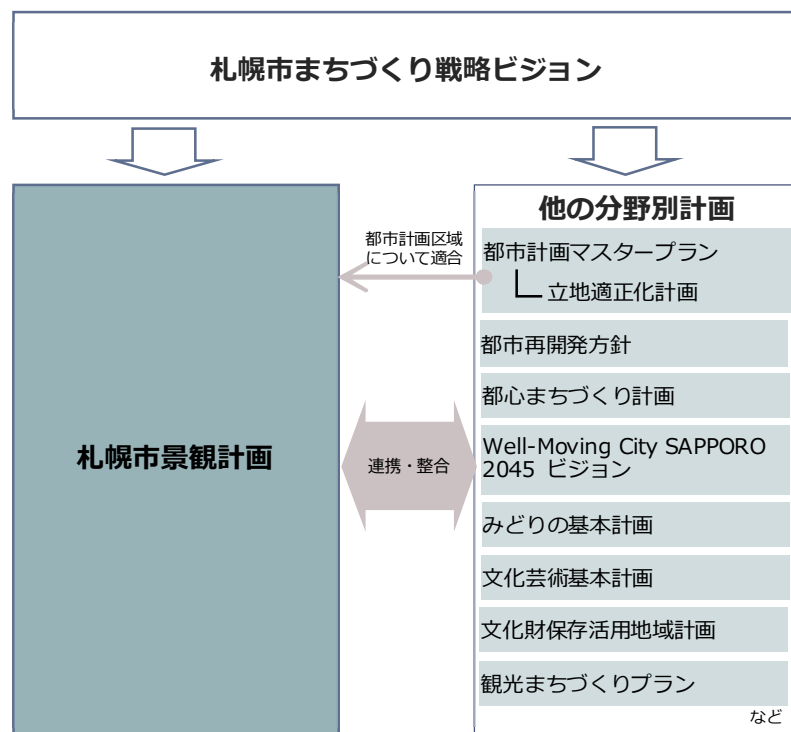
1-1 計画策定の目的

札幌の魅力を高め、活力あるまちづくりにつなげていくことや、札幌に住んでいる方の満足度を高めていくためには、良好な景観の形成は不可欠と考えられます。良好な景観はこのまちに暮らしている全ての人たちの理解と様々な取組によって形づくられるものであることから、札幌の景観として目指す姿や方針等の共有も欠かすことができません。

「札幌市景観計画」（以下「この計画」という。）は、札幌の景観形成の総合的な指針として、目指す姿、方針等を明らかにするとともに、その実現に向けた取組などを定めるものです。市民・事業者・行政が共有し、相互に連携して、持続的かつ計画的に良好な景観の形成に向けた取組を推進することを目的にこの計画を定めます。

1-2 位置付け

この計画は、「平成29年（2017年）に策定した札幌市景観計画」（以下「前計画」という。）を改定し、定めるものです。



【根拠法】

景観法第8条第1項の規定による「良好な景観の形成に関する計画」として定めます。

【上位計画等との関係】

第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンを上位計画とし、そのうち景観形成に関する事項について、他の分野別計画等とも整合を保ちながら定めます。

また、景観法第8条第8項の規定により、この計画のうち都市計画区域についての内容は、第3次札幌市都市計画マスタープラン（以下「3次マスタープラン」という。）に適合するものとして定めます。

札幌市景観条例と一体となりこの計画を推進するものとします。

【持続可能な開発目標（SDGs）との関係】

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）ことを誓っています。

札幌市は、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた優れた提案が認められ、平成30年（2018年）に内閣府より「SDGs未来24都市」として選定されており、市全体としてSDGsの推進につながる取組を行うこととしています。

この計画に基づく取組を推進することで、この計画との関連の深いSDGsの目標の達成に貢献していきます。



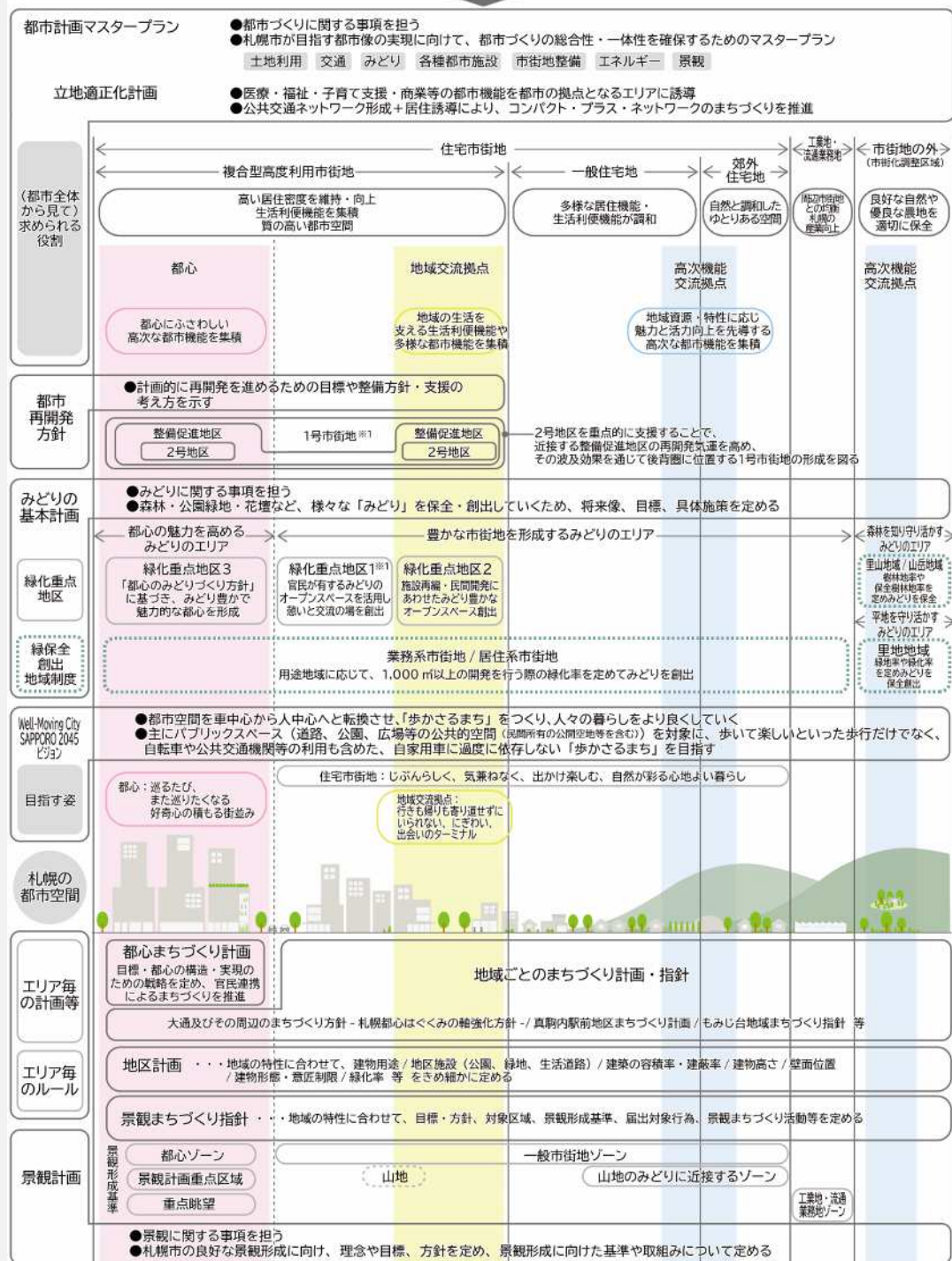
コラム 景観形成に関わる諸計画との関係性について

札幌市では、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、みどりの基本計画、都心まちづくり計画、Well-Moving City SAPPORO 2045 ビジョンなど都市空間に関する計画を策定し、様々な施策に取り組んでいます。都市に関わる様々な計画や施策が互いに深く連関し、総合的に推進されることで、札幌の魅力的な景観が形作られていきます。

景観計画と関連計画の相関イメージ図

※景観計画と関連計画の関係を分かりやすく整理したイメージです。詳しい内容は各計画をご確認ください。

札幌市まちづくり戦略ビジョン ●札幌のまちづくりの基本的な指針（最上位計画）



※1 立地適正化計画における集合型居住誘導区域の範囲

1－3 計画期間・対象区域

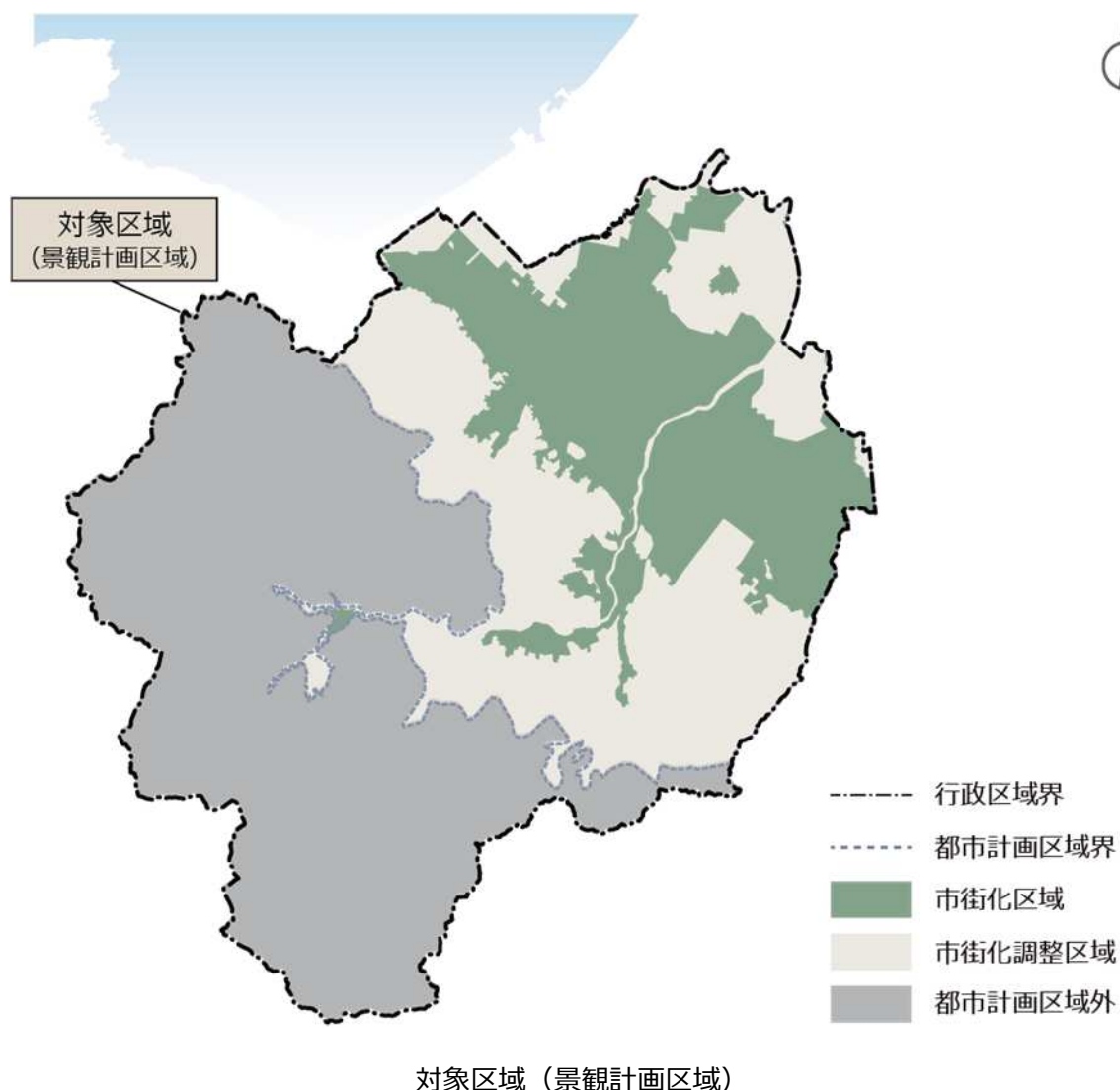
（１）計画期間

長期的な視点を持って定める指針として、また、3次マスタープランとも整合を図り、計画期間はおおむね20年後の令和27年（2045年）までとします。

なお、計画期間内に将来展望に変化が生じるような社会経済情勢の変化や関連計画等の変更などが生じた場合には、この計画を適宜見直すものとします。

（２）対象区域

対象区域は、札幌市の行政区域全域とします（景観法第8条第2項第1号の規定による「景観計画区域」）。



第2章 この計画のポイント

第2章 この計画のポイント

前計画では、一定の要件を満たす建築等の行為を対象に計画の早い段階から協議を行う「景観プレ・アドバイス」、景観資源を市民等に広く周知することに主眼を置いてゆるやかに位置付ける「活用促進景観資源」、地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針である「景観まちづくり指針」を策定できる制度を新たな仕組みとして導入しました（これまでの経緯はP120～121）。この計画では、これまで創り上げてきた仕組みを活用し、「札幌らしさをより感じられる景観形成」と「これまでの取組を踏まえた改善・強化」の2点を重視した取組を進めることとしました。これらについて2-1、2-2に示します。

2-1 札幌らしさをより感じられる景観形成に向けた取組

令和4年に策定された札幌市の最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）」では、『「ひと」「ゆき」「みどり」の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ』を目指すべき都市像として掲げました。また、目指すべき都市像の実現に向けた20の「まちづくりの基本目標」の中に、「コンパクトで人にやさしい快適なまち」や「世界を引き付ける魅力と活力あふれるまち」を設定しました。

札幌の魅力を高め、活力のあるまちづくりにつなげていくことや、札幌に住んでいる方の暮らしの満足度を高めていくためには、札幌らしさをより感じられる景観の形成が不可欠と考えられます。景観形成に向けて、「都市の魅力向上を目指す取組」と「きめ細かな景観誘導」に取り組むこととします。

（1）都市の魅力向上を目指す取組

「眺望」、「夜間景観」、「雪・冬季の景観」を都市の魅力として捉え、これらに着目した取組を行います。

「眺望」の魅力向上を目指す取組（P72 第10章都市の魅力向上を目指す取組より）

札幌には、市街地全体を見晴らすことができる山地などの標高の高い場所、河川と街並みなどを見晴らすことができる河川に架かる橋、建築物が立ち並ぶ街並みを見通すことができる通りや交差点など、まちの全体像や特徴をつかむことができる場所があります。まちの歴史やまちづくりが視覚的に感じられるこれらの場所からの眺望の魅力がより高まるよう「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を行います。



さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望

「景観配慮・創出に向けた誘導」を行う眺望（景観形成の対象とする眺望）は、札幌の眺望として広く内外に認識されているものから設定します。また、「景観配慮・創出に向けた誘導」を重点的に取り組んでいく眺望（重点眺望）は、景観形成の対象とする眺望のうち、特に札幌の眺望を代表し、特段の景観配慮・創出が求められるものを設定します。



活用促進景観資源第17号 かつら坂

	内容
景観配慮・創出に向けた誘導	<p>① 良好な景観形成のための行為の制限である景観形成基準（別紙1－3）に眺望に関する基準を定め、届出・協議による誘導を行います。</p> <p>② 景観形成の対象とする眺望のうち、特に札幌の眺望を代表し、特段の景観配慮・創出が求められる重点眺望を魅力あるものとするため、景観プレ・アドバイス制度を活用した誘導を行います。</p>
普及啓発	<p>① 活用促進景観資源（愛称：景観の種）の制度を活用し、地域固有の歴史が感じられる眺望や、愛着や誇りが持てる眺望を登録し、普及啓発を行います。</p>

「夜間景観」の魅力向上を目指す取組（P73 第10章都市の魅力向上を目指す取組より）

札幌には、市街地全体の夜景を一望できる展望台などの標高の高い場所、街路灯や建築物から漏れ出る光などによる夜景を見通せる通りや交差点、イベントの夜景に親しめる場所など、夜間のまちの全体像や特徴をつかむことができる場所があります。昼と異なる夜間景観の魅力があるこれらの場所からの夜間景観の魅力が高まるよう「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を行います。



藻岩山展望台から市街地を望む夜間景観

	内容
景観配慮・創出に向けた誘導	<p>① 良好な景観形成のための行為の制限である景観形成基準（別紙1－3）に夜間景観に関する基準を定め、届出・協議による誘導を行います。</p> <p>② 夜間景観の創出に向けた目指す姿や実現に向けた取組例を示すガイドラインの策定を検討します。</p>
普及啓発	<p>① 活用促進景観資源（愛称：景観の種）の制度を活用し、地域固有の歴史が感じられる夜間景観や、愛着や誇りが持てる夜間景観を登録し、普及啓発を行います。</p> <p>② 夜間景観の創出に資するイベントやライトアップなどに対して支援を行います。</p>

「雪・冬季の景観」の魅力向上を目指す取組（P74 第10章都市の魅力向上を目指す取組より）

冬の札幌には、イルミネーションにより演出された街路樹、積雪後の未踏の雪景色、大通公園に巨大な雪像が現れる雪まつりなど、他の季節とは異なる要素が見られます。雪に包まれ、雪に親しんでいる札幌らしい雪・冬季の景観の魅力が高まるよう「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を行います。



北3条広場と北海道庁旧本庁舎
（旧赤れんが庁舎）を望む雪・冬季の景観

	内容
景観配慮・創出に向けた誘導	① 良好な景観形成のための行為の制限である景観形成基準（別紙1－3）に雪・冬季の景観に関する基準を定め、届出・協議による誘導を行います。
普及啓発	① 活用促進景観資源（愛称：景観の種）の制度を活用し、地域固有の歴史が感じられる雪・冬季の景観や、愛着や誇りが持てる雪・冬季の景観を登録し、普及啓発を行います。 ② 雪・冬季の景観の創出に資する活動やイベントなどに対して支援を行います。

（2）きめ細かな景観誘導

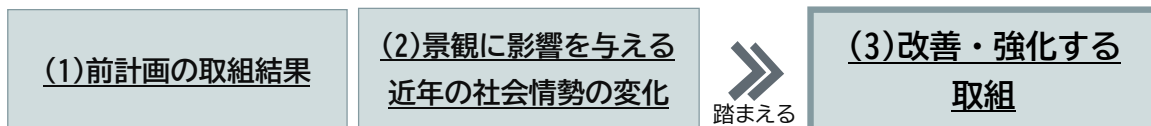
第4章で示す目指す姿の実現に向けて、第5章で示す札幌の景観の特徴を踏まえた景観形成の方針に則り、良好な景観の形成をよりきめ細かに誘導していくため、景観計画区域における良好な景観形成のための行為の制限である景観形成基準等を見直します。また、「山地のみどりに近接している」といった敷地周辺の大きな特徴を捉えた配慮を誘導するために、本市の市街化区域内を市街地の特徴と地形の特徴によって4つに区分（以下この計画では「ゾーン」という。）し、このゾーンに応じた景観形成基準を追加します。（各ゾーンについては第5章5－1（3）街並みの特徴を踏まえた景観形成の方針【市街地等の景観形成の方針】（P45～）及びゾーン区分図P82を参照）



ゾーン区分図（P82 参照）

2-2 これまでの取組を踏まえ改善・強化する取組

前計画の取組結果や景観に影響を与える近年の社会情勢の変化を踏まえ、改善・強化する取組を推進します。



(1) 前計画の取組結果

【届出・協議による景観誘導】

主な取組	主な成果	今後に向けた主要な課題
① 景観上優れたものへの誘導方策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 届出・協議による景観誘導を継続 景観プレ・アドバイスを導入。構想段階 8 回、設計段階 36 回の合計 44 回実施（令和 8 年 3 月時点） 	<ul style="list-style-type: none"> 全市一律の景観形成基準による誘導から建築物の規模及び形態の多様化や関連施策などにも対応した、場所の特徴に応じたきめ細かな景観誘導を行うための景観形成基準への見直し 公共施設等に対する景観誘導の取組の充実 広告デザインに関する考え方の共有
② 届出対象の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の届出対象行為に「壁面の長さが 50m を超えるもの」を追加等 	

【景観資源の保全・活用】

主な取組	主な成果	今後に向けた主要な課題
① 景観資源の指定等に関する体系の再整理	<ul style="list-style-type: none"> 景観重要建造物及び札幌景観資産の指定に加え、周知を主眼とし景観資源をゆるやかに位置付ける活用促進景観資源（愛称：景観の種）の登録制度を導入 	<ul style="list-style-type: none"> 景観資源に対する関心の向上や良好な景観形成に資する活動のきっかけにつながる効果的な普及啓発の実施
② 景観資源の保全・活用への多様な支援	<ul style="list-style-type: none"> 建築物以外の登録を推進するなど取組を継続した結果、平成 29 年 2 月時点で 28 件であった指定・登録件数は、令和 8 年 3 月時点で 52 件に増加 	
③ 多様な主体による景観資源の共有	<ul style="list-style-type: none"> 修繕計画の策定など、助成対象を拡大したほか、求めに応じた景観アドバイザーの派遣を行うなど、支援を拡充 	

【地域ごとの景観まちづくりの推進】

主な取組	主な成果	今後に向けた主要な課題
① 地域ごとの景観まちづくりの多様な展開	<ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくり指針を制度化し、市内複数の地域で景観まちづくりの取組を実施。7 地区で景観まちづくり指針を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくりの主体の属性や地域の方々が目指したい方向性を丁寧に見極めたうえで、関連制度の活用を選択肢に入れた地域の実情や目的、目標に合った景観まちづくりの支援の実施
② 地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みの確立	<ul style="list-style-type: none"> 一部の地区では、市街化調整区域の保全と活用の方針に基づく限定的な土地利用の許容と景観まちづくり指針による景観誘導を連携する取組を実施するなど、他制度との連携を推進 	

【景観形成に関する普及啓発】

主な取組	主な成果	今後に向けた主要な課題
① 景観に関する教育と体験の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 19 年より実施している「ミニまち」を活用した子どもへの景観教育を引き続き実施 ● 市民団体と連携したイベントの開催や景観担当職員が関連する取組に参加するなど、市民等との協働による普及啓発の取組を実施 ● 市民・事業者等が自発的に行う取組に、景観アドバイザーの派遣や景観まちづくり助成金の交付などの支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 普及啓発を単体の施策として捉えるのではなく、各取組の目的に応じた効果的な普及啓発の実施 ● 景観整備推進法人などの団体と連携し、設計者向けの普及啓発などの実施 ● 良好な景観形成に資する優良事例を応援する仕組みの検討
② 多様で効果的な情報発信		
③ 市民・事業者等の自発的活動を促進する施策の充実		

（２）景観に影響を与える近年の社会情勢の変化

【大規模な開発による新たな街並みの形成】

前計画の策定以降、札幌の都心部を中心に再開発の取組が進められ、新たな街並みが形成されています。更新時期を迎えた建築物の建替えが今後も見込まれることから、まちの魅力向上につながる良好な景観形成にむけて、引き続き、届出・協議の制度を活用した誘導が求められています。

【脱炭素社会への転換を目指すことに伴う太陽光発電設備等の増加】

令和 2 年（2020 年）2 月に、札幌市は 2050 年に札幌市内から排出される温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指すこととし、市民や事業者と一体となって、脱炭素社会の実現に取り組んでいく考えを表明し、ゼロカーボンシティを宣言しました。温室効果ガス排出量の削減のためには、再生可能エネルギーへの転換を進めていく必要があり、札幌市では取組の一つとして大都市でも普及しやすい住宅・建築物等への太陽光発電設備の設置、市有施設や未利用市有地への太陽光発電設備の導入などを推進しています。

市街地から視対象となる山そのものは自然環境の保全に関わる制度により保全されていますが、市街地とその周辺においては地域との共生や自然環境の保全に配慮しながら、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの活用を前提とした良好な景観形成を誘導していくことが求められています。

【新型コロナウイルス感染症の流行による人々の意識や生活スタイルの変化】

令和 2 年（2020 年）より世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやワーケーションなどの働き方の変化、自然の癒しを受けられる機会や体験の需要の増加など、一部の人々の意識や生活様式に変化が見られました。

こうした人々の意識や生活スタイルはその時代の流れや様々な要因によって変化するものであり、その時々の人々の意識や生活スタイルに合った効果的な普及啓発の手段を選択し、行うことが求められています。

【技術革新とデジタル化の加速】

AI、IoTなどの新技術が急速に発展し、企業や行政にデジタル化が浸透しました。中でもデジタルサイネージを活用した広告がまちなかに増加し、景観に変化をもたらしました。デジタルサイネージを活用した広告は小面積で多くの情報提供が可能、情報の入れ替えが容易、にぎわいに貢献するなどの利点があります。一方で、表示内容に動きがあるなど内照式の広告よりも目を引く傾向があります。

デジタルサイネージを活用した広告の表示にあたっては、良好な景観形成が阻害されないよう、適切な配慮が求められています。

(3) 改善・強化する取組

この計画では取組を「建築物等の景観誘導に関する取組」、「公共施設等に関する取組」、「景観資源の保全・活用に関する取組」、「地域ごとの景観まちづくりの推進に関する取組」の4つに整理します。4つの取組ごとの主な強化内容を下表に示します。

	主な強化内容（特に強化するものはアンダーライン）
建築物等の景観誘導に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>屋外広告物の広告デザインに関する考え方を示すガイドラインの策定を検討します。</u> ● <u>景観形成上の影響が大きいデジタルサイネージについて、景観保全型広告整備地区（札幌市屋外広告物条例（平成10年条例第43号。以下「屋外広告物条例」という。）に基づく地区指定がされた地区）において、基準の策定を検討します。</u> ● <u>より良いデザインの建築物等の誘導や幅広い景観に関する取組の広がりに向けて、屋外広告物を対象とした表彰制度といった事業者や市民の景観形成の向上に貢献する取組を応援する仕組みの構築を検討します。</u> ● <u>大通地区における屋外広告物条例に基づく景観保全型広告整備地区の指定（令和6年3月）、「大通及びその周辺のまちづくり方針—札幌都心はぐくみの軸強化方針—」の策定（令和5年10月）、「大通公園のあり方」の策定（令和7年3月）などの取組を踏まえて、大通地区景観計画重点区域の景観形成基準等の見直しを行います。</u> ● 届出対象行為や景観形成基準等の規程を整理します。
公共施設等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>景観法等に基づく届出や通知（国の機関又は地方公共団体が行う行為について届出に代わる手続）の対象となる公共建築物の新築等や工作物の新設等については、景観形成基準とガイドラインにより誘導を行います。</u> ● <u>公共施設等のうち特に重要なものを景観重要公共施設として定める取組に着手するため、方針を定めます。</u>
景観資源の保全・活用に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>景観に関する興味関心を高める情報発信を行います。また、市民や事業者からの登録の提案を促進するため、広く制度の周知を図ります。</u>

地域ごとの景観まち づくりの推進に関する取組

- 景観法による枠組にとらわれず、多様な分野と連携し、取組を展開します。
- 市民等の景観形成に関する興味・関心を高めることを目的に、普及啓発を行います。

2-3 前計画の章立てとこの計画の章立ての比較

前計画における章立て	この計画における章立て
1 章 目的と位置付け 1-1 計画策定の目的 1-2 位置付け 1-3 計画の前提 1-4 景観施策の経緯・現状と主要課題 1-5 計画の構成 2 章 札幌の景観特性 2-1 自然 2-2 都市 2-3 人（暮らし） 3 章 景観形成の理念・目標・基本姿勢 3-1 理念 3-2 目標 3-3 基本姿勢 4 章 良好な景観の形成に関する方針 4-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針 4-2 特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針 5 章 良好な景観の形成に向けた取組 5-1 届出・協議による景観誘導 5-2 景観資源の保全・活用 5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進 5-4 景観形成に関する普及啓発 6 章 計画の推進にあたって 6-1 計画の推進体制 6-2 計画の進行管理 別表 景観計画区域における景観形成基準等ほか	1 章 目的と位置付け 1-1 計画策定の目的 1-2 位置付け 1-3 計画期間・対象区域 2 章 この計画のポイント 2-1 札幌らしさをより感じられる景観形成に向けた取組 2-2 これまでの取組を踏まえ改善・強化する取組 2-3 前計画の章立てとこの計画の章立ての比較 3 章 札幌の景観の特徴 3-1 景観の捉え方 3-2 景観の特徴 4 章 基本理念・目指す姿・基本姿勢 4-1 基本理念 4-2 札幌の良好な景観の形成にあたって目指す姿 4-3 基本姿勢 5 章 良好な景観の形成に関する方針等 5-1 札幌の景観の特徴を踏まえた景観形成の方針 5-2 特定の地区の特徴を踏まえた景観形成の方針等 5-3 景観形成に向けた取組の方針 6 章 建築物等の景観誘導に関する取組 6-1 景観計画重点区域の取組 6-2 景観プレ・アドバイス等による事前協議 6-3 届出 6-4 景観形成基準等の補完 6-5 屋外広告物 6-6 普及啓発 7 章 公共施設等に関する取組 7-1 景観誘導等 7-2 景観重要公共施設 8 章 景観資源の保全・活用に関する取組 8-1 景観重要建造物等の指定方針 8-2 活用促進景観資源（愛称：景観の種）の登録 8-3 普及啓発 8-4 景観資源の保全・活用への支援 9 章 地域ごとの景観まちづくりに関する取組 9-1 多様な分野との連携と関連制度等の活用 9-2 景観まちづくり指針 9-3 普及啓発 9-4 景観まちづくり活動への支援 10 章 都市の魅力向上を目指す取組 10-1 「眺望」の魅力向上を目指す取組 10-2 「夜間景観」の魅力向上を目指す取組 10-3 「雪・冬季の景観」の魅力向上を目指す取組 11 章 計画の推進 11-1 推進体制 11-2 進行管理と成果指標 11-3 ロードマップ 別紙 景観計画区域における景観形成基準等ほか

第3章 札幌の景観の特徴

第3章 札幌の景観の特徴

3-1 景観の捉え方

景観を構成する要素には、地形、植生、水辺、建築物、工作物、道路、公園、河川、人々の活動・営みなど様々なものがあります。札幌の景観を把握する際は、景観を構成する要素を個別に捉えるのではなく、これらを重層的に捉える視点が大切です。

また、視点場と視対象との距離、季節や時間などによって、景観の見え方が変わることを踏まえることも大切です。

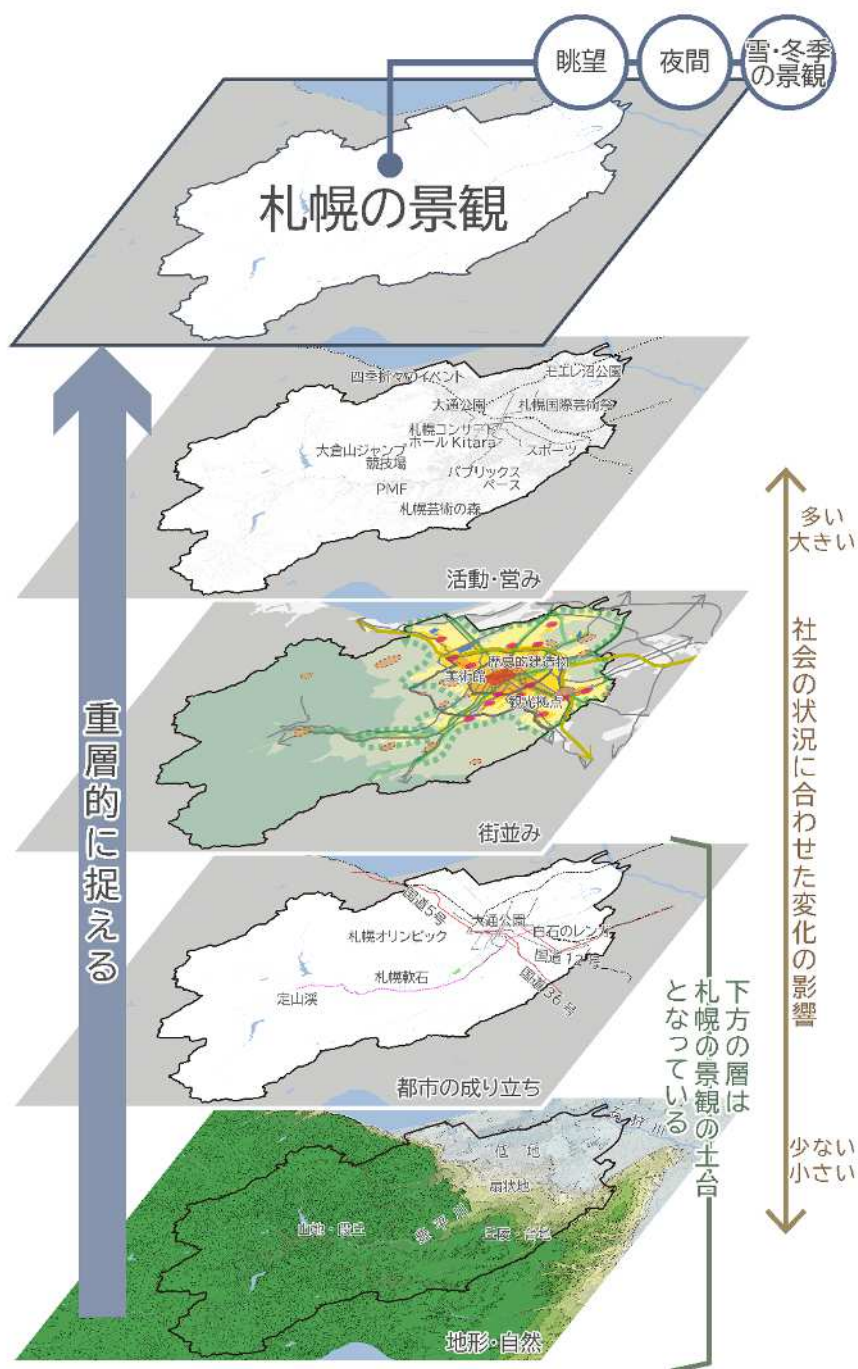


図 景観の特徴と捉え方

空間的要因

視点場と視対象との距離によって、遠景・中景・近景に分類できます。遠景・中景・近景で認識できるものは以下のような違いがあります。

遠景…山並みや空等を背景とした眺めや、山や展望台など高いところからの眺めであり、周囲の明るさや暗さによって形態を認識できます。

中景…街並みを構成する建築物や樹木等の色や形などを認識できます。

近景…建築物の外壁の素材や樹木の葉の様子などを認識できます。

※この計画においては、近景は0.5km以内、中景は0.5～2.5km、遠景は2.5km以上を概ねの目安として設定しています。

季節・時間・気象的要因

四季の変化が鮮明な札幌では、新緑のまちから深緑のまちへ、紅葉のまちから白銀のまちへとドラマティックに色彩が変化します。

また、朝、昼、夕方、夜といった時間帯や晴れ、曇り、雨、雪などといった気象条件によっても見え方が変化します。

コラム 景観の見え方に影響を与える心理的要因

眺めは人が対象を見ることによって成立する現象であるため、時間帯や視点場などが同一条件であっても、見る人の興味、関心、価値観などによって感じ取り方が異なります。通りの眺めは、沿道の建築物、街路樹、街路灯、広告物、通りを行きかう人々や自動車などから構成されていますが、これらの構成要素の何に対して興味や関心が強いかにによって注目する対象が異なることがあります。

また、眺め自体に変化がない場合でも、時の流れによって人々の価値観が変わり、感じ取り方が変化することがあります。

3-2 景観の特徴

次章以降で定める目指す姿や取組等の前提となる札幌の景観の特徴を「地形・自然」、「都市の成り立ち」、「街並み」、「活動・営み」の4つに整理します。その上で、これら4つを重層的に捉えた時に把握できる「都市の魅力」について整理します。

(1) 地形・自然の特徴

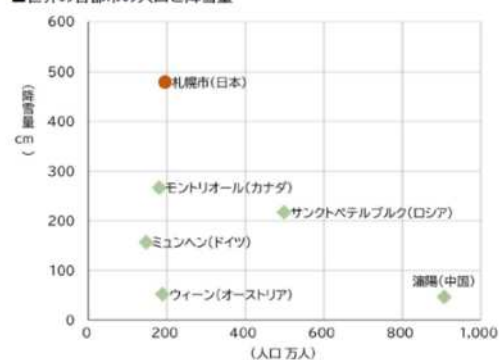
「位置と気候」、「地形」、「水辺と植生等」の3つの観点から整理します。

位置と気候

札幌は、北半球の主要都市が位置する中緯度帯に属し、北海道・石狩平野の南西部に位置しています。札幌の気候は、日本海型気候で、夏はさわやか、冬は積雪寒冷を特徴としており、四季の移り変わりが鮮明です。

特に、冬は多雪という特徴を有しており、ひと冬の最深積雪は約1m、降雪量は約5mに達します。このような特徴がありながら190万人を超える人口を有する札幌は、自然と都市機能が共存する世界に類を見ない都市であると言えます。

■世界の各都市の人口と降雪量



人口と降雪量の計測年は、都市によって異なる（札幌市の人口は令和4年現在、降雪量は平成3年（1991年）から令和2年（2020年）までの平均としている。）。人口が100万人以上で降雪地域に位置する世界の主要都市との比較

図 世界の各都市の人口と降雪量

＜資料＞札幌市「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」

地形

札幌の地形は、南西部の山地・段丘から、南東部の丘陵・台地、さらには市内を流れる河川が形成した扇状地を経て、北部の低地へと連続しています。

【山地・段丘】

札幌の南西部には、市街地を囲むように藻岩山、円山、三角山、手稲山などの山々が連なっています。南東部の山林と合わせて、市域の約6割を山林が占めています。これらの山林と市街地が近接していることは、札幌の景観を特徴付けています。

また、市街地と接する山麓では、周辺の山並みのスカイライン、ひな壇状の街並み、坂、階段などが見られます。山麓にある展望の広がる公園などからは、これらと市街地の街並みが一体となった印象的な眺望を見ることができます。

【丘陵・台地】

南東部の丘陵・台地では、望月寒川、月寒川、厚別川、野津幌川などの河川ごとに波状の起伏があり、坂や崖などが多く存在します。また、波状の起伏を横断する道路や、^{がいせん}崖線のみどりが地形を印象づけており、眺望が開けるポイントでは、遠くの山並みや低地を一望す

ることができます。

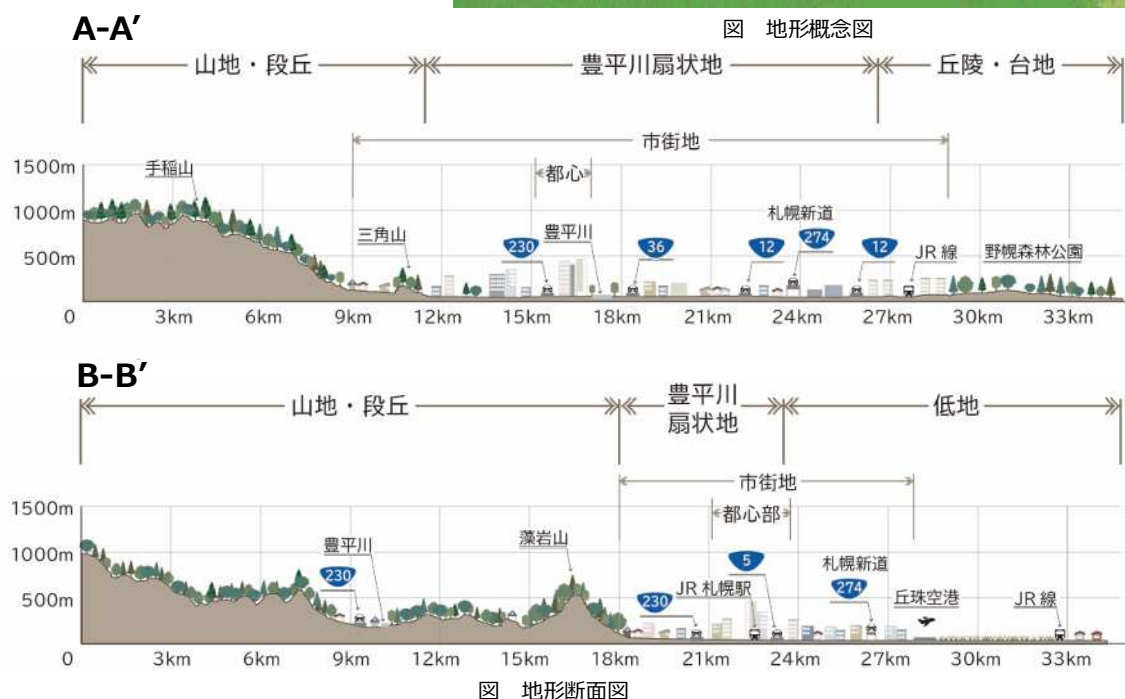
しかし、市街化の進んだ現在では、起伏のある地形を認識することが困難であったり、丘陵・台地からの眺望を確保しにくい状況が生じています。

【豊平川扇状地】

札幌は、山地・段丘や丘陵・台地から北部の低地へと流れる豊平川がつくった扇状地上に発展しました。この扇状地では、扇端のメム（湧水）跡が現在もわずかなくぼ地になっていたり、暗渠化された小河川が格子状道路に変則性を生み出したりしています。このような微地形と大樹が織りなす景観は、札幌の原風景を想起させる印象的な景観といえます。北海道大学のキャンパスや北海道大学植物園などでは、現在もこうした景観を見ることができます。

【低地】

北東部に広がる低地は、石狩川に注ぎ込む多くの河川の流域地帯であり、田園風景の地平線と防風林などの垂直要素が、近景、中景をつくり、遠景には手稲山などの山並みが加わり、広がりある印象的な景観を形成しています。



水辺と植生等

札幌には、山地を流れる上流、扇状地を流れる中流、低地を流れる下流の条件がそろっている河川があります。上流から土砂を運び、この土砂の性質と堆積する場所のわずかな高さの違いが、生育する植物に影響を与えています。

現在、人口が集中する都心部は豊平川扇状地にあり、平野で比較的水はけがよいことから、かつては、再生力の強いカシワやミズナラが多く生えていました。また、湧水等が豊富だった現在の札幌駅周辺には、ヤチダモやハルニレ（エルム）などの湿生林が広がっていました。

特にハルニレは、肥沃な土と十分な水、そして水はけのよいところに育つ木で、非常に大きく成長するため、広い空間を必要とします。北海道大学のキャンパス、北海道大学植物園、知事公館、大通公園などに育つハルニレの姿は、札幌を代表する景観となっています。

このほか泥炭層からなる低地には水に強いハンノキが多く分布しています。

また、札幌やその周辺では、北海道における野生種のうちほぼ半数の植物を見ることができると言われています。このように植物の種類が多いのは、地形・地質が多様で変化に富んでいること、気候は冷温帯と亜寒帯との移行帯で、温帯系と北方系の植物分布域が重なること、山林の多くが保安林などに指定され、保護されていることなどが主な理由です。

さらに、変化に富んだ地形や地質等を背景として、森、草原、川、里山などの多種多様な生態系が見られます。これらが生物多様性を支えながら、札幌の景観を特徴づけています。

札幌の主な樹種	
自生している 主な高木	エゾマツ、トドマツ、イチイなどの針葉樹 ハルニレ、カシワ、ハンノキ、ナナカマド、カツラ、イタヤカエデ、 エゾヤマザクラ、ミズナラ、シラカンバなどの広葉樹
自生している 主な中低木	ツリバナ、ノリウツギ、エゾヤマハギ、エゾノコリンゴ、 エゾニワトコ など
自生している 主なつる類	ツタ、ツルマサキ、ヤマブドウ、ツタウルシなど
市街地で見られる 主な外来種	イチョウ、ニセアカシア、ポプラ、プラタナス、アカナラ、ライラック など



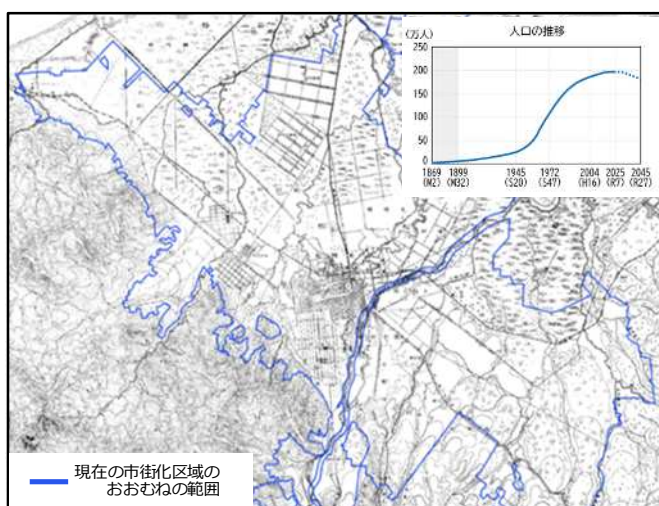
札幌景観資産 27 号 旧市民会館前のハルニレ

(2) 都市の成り立ちの特徴

「明治期」、「戦前」、「戦後」、「政令指定都市移行後」、「都市計画マスタープラン策定後」の5つに区分してこれまでの都市づくりを整理します。

明治期の都市づくり 明治2年(1869年)～明治32年(1899年)

札幌への本府建設が決定し、国による新たな都市づくりが始まりました。



【時代背景】

- 開拓使の設置：明治2年(1869年)
- 道外からの移住

【都市づくりの主要課題】

- 国による都市としての骨格づくり

明治29年(1896年)の札幌の市街地

<資料> (財)日本地図センター「地図で見る札幌の変遷」

明治29年頃の札幌(5万分1)を縮小・加工

【現在の景観につながる取組】

- 大通と創成川を基軸とした60間四方の格子状の区画など、現在の都心の原型が形づくられました。
- 屯田兵村、山鼻村、月寒村などの衛星村落が形成されました。
- 周辺都市間、村落間を結ぶ、現在の国道5号、12号、36号などが形成されました。
- れんがや札幌軟石など地場建材が使用された、北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎)などが建築されました。



札幌市街之図/村尾元長 編

(明治24年(1891年)) 北海道大学附属図書館所蔵



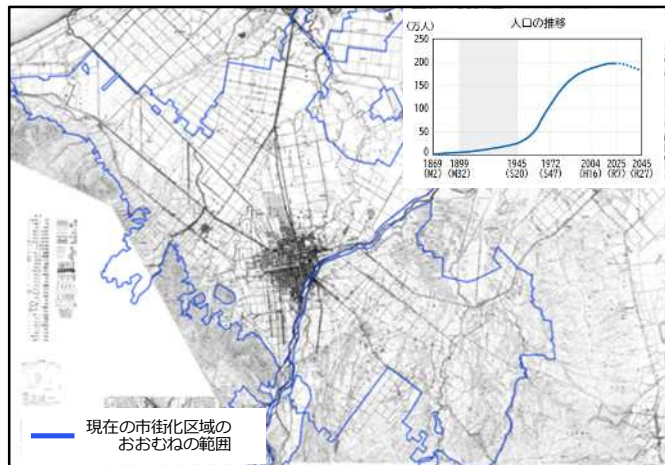
北海道庁庁舎正面

(明治22年(1889年)頃・北海道大学附属図書館所蔵)

戦前の都市づくり 明治32年(1899年)～昭和20年(1945年)

自治の時代に入り、北海道の中心都市へと成長していく中で、この成長を支える公共交通機関などの整備が進みました。

特に旧都市計画法の適用を受けてからは、様々な事業が本格的に実施されてきました。



【時代背景】

- 北海道区政施行：明治32年(1899年)
- 軍需による工・鉱業発展
：大正4年(1915年)頃
- 北海道博覧会による好況
：大正7年(1918年)
- 市制施行：大正11年(1922年)
- 人口全道一：昭和15年(1940年)

【都市づくりの主要課題】

- 時代の萌芽と北海道の中心都市への成長を支える基盤づくり

大正5年(1916年)の札幌の市街地

<資料> (財)日本地図センター「地図で見る札幌の変遷」
大正5年頃の札幌(2万5千分1)を縮小・加工

【現在の景観につながる取組】

- 円山や山鼻など札幌区近郊の宅地化が進みました。
- 行政機関や経済機関等の建築物が都心部に集中して建築されました。
- 馬鉄、路面電車、定山溪鉄道などの様々な交通網が発達しました。



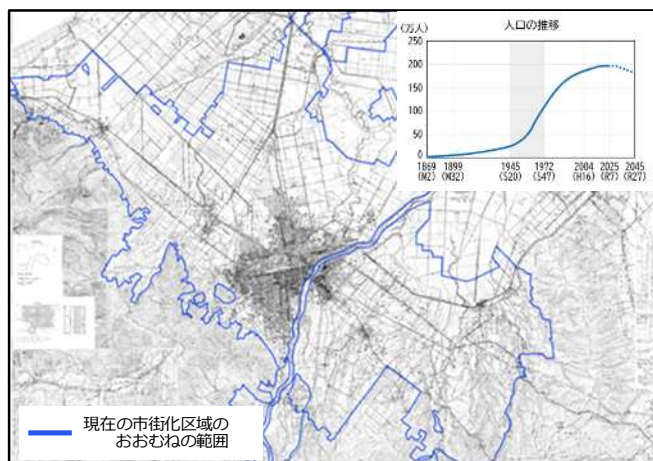
札幌駅前通り俯瞰

((昭和22年(1947年)頃・北海道大学大学文書館所蔵))

戦後の都市づくり 昭和20年（1945年）～昭和47年（1972年）

人口や産業の集中が急速に進んだこの時代には、これに対応した土地区画整理事業などが積極的に実施されました。

中でも昭和47年（1972年）に開催された冬季オリンピックの招致が決定したことは、地下鉄南北線の開通をはじめ、都市基盤の整備に一層の拍車をかけました。



昭和25年（1950年）の札幌の市街地

<資料> (財)日本地図センター「地図で見る札幌の変遷」
昭和25年頃の札幌（2万5千分1）を縮小・加工

●時代背景

- ・本州大企業を中心市街地への進出
：昭和25年(1950年)頃～
- ・急激な人口増加
- ・周辺市町村（札幌村、篠路村など）との合併による市域の拡大
- ・冬季オリンピックの招致決定
：昭和41年(1966年)

●都市づくりの主要課題

急激な人口増加や産業の集中等に対応した各種基盤整備

【現在の景観につながる取組】

- 東札幌や伏見などの地域で土地区画整理事業の積極的な実施により、道路や公園などの整備と整形な宅地の造成が行われました。
- オリンピックを前に、地下鉄南北線の開通（昭和46年（1971年））や、札幌駅前通の市街地改造事業、競技場や選手村の整備などが行われました。
- 建築物の技術進展が進み、都心部では高層化が進みました。

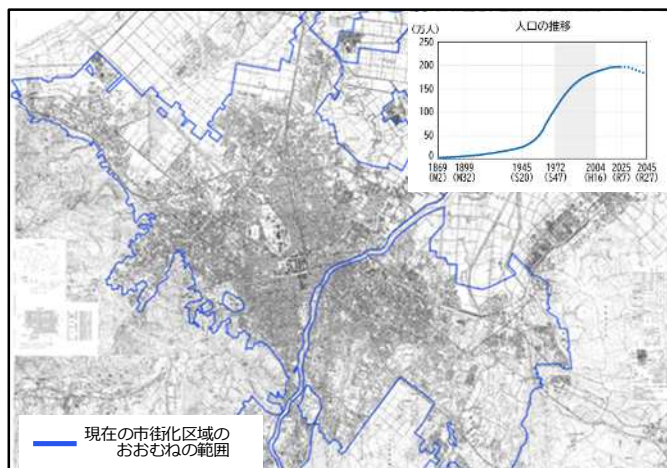


札幌市街／北海タイムス社
(昭和41年（1966年）・北海道大学附属図書館所蔵)

政令指定都市移行後の都市づくり 昭和47年（1972年）～平成16年（2004年）

人口や産業が集中する都市化の進展が続く中、新たな都市計画制度を運用し、計画的な市街地の整備・拡大を進めました。

特に市街地の郊外部では、この時代に計画的に整備された戸建住宅主体の街並みが広がっています。



昭和50年（1975年）の札幌の市街地

<資料> (財)日本地図センター「地図で見る札幌の変遷」
昭和50年頃の札幌（2万5千分1）を縮小・加工

●時代背景

- ・ 冬季オリンピックの開催
：昭和47年（1972年）
- ・ 政令指定都市への以降
：昭和47年（1972年）
- ・ 継続した人口増加

●都市づくりの主要課題

市街地拡大の計画的コントロール

【現在の景観につながる取組】

- 郊外住宅地では計画的な宅地開発を誘導し、ゆとりある郊外住宅地の街並みがつくられました。
- 昭和63年に大通地区を都市景観形成地区に指定し、街並み形成の誘導を開始しました。



郊外の住宅地（真栄地区）

都市計画マスタープラン策定後の都市づくり

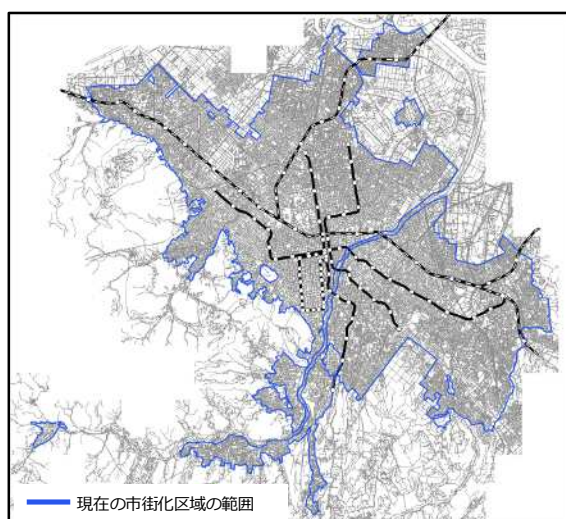
平成 16 年（2004 年）～

平成 16 年（2004 年）の札幌市都市計画マスタープラン策定以降は、人口増加が緩やかになるなど安定成熟期へ移行したこと等を踏まえ、「持続可能なコンパクト・シティへの再構築」を理念として、市街地の拡大抑制を基調とし、既存都市基盤を有効に活用しながら都市の魅力と活力を向上させる内部充実型の都市づくりを進めてきました。

平成 28 年（2016 年）の第 2 次札幌市都市計画マスタープラン策定以降は、内部充実型の都市づくりを更に進めるとともに、「低炭素都市づくり」や「安全・安心な都市づくり」といった社会ニーズに対応した都市づくりを進めてきました。

また、住宅市街地の区分に応じた人口密度の適正化や、公共交通を基軸とした各種都市機能の適切な配置を図ることを目的に札幌市立地適正化計画を策定し、持続可能な都市の形成に向けた取組を進めてきました。

都市計画マスタープランを策定してからは、一貫して内部充実型の都市づくりを進めており、特に地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるため、地域ごとのまちづくり計画の策定や再開発の事業化に向けた取組を実施してきました。これらの取組を進めることにより、多様な都市機能の誘導や居住地としての魅力向上等、居住環境や都市の魅力・活力の向上に取り組んできました。



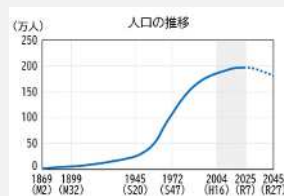
令和 7 年（2025 年）の札幌の市街地

<資料> 札幌市

●時代背景

- ・都市の成熟
- ・安定成熟期に入り人口増加が鈍化
- ・北海道胆振東部地震の発生

:平成 30 年(2018 年)



●都市づくりの主要課題

成熟社会を支える都市づくり

●景観形成につながる取組

- ・市街地の拡大抑制を基本とし、既存の都市基盤を有効に活用しながら都市の魅力と活力の向上に取り組んでいます。
- ・平成 18 年（2006 年）から市内のほぼ全域に高度地区を指定し、既成市街地における秩序ある街並みの誘導を開始しました。
- ・都市再生、地域ごとのまちづくり計画、市街地再開発事業や公有地の再編等による地域交流拠点の機能強化などに取り組んでいます。

(3) 街並みの特徴

「市街地等」「道路等」「公園緑地等」「河川等」の4つの観点から整理します。

市街地等

札幌の市街地は公共交通を基軸として、高次な都市機能が集積した都心と地域の生活の中心となる地域交流拠点を配置し、それらの周辺を複合型高度利用市街地、一般住宅地、郊外住宅地に分けて密度や特徴の異なる住宅地が計画的に形成されています。また、国際的・広域的な広がりを持った高次な都市機能を集積する高次機能交流拠点が市内各地に展開されているほか、工業地・流通業務地が周辺市街地との均衡を保ちながら一定のまとまりをもって配置され、適切に保全された森林や農地等のみどりが市街地を取り囲んでいます。

北海道の中心として発展してきた現在の都心は、格子状道路を基盤に商業、業務、ホテルなどの機能が集積する街並みを形成し、札幌を象徴する地域となっています。

新さっぽろ、宮の沢、琴似、麻生、平岸などの地域交流拠点は、主要な交通結節点周辺や区役所周辺などの生活圏域の拠点として、地域の豊かな生活を支えており、その地域を印象づける顔としての役割を担っています。

丘珠空港周辺、スノーリゾートエリア、円山動物園・大倉山周辺などの高次機能交流拠点では産業や観光、スポーツ、文化芸術などの場所ごとに特徴のある機能が地域の街並み

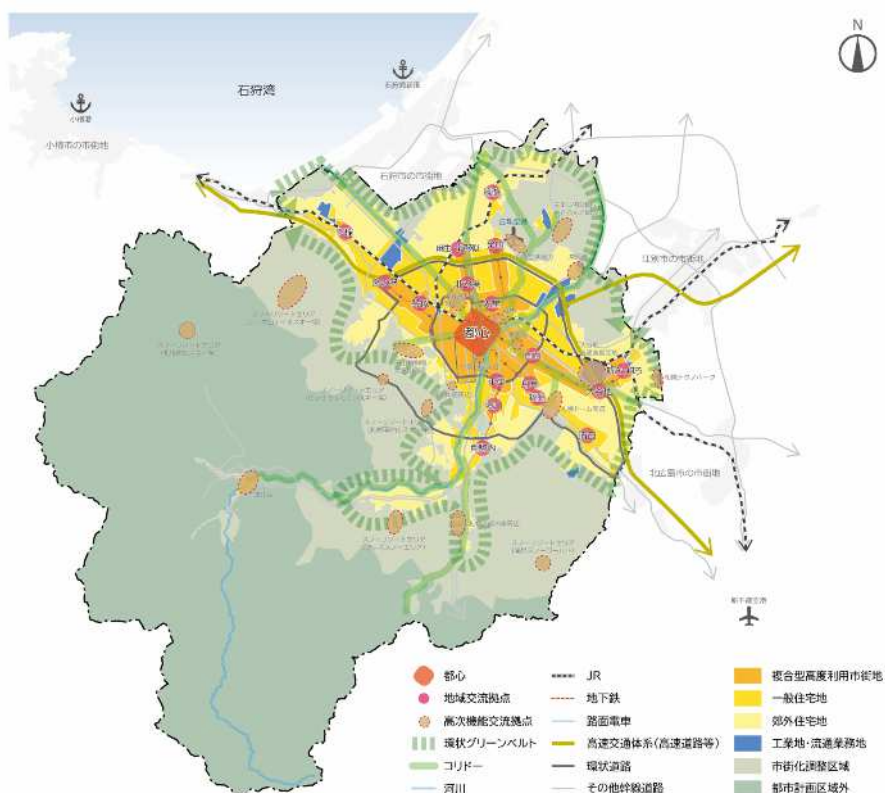


図 都市構造図

<資料> 札幌市「第3次札幌市都市計画マスタープラン」

を特徴づけています。

円山、山鼻など古くから発展した住宅地や、あいの里、平岡などの比較的新しい住宅地は、街並みにそれぞれ固有の表情を持っています。

産業を支える工業地・流通業務地は、工業系の土地利用がなされていることによりその地域を印象づけています。

また、羊ヶ丘や大倉山などの観光の拠点や、時計台、豊平館、北海道庁旧本庁舎などの札幌の歴史を物語る建築物や大通公園も札幌の個性を発信していると言えます。

そのほか、地域固有の歴史を物語る建築物や美術館、文化ホールなどの文化施設は、街並みの雰囲気になからず影響を及ぼしています。



札幌市と北広島市の市境付近から札幌の市街地を望む空撮（国道36号付近）

道路等

札幌の道路の代名詞となっている格子状の道路網（60間四方の区画で構成）は、比較的平坦な地形と相まって、規則的で単調な印象を与えますが、道路における見通しの良さやわかりやすさ、軸線の強調など、特徴ある道路景観を形成しています。

山鼻や琴似、新琴似などの屯田兵村が置かれた地域には、都心部の道路とは異なる道路網があります。このような地域は独特な発展を遂げており、現在でもまちの軸性や歴史的資源など個性的な地域をつくり出しています。また、丘陵・台地は、地形に沿った曲線道路が個性的な地域をつくり出し、さらに、戦後に開発が進んだ環状や放射状の道路網は、都市全体の骨格を強く印象づける役割を果たしています。格子状の道路網と環状・放射状道路との組み合わせは、市街地をわかりやすい機能的な空間構造にしており、道路の骨格は、景観の特徴を把握するうえで大きな手がかりとなります。

環状道路は扇状地を一周し、放射状道路は丘陵地、山地、河川など、地形的特徴に沿って延びています。市外とつながる道路は、手稲山の山裾に沿って都心に向かう道路、山並みを背景に市街地を抜ける道路、緑豊かな山間部の道路、丘陵地に沿った波状の道路など様々な道路があり、変化に富んだ道路景観を呈しています。

また、市内全域にわたって幅員8m以上の道路が非常に多く、沿道の建築物の高さとの関係性により心地よい囲まれた印象を受ける道路景観や開放感を感じられる道路景観などが形成されています。

加えて、地下鉄、ＪＲ、路面電車といった公共交通は都市活動を支える重要な交通基盤としての役割を果たすとともに、地域ごとの景観を特徴付ける要素になっています。

【地下鉄】

地下鉄は、軌道等が基本的に地下にあるため景観に与える影響は大きくはありませんが、地下鉄駅周辺は人の往来が多く、活気を感じられます。

また、南北線の南平岸駅以南に連続する高架部のシェルターは、真駒内までの景観に特徴を与えています。

【JR】

ＪＲは、軌道の一部が高架化されるなど、区間ごとに景観に変化を与えています。

また、札幌駅には、市民はもとより多くの観光客等も訪れるため、札幌駅に向かう車窓から見える風景は札幌のイメージを印象付ける景観であるといえます。

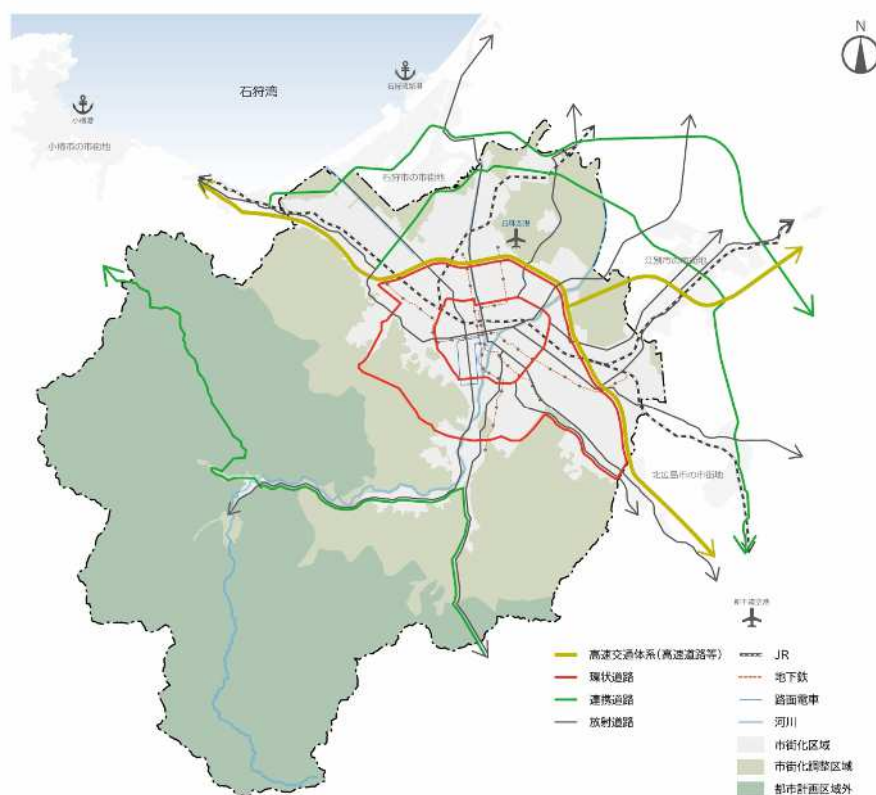


図 道路ネットワーク

＜資料＞札幌市「第3次札幌市都市計画マスタープラン」

【路面電車】

まちの中を路面電車が走る風景は札幌の特徴的な景観の一つです。平成27年（2015年）に路面電車の軌道がループ化され、札幌駅前通を走る路面電車が見られるようになりました。また、線路上の雪を払いのけるササラ電車が走る様子は、地域の景観を特徴づけています。



まちの中を路面電車が走る景観

公園緑地等

札幌市では、昭和 57 年（1982 年）に「環状グリーンベルト構想」を策定し、札幌の自然条件を生かして、市街地をみどりの帯で包み込むように森林や農地の保全・大規模公園の整備を進めてきました。現在は、特色のある大規模な都市公園を含む環状グリーンベルトと、道路緑化や河川で構成されるコリドーにより、骨格的なみどりのネットワークが形成されています。

現在、都市公園の数は約 2,700 を超え、公園の総量は充実しています。一方で、地域によっては身近な公園が不足しているなど、状況の違いが見られます。

また、道路緑化については、ハルニレやヤマモミジなどの郷土種の落葉広葉樹といった北国らしい特徴ある街路樹を中心とした景観の形成に取り組んでいるほか、地域住民の協力を得て街路樹ますや植樹帯で花壇づくりを行うなど、地域住民が主体の景観の形成も行われています。



札幌駅前通の街路樹がつくる景観



活用促進景観資源第2号 ラベンダー通りを中心とした宮の沢中央地区の取組がつくる景観

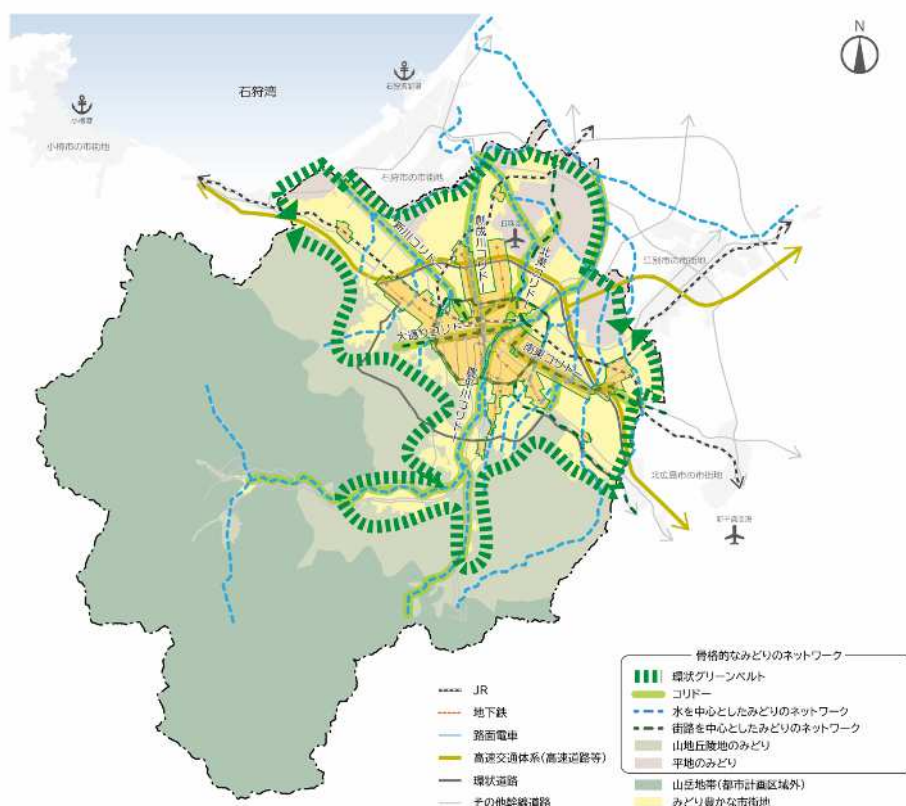


図 骨格的なみどりのネットワーク

＜資料＞札幌市「第3次札幌市都市計画マスタープラン」

河川等

札幌には支流を含めると約 600 本の河川が流れています。明治期に都市づくりの場となった扇状地を形成した豊平川や都市計画の基軸となった創成川は、都市形成に重要な役割を果たしました。明治期のまちづくりは、豊平川扇状地特有の豊かな水の恵みを有効に生かして進められました。豊富な伏流水やメムは、工場用水や生活に潤いを与える園池として生かされ、また、創成川、新川という運河は水運の要として利用されました。このように札幌は本来、豊かな水辺環境を持つ都市といえます。しかし、開発とともに扇状地の保水力が落ちて水が枯れ、また、河川が暗渠化されるなど、現在の扇状地は豊かな水辺のある地域という印象が薄れています。

札幌の水辺風景は、平地を蛇行する川幅の広い河川と^{あしはら}葦原、丘陵地の谷筋に沿った小河川と^{がいせん}崖線の緑地など、地形との関係で変化に富んだ特徴が見られます。これらは、それぞれに札幌の水辺のイメージを想起させる地域固有の水辺環境であり、地形と河川と植生が一体に捉えられる場として、「地域らしさ」や「その場らしさ」を感じさせる貴重な要素となっています。

景観を特徴付ける主要な河川

【豊平川】

南西部の山地から北部の平地へと市街地を貫流する豊平川は、札幌の代表的な河川です。橋を渡るたびに眺められる山並みのスカイラインと街並みのコントラストは、札幌の特徴的な景観の一つとなっています。



豊平橋から望む豊平川・山並み・街並み

【創成川】

創成川は、農業用水や生活水の供給を目的として開削が行われ、その後、使われ方や流路を変更しながら現在の姿になりました。札幌の東西を分ける基軸であり、歴史的にも大きな意味を持つ河川です。昭和 30 年頃までの河畔は心地よく散歩したり休んだりできる場所でしたが、その後、両側が道路に挟まれた人工的なコンクリート護岸の河川に姿を変えました。



創成川と創成川公園

現在では、南 4 条から北 1 条間の両岸は創成川公園として整備され、都心部の中で水辺を感じられる貴重な空間となっています。

【新川】

新川は、札幌市北部の湿地帯を農業用地として活用することなどを目的として開削された、都心部から石狩湾に一直線に伸びる河川です。河川の堤防沿いには、平成 10 年から 3 年をかけて地域住民の手によって植樹された全長 10.5 km もの桜並木があり、特徴的な景観を形成しています。

（４）活動・営みの特徴

人々の活動や営みには、景観の一部となって人々の目に映し出されるものがあります。

札幌には札幌芸術の森やモエレ沼公園などの施設があるだけでなく、札幌国際芸術祭やパシフィック・ミュージック・フェスティバル（PMF）などのイベントが開催され、国際的な文化芸術に触れることができます。施設やイベントに向かう人々の動きや楽しむ様子は、札幌らしい景観を形づくる要素の一つと言えます。

また、冬季には大倉山ジャンプ競技場で行われる国際的なジャンプ競技の様子から都心部でクロスカントリーを楽しむ人々の様子まで、冬のスポーツに親しむ様子が景観の一部となっています。

初夏の訪れを告げる「YOSAKOI ソーラン祭り」、開放的な雰囲気です夏を楽しむ「さっぽろ大通ビアガーデン」、北海道の食を一度に楽しめる「さっぽろオータムフェスト」、幻想的な雰囲気に包まれる「さっぽろホワイトイルミネーション」、そして世界中から多くの観光客が集まる「さっぽろ雪まつり」など年間を通して四季折々の多彩なイベントが開催され、多くの市民や観光客でにぎわう様子を捉えることができます。

街中のオープンカフェや広場などのパブリックスペースでくつろぐ人々は、札幌の暮らしを映し出し、まちの雰囲気を伝えてくれます。

このように人々の活動やこれまで築き上げてきた文化・営みは札幌らしい景観をつくる大切な要素であると言えます。

コラム Well-Moving City SAPPORO

「Well-Moving City SAPPORO」は、歩くことを中心に、居心地の良さやみどり、誰もが移動しやすい環境を大切に、四季を通じて心地よく過ごせる「心も一緒に動くまち、札幌」を目指す札幌独自の都市空間ビジョンです。人々が歩き、集い、くつろぐ姿は、まちのにぎわいや魅力として現れ、札幌らしい景観を形づくる重要な要素の一つです。

心も一緒に動くまち、札幌



(5) 都市の魅力

都市の魅力を「眺望」、「夜間景観」、「雪・冬季の景観」の3つの観点から整理します。

眺望

ある場所から目にすることができる「地形・自然」、「都市の成り立ち」、「街並み」、「活動・営み」を重層的に捉えた時の景観の特徴が眺望の特徴になります。眺望は視点場、視対象、対象場の関係性によりその見え方が形づくられます。札幌における眺望の主な視点場は、地形の特徴に応じて大きく「山地」、「丘陵地」、「扇状地」、「平地」に分けることができます。これらの視点場から視対象として視認できるものとして市街地の広がりや緑地などがあります。市街地の広がりや緑地は視対象となり得るものであると同時に、対象場となり得るものでもあります。札幌の眺望は、視点場と視対象の関係によって、山地等の標高の高い視点場から市街地全体を視対象とする「見晴らし景（パノラマ）」、格子状道路等の見通しの良さによる「見通し景（ビスタ）」、山地に囲まれた「囲み景」の3つに分類することができます。



大倉山展望台から市街地を望む
「見晴らし景（パノラマ）」



南1条通と札幌駅前通の交差点から
南方向を望む「見通し景（ビスタ）」



定山溪大橋から望む「囲み景」

コラム 視点場・対象場・視対象について

「視点場」とは視点が位置する場、「視対象」とは見る対象のことを指しますが、「対象場」とは視点場と視対象を除いた全ての対象と言われています。例えば、大倉山展望台を「視点場」とした場合で、市街地を「視対象」とすると、三角山やジャンプ台は「対象場」になります。建築等を行う際は「視対象」としての見え方はもちろんですが、「対象場」の一部としての見え方を考慮することも重要です。

夜間景観

ある場所から夜間に目にすることができる「地形・自然」、「都市の成り立ち」、「街並み」、「活動・営み」を重層的に捉えた時の景観の特徴が夜間景観の特徴になります。札幌の夜間景観は眺望との関係性から、山地等の標高の高い視点場から市街地全体を視対象とする「見晴らし（パノラマ）夜景」と格子状道路による見通しの良さによる「見通し（ビスタ）夜景」に特徴があります。また、冬季を中心に催されるイベントは札幌らしさを演出しているものが多くあるほか、スノーキャンドルによる地域らしさを演出しているものがあるなど、様々なイベント夜景があることも特徴です。



藻岩山展望台から市街地を望む
見晴らし（パノラマ）夜景



石山緑地のキャンドルナイトの景観



札幌駅前通の見通し（ビスタ）夜景

雪・冬季の景観

本市は地形・自然の特徴で整理したとおり、自然（雪）と都市が共存する世界に類を見ない都市です。冬季は一日の最高気温が氷点下となる日もあり、冷たい空気がまち全体を覆います。気象条件が重なると樹氷が見られます。

また、車道や歩道に雪が積もった様子や、除雪された雪が人の身長を超えて路肩に溜められる様子も見られます。建築物の屋根にも雪が積もり、街中の景色も辺り一面真っ白な雪景色になります。木々に目を向けると、落葉し幹だけになるものから冬季も葉をつけたままのものまでありますが、景観の中では葉の色の印象が薄まり、幹の色や深い緑の葉の

色で無彩色の印象が強くなります。晴れた日は地上に降り注いだ太陽光が雪に反射することにより光の量を多く感じられ、青い空と白い雪景色のコントラストが印象的です。曇天の日は地上に降り注ぐ太陽光が少なく、辺り一面が雪により白いことや木々の葉がほとんどないことなどから、空と雪景色とのコントラストが曖昧になり、白から灰色の印象が強くなります。街中などでは葉の落ちた街路樹に商店街や町内会等によるイルミネーションが施され、イルミネーションの光が雪に映し出され雪自体に色がついたような印象を与えています。

さらに、冬季には札幌ならではのホワイトイルミネーションやミュンヘンクリスマス市などのイベントやウィンタースポーツ等のスノーアクティビティを楽しめるスキー場があり、冬季も日中・夜間を問わずイベントやスノーアクティビティなどで雪を楽しむ人々の活動が見られます。

その他に、路面電車の線路の雪を除雪するササラ電車が走る姿は、冬の風物詩として親しまれています。



冬のエレ山の景観



雪の降る札幌駅の景観



大通公園とさっぽろテレビ塔を
望む冬の景観

第4章 基本理念・目指す姿・基本姿勢

第4章 基本理念・目指す姿・基本姿勢

4-1 基本理念

札幌市景観条例では、次のとおり基本理念を定めています。

条項	基本理念
第3条 第1項	本市は、積雪寒冷という北の風土の中で、人々の日々の暮らしにより培われた歴史や文化・産業、豊かな自然が都市と近接しているという特徴等をいかし、自然や都市はもとより人の暮らしといった景観を構成する要素が相互に調和し、引き立てあうことで多様な魅力を放つ美しい札幌の景観を、市民及び事業者と協力して創り上げていくとともに、これを市民共通のかけがえのない財産として、愛着と誇りをもって次世代へ継承するものとする。
第3条 第2項	良好な景観の形成は、市、市民及び事業者が、良好な景観の形成の主体としてそれぞれ担うべき役割を認識し、相互に協力・連携することにより推進されなければならない。

4-2 札幌の良好な景観の形成にあたって目指す姿

札幌の良好な景観の形成にあたって目指す姿を次のとおり定めます。



- 札幌の景観の土台となる地形・自然や都市の成り立ちが大切にされています。
- 場所ごとの街並みや活動・営みが個性豊かに変化を重ね、まち全体の魅力が高まっています。
- 札幌らしさを際立たせる眺望、夜間景観、雪・冬季の景観が創られ、磨かれています。

4-3 基本姿勢

目指す姿を実現していくためには、市民・事業者・行政が連携し、共通認識を持って取り組むことが大切です。私たちが景観形成に取り組むにあたって共有しておくべき「基本姿勢」を示します。

対話の実践

本市では景観法等に基づく届出に先立ち、景観プレ・アドバイス等による事前協議を行っています。これらの仕組みを良好な景観形成を損なうおそれのある建築等の計画を未然に防止する手続きにとどめず、対話を重視し、より良い景観形成に向けた前向きな仕組みとして運用していることが札幌の景観施策の特徴の一つです。

目指す姿の実現に向けた取組にあたっては、対話により取組を行うことを基本姿勢とします。

市民・事業者・行政の協働

本市では、市民等が身近な景観資源を活用促進景観資源（愛称：景観の種）として登録することを提案することができる仕組みがあります。また、市や地域住民等は、地域ごとの景観の魅力を高めていくため、それぞれが役割を担い、相互に連携しながら、地域の景観の在り方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組を推進することに努めることとしています。このように市民・事業者・行政が協働して景観形成に取り組むことを意識した景観施策を展開していることが特徴の一つです。

目指す姿の実現に向けた取組にあたっては、市民・事業者・行政が協働して取組を行うことを基本姿勢とします。

第5章 良好な景観の形成に関する方針等

第5章 良好な景観の形成に関する方針等

前章までの内容を踏まえて、札幌の景観の特徴を踏まえた方針を示します。

良好な景観の形成に向けては、第3章で示した「景観の捉え方」を認識したうえで取組を展開することが重要です。このため、取組の内容や場所に応じてそれぞれの方針を総合的な視点をもって読み解くものとします。

本章では、この計画に基づく景観形成に向けた方針として、全市共通の方針と特定の地区の方針の2種類を示しています。これらの方針のもと、景観形成基準等を設け、届出制度を通じて景観誘導を進めていきます。また、目指す姿の実現に向けた取組の方針を定め、関連する計画や施策と連携し、役割を担いあいながら取組を推進していきます。

5-1 札幌の景観の特徴を踏まえた景観形成の方針

(景観法第8条第3項の規定による「良好な景観の形成に関する方針」)
※各方針に付記しているアルファベットと数字は、方針の番号です。

(1) 地形・自然の特徴を踏まえた景観形成の方針

方針 A1 気候、地形、水辺、植生などの自然環境を生かした景観形成を図ります。

札幌は積雪寒冷地であり、四季の移り変わりが鮮明です。また、札幌の市街地を囲むように山々が連なり、市街地を貫流する多数の河川があります。気候や変化に富んだ地形などを理由に豊かな植生があります。札幌の景観を特徴づける重要な要素である自然環境を生かした景観形成を図ります。

方針 A2 多様な生態系の保全に配慮した景観形成を図ります。

札幌は広大で、変化に富んだ地形があることや地形に応じた人間活動の影響の歴史があることなどにより、山地の原生的な環境から都市部の人為的な環境まで幅広く多様な生態系が広がっています。このような多様な生態系が保全されるよう配慮しながら景観形成を図ります。

(2) 都市の成り立ちの特徴を踏まえた景観形成の方針

方針 B1 歴史的・文化的なまちの景観資源を生かした景観形成を図ります。

札幌は明治期から現在に至るまで、計画的に道路や公園などの整備と整形な宅地の造成が行われてきました。このように計画的に整備された既存の都市基盤は大切な景観資源と言えます。また、北海道庁旧本庁舎をはじめとした歴史的・文化的なまちの景観資源が市内に点在しています。このような様々な景観資源を生かした景観形成を図ります。

(3) 街並みの特徴を踏まえた景観形成の方針

【市街地等の景観形成の方針】

都市計画マスタープランでは都心、地域交流拠点、高次機能交流拠点、複合型高度利用市街地、一般住宅地、郊外住宅地、工業地・流通業務地といった都市空間の区分に応じた都市づくりを進めています。

札幌の市街地等における景観的特徴として、都心及び工業地・流通業務地では、特にその場所らしさを持つ建築物による市街地の景観が面的に広がっています。また、市街地の南西部は山地に近接していることにより、市街地の景観の中に山地のみどりが印象的に入り込む場所が見られます。

このような市街地の景観的特徴を大規模な建築物等の景観誘導に生かすため、市街地区分ごとの街並みの特徴と地形や自然の特徴を重ね合わせ、市街地を景観形成の観点から、都心ゾーン、一般市街地ゾーン、山地のみどりに近接するゾーン、工業地・流通業務地ゾーンの4つに区分して以下の通り景観形成の方針を定めます。

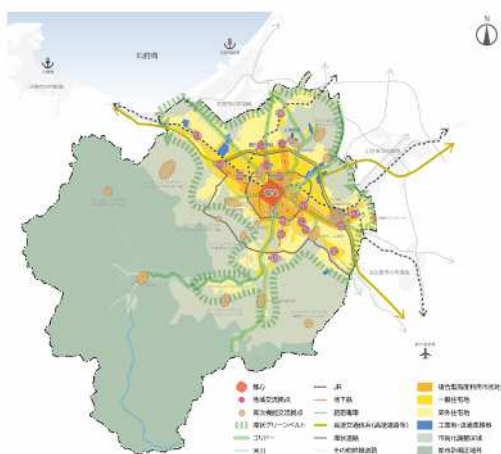


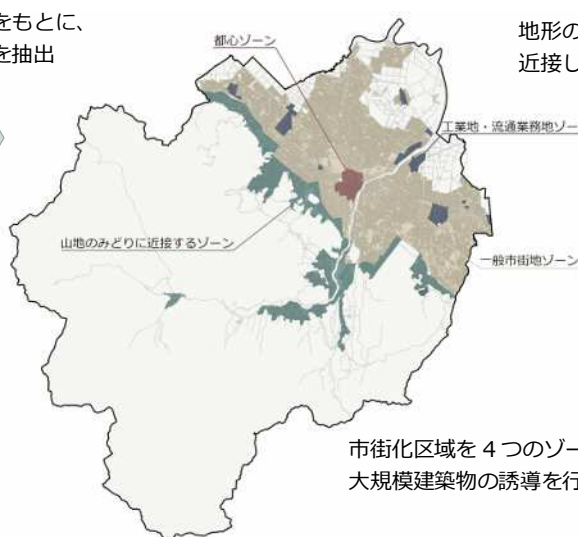
図 都市構造図（詳細は P.130 を参照）



図 地形概念図（詳細は P.21 を参照）

街並み（市街地等）の特徴をもとに、
都心と工業地・流通業務地を抽出

地形の特徴をもとに、山地のみどりに
近接している部分を抽出



市街化区域を4つのゾーンに分け、
大規模建築物の誘導を行う

図 ゾーン区分図（詳細は P.82 を参照）

方針
C1

市街地では4つのゾーンの特性を踏まえるとともに、都市機能の特徴を生かした景観形成を図ります。

都心ゾーン

- 札幌の魅力を先導する洗練された、活力とにぎわいのある景観形成を図ります。
- 格子状道路の連続性が感じられる中に、辻空間や緑地空間が個性をつくる景観形成を図ります。
- 人にやさしく快適な、まち巡りが楽しい空間の創出を重視した景観形成を図ります。

一般市街地ゾーン

- 地域ごとのまとまりに配慮した愛着の持てる景観形成を図ります。
- 【地域交流拠点、高次機能交流拠点、住宅市街地の別に応じて追加する方針】
- ・主要な交通結節点周辺など生活圈域の拠点となる地域交流拠点では、多くの人が集まる場所として居心地が良く、歩きたくなる魅力的な景観形成を図ります。
 - ・産業や観光、文化芸術、スポーツなどの機能が集積する高次機能交流拠点では、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。
 - ・住宅市街地では、高密度な居住と都市機能を備えた複合型高度利用市街地、多様な居住機能と生活利便機能が調和した一般住宅地、ゆとりある郊外住宅地それぞれの機能・環境を踏まえた、愛着の持てる景観形成を図ります。

山地のみどりに近接するゾーン

- みどりの豊かさを生かした、落ち着いた景観形成を図ります。
- 【地域交流拠点、高次機能交流拠点、住宅市街地の別に応じて追加する方針】
- ・主要な交通結節点周辺などの生活圈域の拠点となる地域交流拠点では、山地のみどりの豊かさを生かした落ち着いた景観形成を図ります。
 - ・産業や観光、文化芸術、スポーツなどの機能が集積する高次機能交流拠点では、山地のみどりの豊かさを生かしつつ、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。
 - ・住宅市街地では、高密度な居住と都市機能を備えた複合型高度利用市街地、多様な居住機能と生活利便機能を持つ一般住宅地、ゆとりある郊外住宅地それぞれの機能・環境を踏まえつつ、山地のみどりの豊かさを生かした愛着の持てる景観形成を図ります。

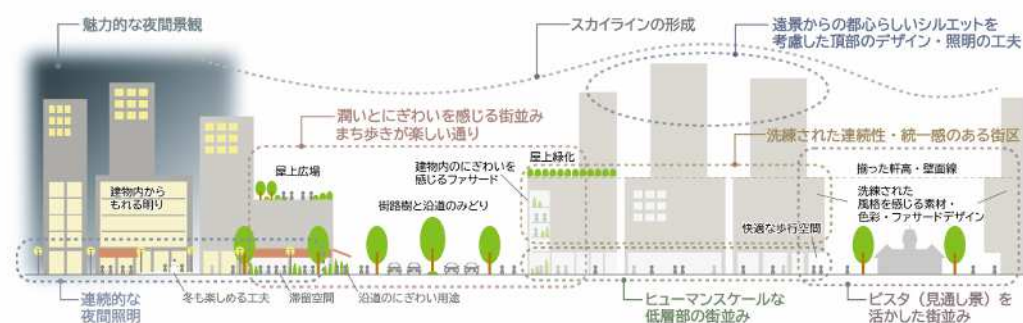
工業地・流通業務地ゾーン

- 隣接する周辺の市街地との調和に配慮した景観形成を図ります。

札幌は山地と都市が近接しており、山地のみどりあふれる景観と規模の大きい建築物が集まる市街地の景観が市域の中に存在しています。山地のみどりに近接する場所では、山地のみどりと市街地との緩衝帯となるよう、山地のみどりと建築物の双方が調和する景観

形成が求められます。都心では、高次な都市機能が集まり、札幌を象徴する最も中心的な拠点であることから、札幌の魅力を先導する役割を担う景観形成が求められます。工業地・流通業務地では、建築面積が大きく、水平方向に長大な建築物が建築されることから、その周辺市街地への景観上の影響を低減する景観形成が求められます。一般市街地では、地形や道路、建築物などの関係性により、その場所らしい市街地の景観形成が求められます。その場所ごとの特徴を踏まえながら景観形成を図ります。

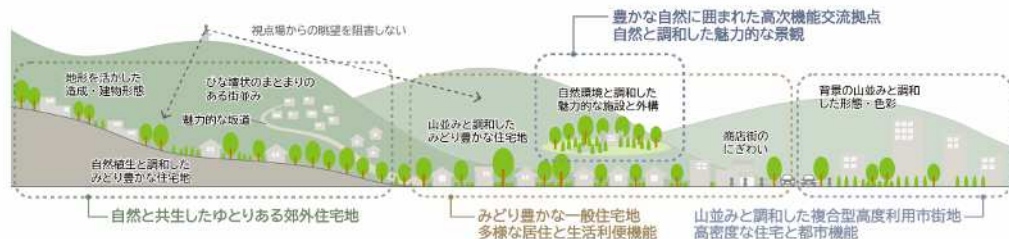
都心ゾーン



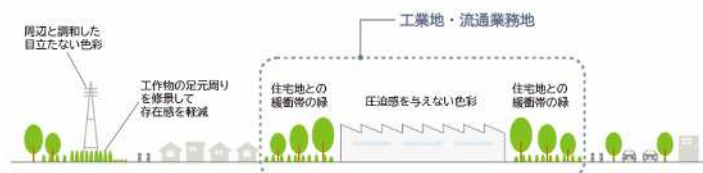
一般市街地ゾーン



山地のみどりに近接するゾーン



工業地・流通業務地ゾーン



ゾーン別景観形成のイメージ図

方針 C2 市街地の外では、維持・保全された豊かな自然や農地を尊重した景観形成を図ります。

○産業や観光、文化芸術、スポーツなどの機能が集積する高次機能交流拠点では、市街地の外であることを前提にしつつ、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。

市街地の外では豊かな自然や農地が維持・保全されていることから、これらを尊重した景観形成を図ります。また、高次機能交流拠点ではその場所らしさを感じられる景観が形成されていることから、市街地の外であることを前提にしながらも、その特徴を踏まえた景観形成を図ります。

【道路等の景観形成の方針】

方針 C3 道路ごとの特徴を生かした魅力的な沿道の景観形成を図ります。

道路線形や道路幅員、街路樹の有無や樹種など道路ごとに特徴を有しています。道路ごとの特徴と沿道建築物などとの関係性により変化に富んだ道路景観がつくられることから、沿道では道路ごとの特徴を生かした魅力的な景観形成を図ります。

方針 C4 場所の魅力向上につながる道路空間の整備や維持保全・活用により、にぎわいある景観形成を図ります。

駅前広場の整備や無電柱化の推進など場所の魅力向上につながる道路空間の整備や適切な道路空間の維持保全・活用が進められています。人が行きかい、人でにぎわう良好な道路景観の形成を図ります。

【公園緑地等の景観形成の方針】

方針 C5 豊かなみどりを守り、新しいみどりを育て、みどりをつなげる景観形成を図ります。

札幌の南部に支笏洞爺国立公園があるほか、市街地に接する藻岩山・円山は国の天然記念物に指定されるなど、自然豊かなみどりを守られています。一方、市街地では様々な規模の公園緑地、建築物の敷地内の新しいみどりや場所の特性に応じた街路樹などが視覚的につながっています。これらの豊かなみどりを守り、新しいみどりを育て、みどりをつなげる景観形成を図ります。

方針 C6 河川を生かし水辺とみどりが一体となった潤いある景観形成を図ります。

札幌には大小様々な河川が多数流れています。山地や市街地など場所によって治水の方法は異なりますが、多くの河川で水辺とみどりが一体となった河川景観が形成されています。河川を生かした潤いある景観形成を図ります。

方針 C7 骨格となる水とみどりのネットワーク、特徴ある水辺空間やみどりと協調した景観形成を図ります。

札幌の市街地は森林や農地、大規模公園などにより囲まれており、街路樹や河川で構成されるコリドーによる骨格的な水とみどりのネットワークが形成されています。また、創成川公園のように水と親しむことができる特徴ある水辺空間も形成されています。これらに近接する場所では、水辺やみどりと協調した景観形成を図ります。

【広告物・サインの景観形成の方針】**方針 C8 場所に応じた質の高い広告物・サインがある景観形成を図ります。**

広告物やサインは景観を構成する要素の一つであり、技術の進展などによりその形態や表示内容は多様化が進んでいます。建築物の色彩が周囲との調和を図られてきた一方で、主張の強い広告物の存在が目立つようになり、周囲との調和を乱している例も見られるようになってきました。良好な景観の形成の観点からは、その場所に応じて一定の配慮が行われることが望まれます。その場所に応じた質の高い広告物・サインがある景観形成を図ります。

（４）活動・営みの特徴を踏まえた景観形成の方針

方針 D1

人々の活動・営みが地域らしさを演出する景観形成を図ります。

- 建築物等の内外で行われる人々の活動・営みが感じられる景観形成を図ります。
- 多くの人が訪れる場所では、場所ごとの特徴や文化を踏まえたにぎわいのある景観形成を図ります。
- 地域への愛着が高まる景観形成を図ります。

人々の活動・営みは景観の一部となって人々の目に映し出されます。人々の活動・営みが地域らしさを演出する景観形成を図ります。

方針 D2

時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。

整備時だけでなく、将来の変化に伴って、時間の経過の中で変遷する景観をコントロールしていくことが必要です。これまで築き上げてきた文化をはじめ、時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。

方針 D3

使用されていない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないように配慮がなされた景観形成を図ります。

使用されていない建築物や土地等が生じることにより、周辺の街並みや環境を悪化させることがあります。空き家や空き地等が街並みや環境を悪化させないように配慮がなされた景観形成を図ります。

（５）都市の魅力向上を目指した景観形成の方針

【眺望の景観形成の方針】

方針 E1

札幌の眺望の特徴を尊重した景観形成を図ります。

札幌の眺望は、標高の高い視点場などから市街地や山並みを見晴らす「見晴らし景（パノラマ）」、格子状道路のような直線的な道路と沿道建築物で形づくられる「見通し景（ビスタ）」、山並みに囲まれた「囲み景」に分けることができます。このような眺望の特徴を尊重した景観形成を図ります。

【夜間景観の景観形成の方針】

方針 E2

札幌の夜間景観の特徴を生かした景観形成を図ります。

札幌の夜間景観には、標高の高い視点場などから市街地や山並みを見晴らす「見晴らし（パノラマ）夜景」、道路灯や沿道の建築物から漏れ出る光などを通りや交差点から見通す「見通し（ビスタ）夜景」があります。また、ホワイトイルミネーションなどの「イベント夜景」も見られます。このような夜間景観の特徴を生かした景観形成を図ります。

【雪・冬季の景観の景観形成の方針】

方針 E3

雪のある冬季の景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪を生かした景観形成を図ります。

雪は暮らしの中では必ずしも歓迎される存在ではありませんが、札幌のまちを演出する誇るべき景観資源としてまちづくりに生かすことが可能です。この雪を生かした景観形成を図ります。

方針 E4

雪と共生する良好な景観形成を図ります。

雪と共生する暮らしの中で見られる、路肩に積もる雪や除雪を行う人々の様子などは北国である札幌らしい景観の一つです。こうした雪と共生する良好な景観形成を図ります。

5-2 特定の地区の特徴を踏まえた景観形成の方針等

(1) 景観計画重点区域における景観形成の方針等

「大通地区」「札幌駅前通北街区地区」「札幌駅南口地区」「札幌駅北口地区」の4地区について、景観計画区域内で特に良好な景観形成を図る必要がある区域として「景観計画重点区域」に指定し、都心の顔づくりを行ってきました。

各地区の区域及び景観形成の方針（景観法第8条第3項の規定による「良好な景観の形成に関する方針」）は、5-1に定める景観形成の方針に即し、地区の特徴に応じて地区ごとに別紙2（P98～）のとおり定めます。

なお、大通地区については、第6章6-1に記載のとおり今後、大通地区景観計画重点区域における景観形成基準等の見直しに着手します。

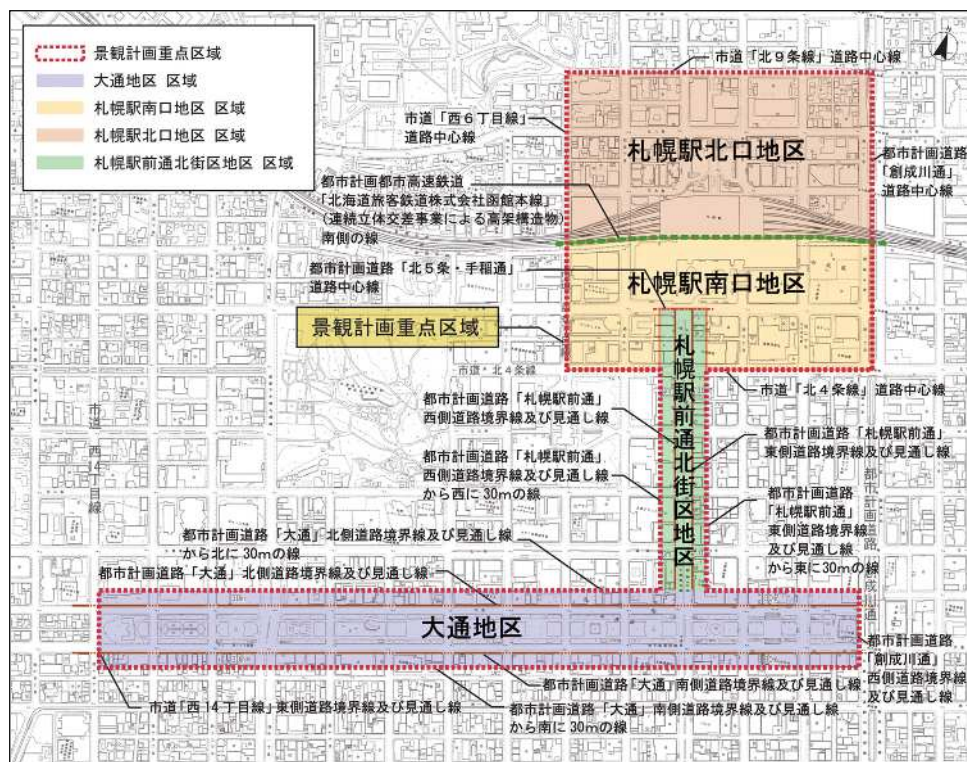


図 景観計画重点区域

(2) 景観まちづくり指針における景観形成の方針等

(札幌市景観条例第42条の5)

景観まちづくり指針の制度は、市民や事業者等が主体的に関わりながら、地域の景観の在り方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取組を推進するための制度です。景観まちづくり指針における景観形成の目標・方針など、個別に景観形成に関する方針を定める場合は、5-1に定める景観形成の方針に即し、地区の特徴に応じて定めるものとしします。

5－3 景観形成に向けた取組の方針

良好な景観の形成に向けて、「建築物等の景観誘導に関する取組」「公共施設等に関する取組」「景観資源の保全・活用に関する取組」「地域ごとの景観まちづくりに関する取組」を行います。併せて、これら4つの取組を横断する「都市の魅力向上を目指す取組」を行います。

これらの取組を展開することで、第4章で掲げた目指す姿「札幌ならではの美しい景観の形成されたまち」の実現を目指します。

建築物等の景観誘導に関する取組

大通地区景観計画重点区域における景観形成基準等の見直しなどの景観計画重点区域の取組、景観ブレ・アドバイス等による事前協議や届出の運用、景観形成基準等を補完するガイドラインの策定、屋外広告物のガイドライン等の検討、普及啓発に関する取組を行います。第6章で詳しく示します。

公共施設等に関する取組

届出等による景観誘導、景観重要公共施設に関する取組を行います。第7章で詳しく示します。

景観資源の保全・活用に関する取組

景観資源の指定・登録の推進、普及啓発、景観資源の保全・活用への支援に関する取組を行います。第8章で詳しく示します。

地域ごとの景観まちづくりに関する取組

地域ごとの景観まちづくりの推進に向けた制度の活用、普及啓発、景観まちづくり活動等への支援に関する取組を行います。第9章で詳しく示します。

都市の魅力向上を目指す取組

「眺望」「夜間景観」「雪・冬季の景観」の魅力向上に向けて、それぞれ「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を行います。これらは前述の4つの取組を横断するものです。第10章で詳しく示します。

第6章 建築物等の景観誘導に関する取組

一定規模を超える建築物等の建築等や屋外
広告物を対象にした景観誘導に関する取組
について示します。

第6章 建築物等の景観誘導に関する取組

この章では一定規模を超える建築物等の建築等や屋外広告物を対象にした景観誘導に関する取組について示します。（なお、6-2 景観プレ・アドバイス等による事前協議や6-3 届出（工事着手の30日前まで）の流れについては参考図を参照ください。）

6-1 景観計画重点区域の取組

景観計画重点区域については、各地区の景観形成の方針（5-2（1）参照）に基づき特に良好な景観形成を誘導していきます。

このうち、札幌駅前通北街区地区では、地域との協働で策定した景観まちづくり指針と併せ、よりきめ細かな景観誘導を進めていきます。

また、大通地区では、近年、屋外広告物条例に基づく景観保全型広告整備地区の指定、「大通及びその周辺のまちづくり方針—札幌都心はぐくみの軸強化方針—」や「大通公園のあり方」の策定などに取り組んでいます。これらの動向に加え、本計画で示す重点眺望などの取組を踏まえて、今後、大通地区景観計画重点区域における景観形成基準等の見直しに着手します。

6-2 景観プレ・アドバイス等による事前協議

（1）景観プレ・アドバイス（札幌市景観条例第16条の2～第16条の5）

景観プレ・アドバイスは、計画の早い（構想・設計）段階から、専門家を交えた丁寧な対話を重ねることで、事業者の創意工夫や提案力を前向きに引き出し、より良い景観を共に創り上げていくための仕組みとして運用しています。

都市計画の決定や変更を伴うなど周辺の景観に与える影響が大きい一定規模を超える建築物等の新築等や、重点眺望の見え方に影響を与える一定規模を超える建築物の新築等について、景観プレ・アドバイスを活用した景観誘導を行います。

（2）事前協議（札幌市景観条例第16条）

より良い景観の形成に向けて、札幌市では事業者等との対話を重視することで、より良い計画へと誘導していくことを景観施策の基本姿勢としています。景観法等に基づく届出に際しては、当該届出を行う前に札幌市に事前協議を行うことができることとします。

6-3 届出

建築行為等を届出の対象とし、良好な景観の形成のために協議をする取組は、景観法に基

づく最も基本的な取組です。第5章の良好な景観の形成に関する方針を踏まえて、景観計画区域及び景観計画重点区域における景観形成基準を定めます。また、基準のみでの誘導が馴染まないものについては、ガイドラインにより補完することとし、より効果的な景観誘導を行います。

(1) 景観計画区域における届出

景観計画区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

大規模な建築物や工作物について、届出・協議による景観誘導を引き続き行っていくため、届出対象行為（景観法第16条第1項及び第7項、札幌市景観条例第19条）及び特定届出対象行為（景観法第17条第1項、札幌市景観条例第22条）を別紙1のとおり定めます。

また、良好な景観の形成に関する方針を踏まえて、建築物や工作物の設計プロセスや項目に沿って景観形成基準（景観法第8条第4項第2号）を別紙1のとおり定めます。景観形成基準には、ゾーン区分ごとに基準を付加するとともに、都市の魅力向上を目指す取組として「眺望」「夜間景観」「雪・冬季の景観」の観点からの基準を定めます。

なお、届出対象以外の建築物等についても、景観形成基準を尊重するよう促すこととします。

(2) 景観計画重点区域における届出

景観計画重点区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

景観計画重点区域については、建築物や工作物の規模に関わらず届出・協議による景観誘導を行っていくため、届出対象行為（景観法第16条第1項及び第7項、札幌市景観条例第18条第1項、札幌市景観条例第19条、札幌市景観条例第24条）及び特定届出対象行為（景観法第17条第1項、札幌市景観条例第22条）を別紙2のとおり定めます。

また、景観計画重点区域では、景観計画区域に適用する別紙1の景観形成基準に加えて、それぞれの景観計画重点区域ごとに定める景観形成基準等（景観法第8条第4項第2号。札幌市景観条例第12条第1項第4号及び同条第2項。）を別紙2のとおり定めます。

(3) 景観まちづくり推進区域における届出

景観まちづくり指針で定める景観まちづくり推進区域では、地域の特性に応じた景観形成を図るため、それぞれの地域ごとに、地域届出対象行為（札幌市景観条例第42条の5第4号）及び地域景観形成基準（札幌市景観条例第42条の5第3号）を定めます。

<参考> 景観プレ・アドバイス、事前協議、届出の流れ



6-4 景観形成基準等の補完

都市の魅力の一つである夜間景観の創出については、届出・協議による誘導をより効果的に行うため、目指す姿や実現に向けた取組例を示すガイドラインの策定を検討します。

6-5 屋外広告物

(1) 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号の規定による「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」)

良好な景観を形成し、又は風致を維持するため、景観計画区域内の屋外広告物については、屋外広告物条例により必要な規制を行うこととします。このうち、地域の特色に応じた広告物の掲出方法が必要な地区については、屋外広告物条例に基づく「広告物活用地区」や「景観保全型広告整備地区」を指定し、必要な規制を行うこととします。

(2) 屋外広告物に関するガイドラインの策定検討

一律の規制誘導に馴染まない広告物のデザインや色彩について、良好な景観の形成に向けた考え方や優良な取組事例などを示すため、屋外広告物に関するガイドラインの策定を検討します。

(3) デジタルサイネージに関する基準の策定検討

景観形成上の影響が大きいデジタルサイネージについて、景観保全型広告整備地区において、基準の策定を検討します。基準を策定した場合は、景観保全型広告整備地区での取組の成果を踏まえ、札幌市全域への基準の展開を検討します。

6－6 普及啓発

魅力的な景観形成をきめ細かに誘導するため、パンフレットなどにより、景観形成基準等の内容解説や対応事例を示すとともに、必要な情報にたどり着きやすい情報提供により、景観形成基準等の内容の理解促進に努めます。

また、より良いデザインの建築物等の誘導や幅広い景観に関する取組の広がりに向けて、屋外広告物を対象とした表彰制度といった事業者や市民の景観形成の向上に貢献する取組を応援する仕組みの構築を検討します。

第7章 公共施設等に関する取組

公共施設等が良好な景観形成において先導的な役割を果たすことができるよう景観誘導等の取組や景観重要公共施設を定める場合の方針について示します。

第7章 公共施設等に関する取組

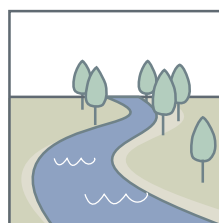
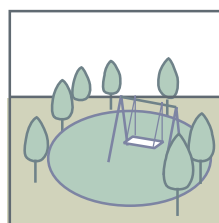
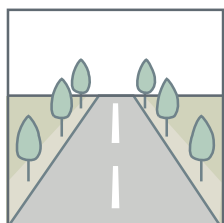
公共建築物や公共の用に供する工作物及び道路、河川、公園などの公共施設（以下「公共施設等」という。）は、景観を構成する重要な要素であり、景観形成上先導的な役割を果たすことが求められます。この章では、公共施設等が良好な景観形成において先導的な役割を果たすことができるよう景観誘導の取組や景観重要公共施設を定める場合の方針について示します。

7-1 景観誘導

景観法等に基づく届出や通知（国の機関又は地方公共団体が行う行為について届出に代わる手続）の対象となる公共建築物の新築等や工作物の新設等については、景観形成基準とガイドラインにより誘導を行います。道路、河川、公園、橋りょう、公共建築物などのうち、景観法等に基づく届出等の対象とならないものについては、ガイドラインにより誘導を行います。

用語解説「公共施設等」とは・・・

公共施設・・・道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港、下水道、緑地、運河及び水路並びに防水又は防砂の施設
公共施設等・・・「公共施設」と「公共の用に供する工作物」と「公共建築物」



7-2 景観重要公共施設

景観重要公共施設を定める場合は、下記の方針に則ることとします。

方針

- 景観形成に重要な役割を果たす次の要件のいずれかを満たす施設を対象とします。
- ① 景観計画重点区域内に位置し、良好な景観の形成を図るうえで特に重要な公共施設
 - ② 本市の景観の骨格となっているなど、本市の景観の形成に特に先導的な役割を果たすことが見込まれる公共施設

第8章 景観資源の保全・活用に関する取組

地域の景観を特徴付けている建造物や樹木の指定方針等、景観資源の指定・登録の推進、景観資源の保全・活用への支援に関する取組について示します。

第8章 景観資源の保全・活用に関する取組

景観を特徴付けている地形・自然や建築物、工作物、公園緑地、水辺・河川、人の活動・営みなどは良好な景観を形成するための大切な景観資源です。これらの建築物等は、文化財保護法に位置付けられている、有形文化財や記念物、文化的景観などの文化財に関連する制度による保存や活用と合わせ、景観法においても、まちづくりの中に生かしていく制度が創設されています。札幌市では文化財分野の取組と連携しながら、景観分野の取組として、「景観重要建造物」や「札幌景観資産」の指定、「活用促進景観資源」の登録にも取り組みます。

この章では、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針及び札幌市景観条例に基づく札幌景観資産の指定方針を定めるとともに、景観資源の指定・登録の推進、普及啓発及び景観資源の保全・活用への支援に関する取組について示します。

コラム 文化財と景観資源

地域の歴史の中で育まれてきた文化財は、景観を特徴付ける景観資源でもあります。景観資源の保全活用の取組にあたっては、文化財の保存活用の取組と連携して進めていきます。

	文化財（※）	景観資源
定義・概要	地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産	地形・自然や建築物、工作物、公園緑地、水辺・河川、人の活動・営みなど、その場所の景観を特徴付けているもの
分類 (指定等の対象)	文化財保護法に基づく6類型（有形、無形、民俗、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）や埋蔵文化財等のほか、これらに分類するのが困難なものでも、本市の定義を満たすものは、文化財として取り扱います。	建造物、樹木のほか景観を特徴付けるものはすべて対象としています。 (指定等にあたっての特段の類型は設けておりません。)
指定や登録等の制度	国、道、市が指定する指定制度と国の登録制度があります。	市が指定する指定制度と登録制度があります。
札幌市内における指定・登録の一例	☐ 国指定重要文化財 ・旧札幌農学校演武場（時計台） ほか ☐ 北海道指定有形文化財 ・旧永山武四郎邸 ほか ☐ 札幌市指定有形文化財 ・清華亭 ほか ☐ 国登録有形文化財 ・さっぽろテレビ塔 ・エドウィン・ダン記念館（旧北海道庁真駒内種畜場事務所） ほか	☐ 景観重要建造物 ・日本福音ルーテル札幌教会 ほか ☐ 札幌景観資産 ・エドウィン・ダン記念館（旧真駒内種畜場事務所） ・ミュンヘン大橋 ほか ☐ 活用促進景観資源 ・北菓楼札幌本館（旧北海道庁立図書館） ・ラベンダー通りを中心とした宮の沢中央地区の取組がつくる景観 ほか

※文化財の「定義・概要」、「分類」の記載は、「札幌市文化財保存活用地域計画」に基づくものです。

8-1 景観重要建造物等の指定方針

景観資源の指定制度として、景観法に基づく「景観重要建造物」(景観法第19条第1項)や「景観重要樹木」(景観法第28条第1項)、札幌市景観条例に基づく「札幌景観資産」(札幌市景観条例第36条)を運用します。「景観重要建造物」や「景観重要樹木」、「札幌景観資産」に指定する場合は、次の方針に則り指定します。

(1) 景観重要建造物の指定

【指定方針】(景観法第8条第2項第3号の「景観重要建造物の指定の方針」)

歴史や文化など地域の景観を特徴付けている建造物及び市民や観光客に親しまれている建造物など景観形成上重要な価値のある建造物については、所有者の意見を聴いたうえで、景観重要建造物として指定し、地域の良好な景観の形成を推進します。

(2) 景観重要樹木の指定

【指定方針】(景観法第8条第2項第3号の「景観重要樹木の指定の方針」)

自然、歴史、文化などからみて地域のシンボルとして景観を特徴付けている樹木や市民に親しまれている樹木などについては、所有者の意見を聴いたうえで、景観重要樹木として指定し、地域の良好な景観の形成を推進します。

(3) 札幌景観資産の指定

【指定方針】(札幌市景観条例第12条第1項第5号の「札幌景観資産の指定の方針」)

景観形成上重要な価値があると認められる建築物等、樹木、その他の物で、意匠、様式(樹木にあっては、樹容)等が良好な景観を特徴付けているものや将来のまちづくりに生かされる可能性のあるものなどについては、所有者の同意を得たうえで、札幌景観資産として指定し、地域の良好な景観の形成を推進します。



景観重要建造物第1号「日本福音ルーテル教会」



札幌景観資産第20号「エドウィン・ダン記念館」

8-2 活用促進景観資源（愛称：景観の種）の登録

（関係条文：札幌市景観条例第41条の2～第41条の5、第42条）

一定の制限を受ける指定制度のみではなく、今後の良好な景観形成に生かしていくことが見込まれる景観資源を市民や事業者によく周知することを目的として、「活用促進景観資源（愛称：景観の種）」（札幌市景観条例第41条の2）として登録する制度を運用します。運用にあたっては、市民や事業者からの提案を促進するとともに、札幌らしさが感じられる景観として眺望、夜間景観、雪・冬季の景観、季節ごとのイベントに着目した登録の促進に取り組みます。

8-3 普及啓発

指定・登録した景観資源のうち、その場所に存在している歴史的背景などに共通点を持つ景観資源を関連付けるストーリーを作成して紹介するなど、景観に関する興味関心を高める情報発信を行います。また、市民や事業者からの指定・登録の提案を促進するため、広く制度の周知を図ります。

文化財や観光振興等といった関連分野と連携し、景観資源を活用した情報発信を行います。

8-4 景観資源の保全・活用への支援

（1）景観重要建造物等助成金の交付

景観重要建造物、景観重要樹木及び札幌景観資産の計画的な修繕や利活用を取組を促進するため、維持・保全及び活用に要する経費の一部を助成します。

（2）景観アドバイザーの派遣

景観アドバイザー制度を活用し、修繕や利活用に関する情報の提供、助言、指導及び技術的援助を行います。

第9章 地域ごとの景観まちづくりに 関する取組

地域ごとの景観まちづくりの推進に向けた
制度の活用、普及啓発、景観まちづくり活
動等への支援に関する取組について示しま
す。

第9章 地域ごとの景観まちづくりに関する取組

良好な景観の形成のためには、身近な地域の景観の魅力を高めていくことが不可欠です。この章では、地域ごとの景観まちづくりの推進に向けた制度の活用、普及啓発、景観まちづくり活動等への支援に関する取組について示します。

9-1 多様な分野との連携と関連制度等の活用

景観まちづくりは景観法等に基づく制度の活用のみによって実現するものではないという認識に立ち、地域特性に応じてまちづくりに関する多様な分野と連携し、地域ごとの景観まちづくりに関する取組を展開します。また、地域が目指すまちづくりの目標に応じて、土地利用計画制度など関連する諸制度の活用なども視野に入れて取組を展開します。

9-2 景観まちづくり指針（関係条文：札幌市景観条例第42条の2～第42条の15）

景観まちづくり指針の制度は、市民や事業者等が主体的に関わりながら、地域の景観の在り方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取組を推進するための制度です（令和8年11月時点7地区で策定）。今後も、地域が目指すまちづくりの目標に応じて、景観まちづくり指針の策定が効果的な場合は、景観まちづくり指針策定に向けた取組を行います。

景観まちづくり指針一覧（令和8年（2026年）11月現在）

決定番号	地区名称	決定年月日
1	ロープウェイ入口電停周辺地区	平成29年6月28日
2	西15丁目電停周辺地区	平成29年6月28日
3	定山溪地区	平成29年6月28日
4	宮の沢中央地区	平成30年7月24日
5	札幌駅前通北街区地区	令和2年7月31日 令和4年10月7日変更
6	新さっぽろ駅周辺地区	令和3年3月23日
7	モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区	令和4年3月29日

9-3 普及啓発

（1）子どもへの景観教育

景観に関する意識や考え方を醸成するため、子ども向けに都市計画（土地利用のルールや都市の歴史など）をわかりやすく解説した小冊子「ミニまち」を活用し、子どもへの都市計画や景観についての教育の取組を実施します。

（２）景観の形成に関する興味・関心を高めるイベントの企画・実施

市民等の景観の形成に関する興味・関心を高めるため、まち歩きなどの体験型イベントやセミナーを企画・実施します。

（３）良好な景観の形成に資する市民活動の広報・周知

道路沿いの植樹柵への花植え活動、札幌の景観色を活用したベンチの塗装、冬季におけるスノーキャンドルを活用したイベントなど、良好な景観の形成に資する様々な市民活動が行われています。このような良好な景観の形成に資する市民活動を広報・周知します。



大通公園 ベンチ塗装活動の様子（札幌の景観色に再塗装）

９－４ 景観まちづくり活動等への支援

（１）景観まちづくり助成金の交付

市民の景観まちづくりの取組を後押しするため、良好な景観の形成に寄与する活動に要する経費の一部を助成します。また、景観まちづくり助成金の利用を促進するため、市民等に対し広く効果的な情報提供を行います。

（２）景観アドバイザーの派遣

景観まちづくり指針の検討などに際し、景観の形成に関する専門的立場からの情報提供や助言等を行うため、申出等に応じて景観アドバイザー制度を活用した、情報の提供、助言、指導等を行います。

第 10 章 都市の魅力向上を目指す取組

都市の魅力向上を目指し、第 6 章から第 9 章までの取組を横断して行う眺望、夜間景観、雪・冬季の景観に関する取組について示します。

第10章 都市の魅力向上を目指す取組

この章では、都市の魅力向上を目指し、「眺望」「夜間景観」「雪・冬季の景観」に関する取組について示します。これらの取組は、第6章から第9章までの取組を横断的に行います。

10-1 「眺望」の魅力向上を目指す取組

札幌には、市街地全体を見晴らすことができる山地などの標高の高い場所、河川と街並みなどを見晴らすことができる河川に架かる橋、建築物が立ち並ぶ街並みを見通すことができる通りや交差点など、まちの全体像や特徴をつかむことができる場所があります。まちの歴史やまちづくりが視覚的に感じられる、こうした場所からの眺望の魅力がより高まるよう「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を行います（下表）。

「景観配慮・創出に向けた誘導」を行う眺望（「景観形成の対象とする眺望」）は、市民や札幌を訪れる人々などから札幌の眺望として広く内外に認識されているものから設定します。また、その中でも、特に札幌の眺望を代表し、特段の景観配慮・創出が求められ重点的に誘導に取り組む眺望を「重点眺望」として設定します。

「景観形成の対象とする眺望」と「重点眺望」は下表のとおりとします（景観形成の対象とする眺望・重点眺望の視点場と範囲の目安は別紙4に記載）。

	内容
景観配慮・創出に向けた誘導	①良好な景観形成のための行為の制限である景観形成基準（別紙1-3）に眺望に関する基準を定め、届出・協議による誘導を行います。 ②「景観形成の対象とする眺望」のうち、特に札幌の眺望を代表し、特段の景観配慮・創出が求められる「重点眺望」を魅力あるものとするため、景観プレ・アドバイス制度を活用した誘導を行います。
普及啓発	③活用促進景観資源（愛称：景観の種）の制度を活用し、地域固有の歴史が感じられる眺望や、愛着や誇りが持てる眺望を登録し、普及啓発を行います。

景観形成の対象とする眺望一覧

見晴らし景	さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望	重点眺望
	大倉山展望台から東方向の眺望	
	豊平川に架かる橋からの眺望	
見通し景	大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望	重点眺望
	創成川通（第3次都心まちづくり計画で位置付けるつながりの軸の範囲）の南北方向の眺望	
	北3条通（第3次都心まちづくり計画で位置付けるにぎわいの軸とうけつぎの軸の交差する場所）から西方向の眺望	
囲み景	定山渓大橋からの眺望（定山渓地区景観まちづくり指針で位置付ける眺望点と共通）	



さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望



大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望



誘導イメージ



誘導イメージ

10-2 「夜間景観」の魅力向上を目指す取組

札幌には、市街地全体の夜景を一望できる展望台などの標高の高い場所、街路灯や建築物から漏れ出る光などによる夜景を見通せる通りや交差点、イベントの夜景に親しめる場所など、夜間のまちの全体像や特徴をつかむことができる場所があります。昼と異なる魅力があるこれらの場所からの夜間景観の魅力がより高まるよう「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を行います。

	内容
景観配慮・創出に向けた誘導	①良好な景観形成のための行為の制限である景観形成基準（別紙1-3）に夜間景観に関する基準を定め、届出・協議による誘導を行います。
	②夜間景観の創出に向けた目指す姿や実現に向けた取組例を示すガイドラインの策定を検討します。
普及啓発	③活用促進景観資源（愛称：景観の種）の制度を活用し、地域固有の歴史が感じられる夜間景観や、愛着や誇りが持てる夜間景観を登録し、普及啓発を行います。
	④夜間景観の創出に資するイベントやライトアップなどに対して支援を行います。



藻岩山展望台から市街地を望む夜間景観



建築物から漏れ出る光などによる夜間景観

10-3 「雪・冬季の景観」の魅力向上を目指す取組

冬の札幌には、イルミネーションにより演出された街路樹、積雪後の未踏の雪景色、大通公園に巨大な雪像が現れる雪まつりなど、他の季節とは異なる要素が見られます。雪に親しんでいる札幌らしい雪・冬季の景観の魅力が高まるよう「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を行います。

	内容
景観配慮・創出に向けた誘導	①良好な景観形成のための行為の制限である景観形成基準（別紙1－3）に雪・冬季の景観に関する基準を定め、届出・協議による誘導を行います。
普及啓発	②活用促進景観資源（愛称：景観の種）の制度を活用し、地域固有の歴史が感じられる雪・冬季の景観や、愛着や誇りが持てる雪・冬季の景観を登録し、普及啓発を行います。 ③雪・冬季の景観の創出に資する活動やイベントなどに対して支援を行います。



北3条広場と北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）を望む雪・冬季の景観



積雪後の大通公園とさっぽろテレビ塔

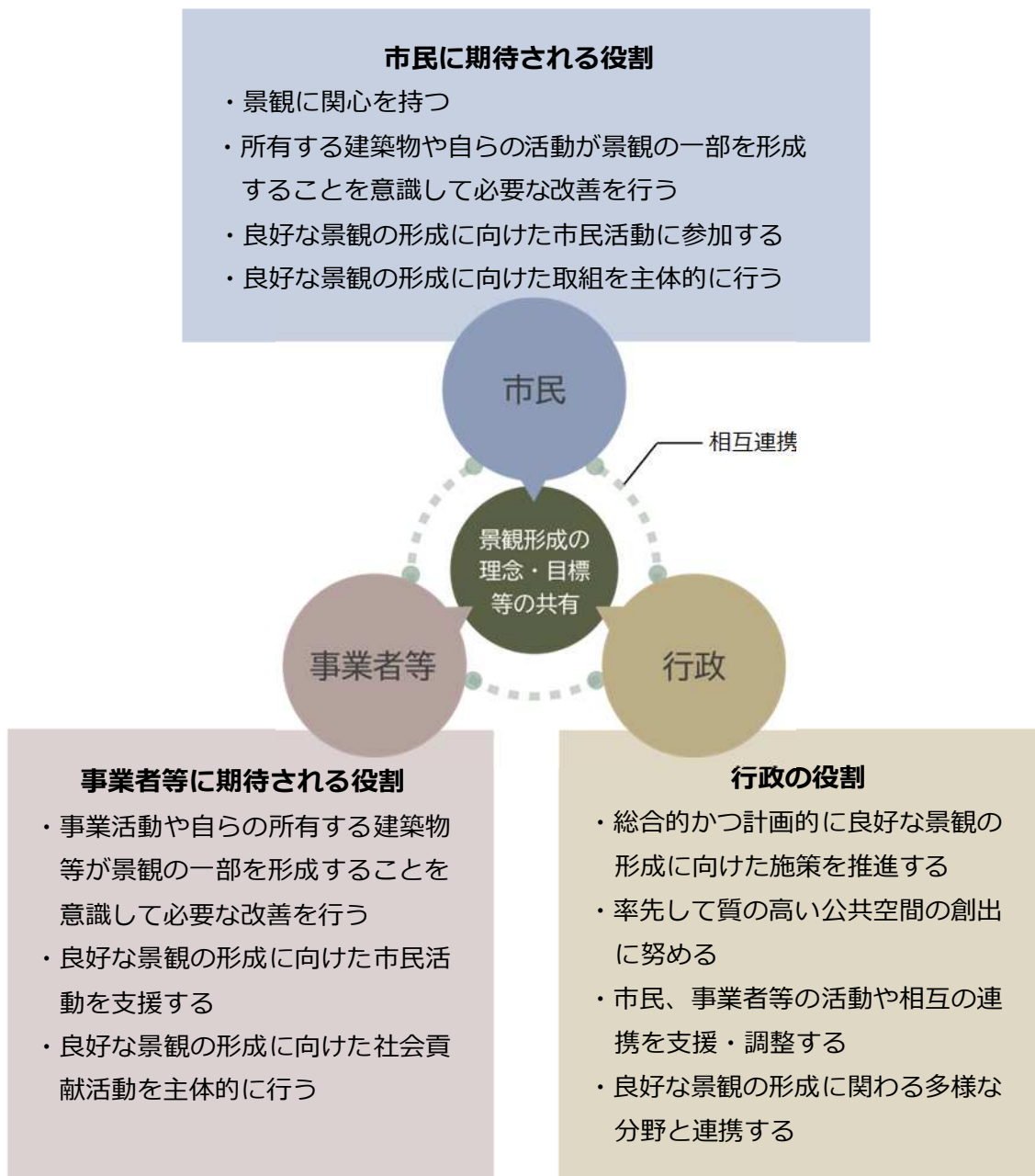
第 11 章 計画の推進

第11章 計画の推進

11-1 推進体制

良好な景観の形成を実現するためには、市民、事業者等、行政が相互に役割を担いあうことが重要です。

この計画の推進にあたっては、各主体が理念や目標を共有し、それぞれ以下のような役割を担い相互に連携して取り組んでいきます。



推進体制のイメージ

1 1 - 2 進行管理と成果指標

(1) 進行管理

計画の進行管理は、この計画（Plan）に基づく具体的な取組を展開し（Do）、その結果を検証して（Check）、必要な改善を行う（Action）サイクル（PDCA サイクル）により行います。検証は、5年を目途に行います。なお、検証のために次の2点について毎年把握していきます。

【景観の変化の把握】

景観の変化を把握するため、主要な視点場からの定点観測を行います。定点観測を行う主要な視点場は、景観形成の対象とする眺望の視点場である「さっぽろテレビ塔展望台」、「大倉山展望台」、「豊平川に架かる橋」、「大通公園と札幌駅前通の交点付近」、「創成川通」、「北3条通（札幌駅前通の交点付近）」、「定山溪大橋」とします。なお、豊平川に架かる橋は、大規模な建築物が多く立地する都心部方向を見ることができる「ミュンヘン大橋」、「平和大橋」とします。

このほかの箇所についても、都心部を中心にデータの収集や観測により景観の変化を把握します。

【市民による評価の把握】

景観は人々が身の回りの景色を見て、感じとることによって成立するため、人々がどのように感じているかを把握することは重要と考えられます。このことから、「札幌の景観を魅力的だと思う市民の割合」を指標達成度調査※（事業の効果に関する市民意識調査）により把握していきます。

	把握の時期	検証時期
短期的な取組の評価	-	● 計画開始後5年を目途に実施
景観の変化	毎年	● 計画開始後5年を目途に実施 （定点観測を行う主要な視点場ごとに検証する）
市民による評価	毎年	● 計画開始後5年を目途に実施

※「事業の効果に関する市民意識」をテーマに、各事業に対する市民意識を採取して、当該事業の効果及び成果を効率的に把握することを目的として実施する市内在住の満18歳以上の個人を対象とした調査（毎年実施）

（2）成果指標

「札幌の景観を魅力的だと思う市民の割合」を成果指標とします。

目標値	実施時期
80%以上	毎年

11-3 ロードマップ

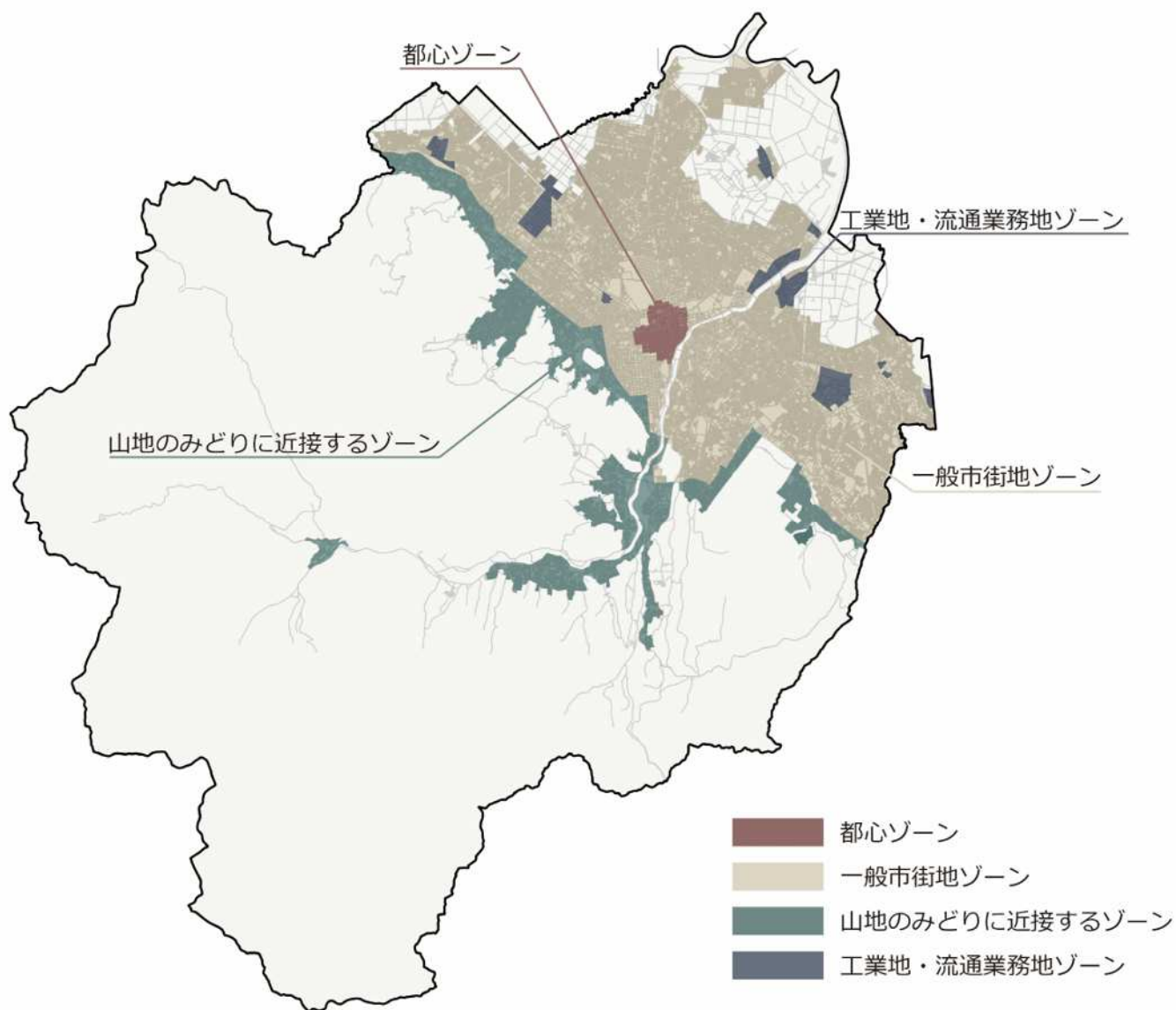
	短期的な取組（おおむね5年）	中・長期的な取組
建築物等の景観誘導	<ul style="list-style-type: none"> ● 新しい景観形成基準の策定 <p>新しい景観形成基準による景観ブレ・アドバイス、届出・協議の運用</p> <p>大通地区景観重点区域における景観形成基準等の見直し</p> <p>夜間景観に関するガイドラインの策定検討</p> <p>屋外広告物の誘導</p> <p>デジタルサイネージに関する基準の策定検討</p> <p>広告物に関するガイドラインの策定検討</p> <p>普及啓発</p> <p>事業者等の取組を応援する仕組みの構築</p>	
公共施設等の取組	<p>景観誘導等、情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 景観重要公共施設を定める場合の方針を策定 	
景観資源の保全・活用	<p>指定・登録の推進等</p> <p>指定・登録した景観資源等を活用した普及啓発</p> <p>興味関心を高める方策の検討</p> <p>景観重要建造物等助成金による支援</p> <p>景観アドバイザーの派遣</p>	
地域ごとの景観まちづくりの推進	<p>多様な分野との連携と関連制度等の活用</p> <p>子どもへの景観教育</p> <p>イベントの企画・実施</p> <p>市民活動の広報・周知</p> <p>景観まちづくり助成金による支援</p> <p>景観アドバイザーの派遣</p>	

別紙

別紙

別紙1 景観計画区域における届出対象行為と景観形成基準等

1-1 景観計画区域とゾーンの区分



各ゾーンの範囲

- ・都心ゾーン：第2次札幌市立地適正化計画に定める「都心にふさわしい高次な都市機能誘導区域」の範囲
- ・一般市街地ゾーン：市街化区域のうち、他のゾーン以外の範囲
- ・山地のみどりに近接するゾーン：市街化区域のうち、南西側の「市街地の外」に接する一部の範囲
- ・工業地・流通業務地ゾーン：第3次都市計画マスタープランに示す「工業地・流通業務地」の範囲

ゾーン区分図

※詳細は「札幌市地図情報サービス」をご確認ください。

1-2 景観計画区域における届出対象行為

【届出対象行為】

- ① 建築物及び札幌市景観条例施行規則で定める工作物（以下「建築物等」という。）の新築（工作物にあっては新設）、増築^{※1}、改築、移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更（以下別紙1で「建築等」という。）で、以下の届出対象規模に該当するもの。

届出対象規模			
建築物	延べ面積 ^{※2} が10,000㎡（札幌市立地適正化計画の都市機能誘導区域内にあっては5,000㎡）を超えるもの		
	高さ ^{※3} が31mを超えるもの （高度地区の指定がない場合）		
	高度地区の指定がある場合	高度地区の種類	高さ
		18m高度地区 ^{*1} 24m高度地区	15mを超えるもの
		27m高度地区 ^{*2}	18mを超えるもの
33m高度地区 ^{*3}		21mを超えるもの	
上記以外の地区		31mを超えるもの	
壁面の長さ ^{※4} が50mを超えるもの （高さが10mを超えるものに限る）			
工作物	擁壁・橋りょう等を除く	築造面積 ^{※5} が2,000㎡を超えるもの	
		高さが31mを超えるもの	
	擁壁等	延長が50mを超え、かつ最高の高さが6mを超えるもの	
	橋りょう・高架道路・高架鉄道等	橋長または延長が50mを超えるもの	

(イメージ)

建築物

その他
10,000㎡超

都市機能誘導区域
5,000㎡超

延べ面積

高さ
15~31m超

高さ

隣地境界線

90°

道路境界線

〈平面図〉

〈立面図〉

10m超

50m超
壁長

工作物

2,000㎡超

築造面積

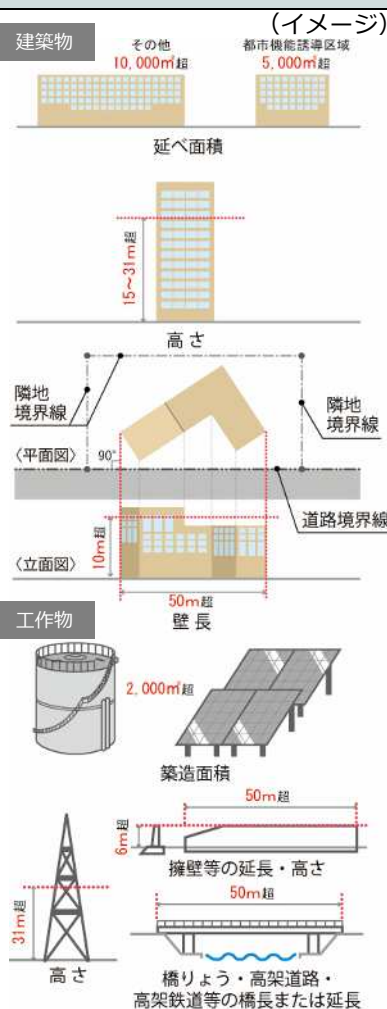
50m超

擁壁等の延長・高さ
6m超

50m超

橋りょう・高架道路・高架鉄道等の橋長または延長

高さ
31m超



*1、*2、*3：それぞれの北側斜線高度地区を含む。

※1 **増築** 増築部分が届出対象規模である増築又は建築物が増築後において届出対象規模となる増築に限る。

※2 **延べ面積** 建築基準法施行令第2条第1項第4号の「延べ面積」をいう。

※3 **高さ** 建築基準法施行令第2条第1項第6号の「建築物の高さ」をいう。（ただし、工作物は設置面からの高さとする。）

※4 **壁面の長さ** 前面道路の境界線において建築物を鉛直投影した際の水平方向の壁面の長さをいう。

※5 **築造面積** 建築基準法施行令第2条第1項第5号の「築造面積」をいう。

【特定届出対象行為】

届出対象行為のうち、以下の要件に該当するものについて、特定届出対象行為とする。

- ① **都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区の区域内における建築物**（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域（同項第1号の「用途地域」をいう。）に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第59条第4項の規定による許可に係るものに限る。）の建築等
- ② **都市計画法第8条第1項第4号の特定街区の区域内における建築物**（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第56条若しくは第56条の2若しくは札幌圏都市計画高度地区（市長が同項の規定により定める同項第3号の高度地区をいう。）に係る計画書（都市計画法第14条第1項に規定する計画書をいう。）に基づき市長が定める高度地区規定書（以下「高度地区規定書」という。）の規定による高さの制限を超えるものに限る。）の建築等
- ③ **都市計画法第8条第1項第4号の2の都市再生特別地区の区域内における建築物**（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第56条若しくは第56条の2若しくは高度地区規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。）の建築等
- ④ **地区計画等**（都市計画法第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。）の区域内における建築物（高度地区規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。）の建築等
- ⑤ **都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区の区域内における建築物**（建築基準法第68条の3第1項から第4項までの規定による認定又は許可に係るものに限る。）の建築等
- ⑥ **都市計画法第12条の8の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物**（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第68条の5の3第2項の規定による許可に係るものに限る。）の建築等
- ⑦ **都市計画法第12条の10の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物**（建築基準法第68条の5の5第2項の規定による認定に係るものに限る。）の建築等

1-3 景観計画区域における景観形成基準

第5章5-1で整理した景観形成の方針を実現するために景観計画区域における景観形成基準を定めます。景観形成の方針と景観形成基準のつながりを示すため、景観形成の方針の番号を景観形成基準の末尾に付記します。

【景観形成の方針】

景観の特徴	景観形成の方針	番号
地形・自然	気候、地形、水辺、植生などの自然環境を生かした景観形成を図ります。	A1
	多様な生態系の保全に配慮した景観形成を図ります。	A2
都市の成り立ち	歴史的・文化的なまちの景観資源を生かした景観形成を図ります。	B1
街並み	<p>市街地では4つのゾーンの特性を踏まえるとともに、都市機能の特徴を生かした景観形成を図ります。</p> <p>【都心ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○札幌の魅力を先導する洗練された、活力とにぎわいのある景観形成を図ります。 ○格子状道路の連続性が感じられる中に、辻空間や緑地空間が個性をつくる景観形成を図ります。 ○人にやさしく快適な、まち巡りが楽しい空間の創出を重視した景観形成を図ります。 <p>【一般市街地ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域ごとのまとまりに配慮した愛着の持てる景観形成を図ります。 <p>〈地域交流拠点、高次機能交流拠点、住宅市街地の別に応じて追加する方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な交通結節点周辺など生活圏域の拠点となる地域交流拠点では、多くの人が集まる場所として居心地が良く、歩きたくなる魅力的な景観形成を図ります。 ・産業や観光、文化芸術、スポーツなどの機能が集積する高次機能交流拠点では、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。 ・住宅市街地では、高密度な居住と都市機能を備えた複合型高度利用市街地、多様な居住機能と生活利便機能が調和した一般住宅地、ゆとりある郊外住宅地それぞれの機能・環境を踏まえた、愛着の持てる景観形成を図ります。 <p>【山地のみどりに近接するゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○みどりの豊かさを生かした、落ち着いた景観形成を図ります。 <p>〈地域交流拠点、高次機能交流拠点、住宅市街地の別に応じて追加する方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な交通結節点周辺などの生活圏域の拠点となる地域交流拠点では、山地のみどりの豊かさを生かした落ち着いた景観形成を図ります。 ・産業や観光、文化芸術、スポーツなどの機能が集積する高次機能交流拠点では、山地のみどりの豊かさを生かしつつ、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。 ・住宅市街地では、高密度な居住と都市機能を備えた複合型高度利用市街地、多様な居住機能と生活利便機能を持つ一般住宅地、ゆとりある郊外住宅地それぞれの機能・環境を踏まえつつ、山地のみどりに豊かさを生かした愛着の持てる景観形成を図ります。 <p>【工業地・流通業務地ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する周辺の市街地との調和に配慮した景観形成を図ります。 	C1

	市街地の外では、維持・保全された豊かな自然や農地を尊重した景観形成を図ります。 ○産業や観光、文化芸術、スポーツなどの機能が集積する高次機能交流拠点では、市街地の外であることを前提にしつつ、場所ごとの特徴を踏まえた魅力のある景観形成を図ります。	C2
	道路ごとの特徴を生かした魅力的な沿道の景観形成を図ります。	C3
	場所の魅力向上につながる道路空間の整備や維持保全・活用により、にぎわいある景観形成を図ります。	C4
	豊かなみどりを守り、新しいみどりを育て、みどりをつなげる景観形成を図ります。	C5
	河川を生かし水辺とみどりが一体となった潤いある景観形成を図ります。	C6
	骨格となる水とみどりのネットワーク、特徴ある水辺空間やみどりと協調した景観形成を図ります。	C7
	場所に応じた質の高い広告物・サインがある景観形成を図ります。	C8
活動・営み	人々の活動・営みが地域らしさを演出する景観形成を図ります。 ○建築物等の内外で行われる人々の活動・営みを感じられる景観形成を図ります。 ○多くの人が訪れる場所では、場所ごとの特徴や文化を踏まえたにぎわいのある景観形成を図ります。 ○地域への愛着が高まる景観形成を図ります。	D1
	時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。	D2
	使用されていない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないように配慮がなされた景観形成を図ります。	D3
眺望	札幌の眺望の特徴を尊重した景観形成を図ります。	E1
夜間景観	札幌の夜間景観の特徴を生かした景観形成を図ります。	E2
雪・冬季の景観	雪のある冬季の景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪を生かした景観形成を図ります。	E3
	雪と共生する良好な景観形成を図ります。	E4

【建築物の景観形成基準】

※景観形成基準への適合を確認するにあたっては、遠景・中景・近景でどのように見えるか確認しながら検討を行うよう努める。

建築物の景観形成基準		ゾーンごとに付加する基準
造成	土地の造成を行う場合は、地形の特徴を生かすよう努める。(A1、A2)	○山地のみどりに近接するゾーン 土地の造成を最小限に抑えるよう努める。(A1、A2)
	地域に親しまれてきた古木や小さな沢筋などを生かすよう努める。(A1、A2)	
配置	計画敷地が景観資源と隣接する場合は、景観資源との関係性を考慮して計画建築物を配置するよう配慮する。(B1)	○都心ゾーン 歩行者からよく見える低層部の壁面の位置を揃えるなど、格子状道路の連続性を印象付ける形態とするよう努める。(B1、C1、C3、C7)
	地域の特徴や周辺の建築物、みどり、道路等との関係性を踏まえて、計画建築物を配置するよう努める。(C1、C2、C3、C7)	
	計画敷地内の外構・オープンスペースの質をあらかじめ検討し、計画建築物を配置するよう努める。(C1、C2、C3、C7)	
	公開空地や公園等のオープンスペースに面する部分は、壁面を後退させ緑化するなどオープンスペースと協調したデザインとなるよう配慮する。(C1、C2、C3、C7)	
外観デザイン	景観資源に近接する場合や景観資源の背景となる場合は、景観資源と協調したデザインとするよう配慮する。(B1)	○都心ゾーン ・格子状道路の特徴を感じられるよう、隣接する建築物との連続性や街区ごとの一体性などに配慮したデザインとするよう配慮する。(C1、C3、C7) ・札幌を代表する主要な通りに面する場合など、場所や用途を考慮し必要な場合は、経済性のみを重視せず、都心にふさわしい質の高い外観とするよう努める。(C1、C3、C7) ・計画敷地の場所性に応じて、居住、宿泊滞在機能を持つ建築物の外観は、外部に生活感が表出しないデザインとするよう配慮する。(C1、C3、C7)
	計画敷地に存在し、地域の景観を特色づけている建築物や工作物をやむを得ず撤去する場合は、記憶の継承に資するよう撤去する建築物等の空間構成や素材、仕上げ等を参照し、計画敷地や建築物に適した活用を努める。(B1)	
	通りからの見え方が単調な印象とならないよう、柱型の活用や開口部のしつらえの工夫等により建築物の立面を分節化するよう配慮する。(C1、C2、C3、C7)	
	周辺の景観と調和しない華美な装飾を避け、目新しさ、話題性、誘目性などに偏重しない景観としてまとめた印象が感じられるデザインとする。(C1、C2、C3、C7)	
	交差点などに面する部分は、角地を意識したデザインとするなど、その場所の印象を高めるデザインとするよう配慮する。(C1、C2、C3、C7)	
		○一般市街地ゾーン ・地域交流拠点や高次機能交流拠点等のように地域の核となる場所では、場所の魅力を高めるよう、外観デザインの工夫に努める。(C1、C3、C7) ・都心ゾーンに近接する場所では、都心の街並みとの連続性に配慮したデザインとするよう努める。(C1、C3、C7) ○山地のみどりに近接するゾーン 高次機能交流拠点等のように地

建築物の景観形成基準		ゾーンごとに付加する基準
	建築物の外部と内部に視覚的つながりがある外観とする場合は、内部の壁や天井の仕上げ、照明、みどり、インテリアなども景観の観点からデザインするよう努める。(D1)	域の核となる場所では、みどり豊かな場所の魅力を高めるよう、外観デザインの工夫に努める。(C1、C3、C7) ○工業地・流通業務地ゾーン 歩行者の視点でのスケール感を意識し、建築物の長大な立面を分節化するよう配慮する。(C1、C3、C7)
低層部のデザイン	歩行者等から良く見える低層部は、機能等に応じて開放性を確保するなど、壁面や開口の位置・大きさ等を工夫したデザインとする。(C1、C2、C3、C7)	○都心ゾーン 計画敷地の場所性に応じて、隣接建築物と低層部の外観デザインの切り替え位置を揃えるなど、通りの連続性を印象付けるデザインとするよう努める。(C1、C3)
	計画敷地が通行量の多い主要な通りに面する場合は、歩行者等が移動を楽しめるよう、にぎわいの創出に資する機能の配置や建築物の外部と内部に見られるの関係をつくることなどにより、低層部の印象を強めるデザインとするよう努める。(C1、C2、C3、C7)	
素材・色彩	景観資源に近接する場合や景観資源の背景となる場合は、景観資源と協調した素材・色彩とする。(B1)	○都心ゾーン 通りごとの調和に配慮するとともに、洗練された外観となるよう素材や色彩に配慮する。(C1、C3) ○一般市街地ゾーン 雑然とした印象とならないよう周囲の建築物との調和を図るとともに、高層部は空の広がりを感じられるよう努める。(C1) ○山地のみどりに近接するゾーン 背景となる豊かな自然を生かすため、周辺のみどりとの調和に配慮する。(A1、C1) ○工業地・流通業務地ゾーン 圧迫感を軽減するとともに、殺風景にならないような工夫に努める。(C1)
	外観を構成する部分は北の自然環境や周辺の街並み等と調和する色彩とする。色彩は「色彩景観基準」による。(A1、C1、C2、C3、C7)	
	アクセントとなる色彩は、街の彩となるよう面積を抑えた効果的な使い方とする。色彩は「色彩景観基準」による。(A1、C1、C2、C3、C7)	
	外構や附帯工作物などの色彩は、計画建築物との調和に配慮する。色彩は「色彩景観基準」による。(A1、C1、C2、C3、C7)	
	光の反射が強い素材の採用を避けるとともに、周辺との調和や汚れへの対応などを踏まえた素材を選定するよう配慮する。(A1、C1、C2、C3、C7)	
	複数の色彩による分節化等にあたっては、形状や素材の切り替えを活用するよう配慮する。(A1、C1、C2、C3、C7)	

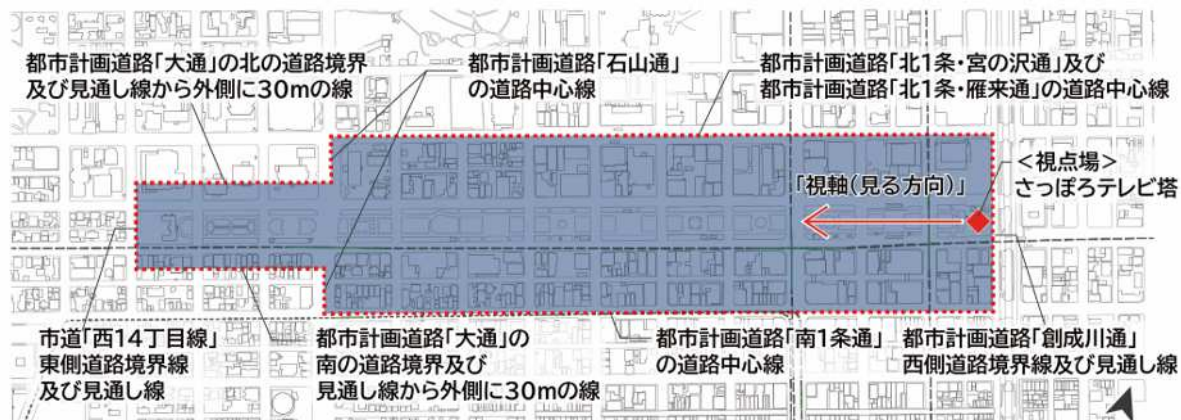
建築物の景観形成基準		ゾーンごとに付加する基準
外構・オープンスペース	計画敷地に起伏がある場合は、起伏を生かした外構デザインとするよう努める。(A1、A2)	<p>○都心ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基壇部を設ける場合は、地盤面だけでなく、基壇部の屋上にもオープンスペースを設けるなど、通りから見た時に人のにぎわいが立体的につながるような工夫に努める。(C1、C3、C7) ・基壇部を設ける場合は、通りから見た時に立体的にみどりのうるおいが感じられるよう、基壇部の屋上を緑化するなどの工夫に努める。(C1、C3、C7) <p>○一般市街地ゾーン</p> <p>地域交流拠点や高次機能交流拠点といった地域の核となる場所では、場所の魅力を高めるよう、外構デザインの工夫に努める。(C1、C3、C7)</p> <p>○山地のみどりに近接するゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の植生に配慮した樹種や草花を選定するよう努める。(A1、A2) ・計画敷地が面する主要な通りの先に山が見える場合は、計画敷地のみどりが山のみどりと連続した印象となるよう、樹木や草花の配置の工夫に努める。(A1、A2) <p>○工業地・流通業務地ゾーン</p> <p>周辺の市街地との緩衝帯となるよう、オープンスペースの確保に努める。(C1、C3、C7)</p>
	計画敷地の中にある地域住民等から愛着を持たれている樹木等は保全するよう努める。(A1、A2)	
	四季の変化を感じられるよう、花が咲く時期や実がつく時期などを考慮して、樹種や草花を適切に取り入れるよう配慮する。(A1、A2)	
	計画敷地が歴史的な景観資源や主要な公園・緑地等と隣接する場合は、計画建築物の敷地境界に沿った緑化や緩衝帯となる空地の配置など、景観資源との接点となる敷地境界をデザインするよう配慮する。(B1、C7)	
	計画敷地に存在し、地域の景観を特色付けている建築物や工作物をやむを得ず撤去する場合は、記憶の継承に資するよう撤去する建築物等の空間構成や素材、仕上げ等を参照し、計画敷地に適した活用に努める。(B1、C7)	
	魅力的な沿道の景観となるよう、通りから建築物へ至るアプローチをみどりや照明などにより演出するよう努める。(C1、C2、C3、C7)	
	計画敷地に面する主要な通りの緑視率が上がるよう、効果的なみどりを配置するよう努める。(C1、C2、C3、C7)	
	柵などの工作物を設置する場合は、落ち着いた素材や色彩のものを選定するよう配慮する。(C1、C2、C3、C7)	
	集合型居住誘導区域(※みどりの基本計画で定める都市緑化を積極的かつ重点的に推進する緑化重点地区とほぼ同じ区域)では、オープンスペースの設置に配慮するとともに、みどりの潤いが感じられるよう積極的に効果的なみどりを配置するよう配慮する。(C1、C2、C3、C7)	
	公開空地等のオープンスペースを設置する場合は、利用者の行動を想定し、その場にふさわしい空間構成やしつらえとするよう配慮する。(D1)	
	公開空地等のオープンスペースを設置する場合は、通行や滞留などの目的にあわせて適切にベンチ等のファニチャーを配置するよう配慮する。(D1)	
	公開空地等のオープンスペースを設置する場合は、将来的な使われ方の変化も踏まえたデザインとするよう努める。(D2)	

建築物の景観形成基準		ゾーンごとに付加する基準
駐車場	車両の出入口は歩行者によるにぎわいの連続を分断しない配置とするよう配慮する。(C1、C2、C3)	—
	車両の出入口等は裏側の印象とならないよう、みどりなどにより適切に修景するよう努める。(C1、C2、C3、C7)	
	駐車場は、やむを得ない場合を除き、前面道路から直接駐車マスに出入りすることを避けた形式とする。(C1、C2、C3)	
	建築物に取り込む駐車場や荷捌き等の車両の出入口は、通りから見える「開口部の見込み」(※建築物の部分を示す用語)等を外壁と同様の外装材とするなど、建築物と一体感を持たせるよう努める。(C1、C2、C3、C7)	
	立体駐車場やタワー型の機械式駐車場等・駐輪場は主要な通りから容易に望見できない位置に配置するよう努める。(C1、C2、C3、C7)	
	立体駐車場やタワー型の機械式駐車場等を設置する場合は、単調な立面とならないよう配慮する。この時、模様の印象が強くないようにするとともに、通りに対する圧迫感の少ないデザインとするよう配慮する。(C1、C2、C3、C7)	
附帯工作物等	屋外に設置する建築設備は可能な限り建築物と一体的に見えるような目隠しを設置するよう配慮するとともに、主要な通りから容易に望見できない位置に設置するよう配慮する。(C1、C2、C3、C7)	—
	自転車置き場やごみ置き場、物置など敷地内に附帯する建築物・工作物は、建築物本体に取り込むことを基本とするが、やむを得ず別棟で建築等をする場合は、建築物本体との関係性を十分考慮し、配置するよう配慮する。主要な通りに面して配置する時は、歩行者に対して閉鎖的な印象を与えないよう、みどり等により修景するよう配慮する。(C1、C2、C3、C7)	
	太陽光発電設備を屋上や地上に設置する時は、通りからの見え方に配慮した位置に設けるよう配慮する。太陽光発電設備を外壁に設置する時は、建築物の外観として見た時の違和感を低減できる設置位置とするよう配慮する。(C1、C2、C3、C7)	
広告物・サイン	景観資源に近接する場所では、景観資源と調和した広告物・サインを表示・掲出するよう配慮する。(B1、C8)	—
	広告物・サインは視認性を確保できる最小限の大きさとするよう配慮する。(C8)	
	広告物を複数掲出する場合は集合化するよう配慮する。(C8)	
	広告物・サインは周囲の街並みと調和する色彩デザインや照明とするよう配慮する。(C8)	
	激しく動光が変化するものや華美なものは原則使用しない。(C8)	
	広告物・サインに関するガイドラインが策定された時は、ガイドラインにも準拠する。(C8)	
維持管理	維持管理の体制やルール、役割分担等について事業計画時から計画するよう努める。(D2)	—
	景観の質が担保されるよう適切に維持管理するよう配慮する。(D2)	
	使用しない広告物の掲出物件や附帯設備などが生じた時は、廃れた印象を与えないよう、適切に維持管理するよう努める。(D2)	

建築物の景観形成基準		ゾーンごとに付加する基準
眺望	<p>【見晴らし景】</p> <p>さっぽろテレビ塔展望台や大倉山展望台、豊平川に架かる橋など山や橋などを視点場とした、市街地や山並みの広がり、都心のスカイライン、道路の軸線やみどり等の見晴らしを阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、それらの見晴らしをより魅力的にしていけるために建築物の形態や照明等の工夫に努める。(E1)</p>	<p>【見晴らし景】</p> <p>○都心ゾーン</p> <p>都心のシルエットの形成を目指し、建築物の頂部の形状や高層部のライトアップなどの工夫に努める。(E1)</p> <p>○一般市街地ゾーン</p> <p>河川に近接する計画敷地では、河川に向かって掲出する広告物を照明等により照らすことや、広告物を発光させることを避けるなど、良好な河川沿いの景観が形成されるよう配慮する。(E1)</p> <p>○山地のみどりに近接するゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物は背景となる自然環境と調和する色彩とするよう配慮する。(A1、E1) ・計画敷地が山麓の場合は、視点場からの見晴らしを阻害しないよう、屋外広告物の色彩デザインや照明等の工夫に配慮する。(C8、E1)
	<p>【見通し景】</p> <p>大通公園と札幌駅前通の交点付近や創成川通や北3条通などの通りを視点場とした際にアイストップとなる建築物等や並木の縁取り、視線を誘導する直線道路等の見通しを阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、それらの見通しをより魅力的にしていけるために建築物の形態や照明等の工夫に努める。(E1)</p>	<p>【見通し景】</p> <p>○都心ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の中・低層部は、隣接する建築物等と共通するデザインをポイントで取り入れるなど、通り全体の魅力を高める工夫に努める。(E1) ・建築物の高層部は、周囲から突出した形態や意匠を控えるなど、通りの見通しを阻害しないよう配慮する。(E1) ・通りの先にアイストップとなる建築物等がある場合は、通りの沿道の魅力を形成するよう建築物のデザインの工夫に努める。(E1)
	<p>【囲み景】</p> <p>定山溪大橋など谷筋の橋を視点場とした、山並みのみどり、谷筋の建築物、川や湖の水辺等に囲まれた眺望を阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、眺望をより魅力的にしていけるために建築物の形態や照明等の工夫に努める。(E1)</p>	<p>【囲み景】</p> <p>○山地のみどりに近接するゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山並みのみどりの連続性に配慮した配置となるよう配慮するとともに、外観の素材や色彩を選定するよう配慮する。(E1) ・視点場からの見え方を意識し、河川沿いにテラスを設置するなどの工夫に努める。(E1)

建築物の景観形成基準		ゾーンごとに付加する基準
眺望 (重点眺望)	<p>【さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望】 さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望が、より魅力的になるよう配慮する。(E1) 特に、附図1(P95)に示す「『さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望』に対し特に配慮を必要とする範囲」を敷地とする場合においては、以下の基準に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大通公園に面して高さ60m以下の建築物が並ぶビスタの連続感の形成に向けて、大通公園に面する建築物の高さ60mを超える高層部を大通公園からセットバックするよう配慮する。(E1) ・高層部は周囲の街並みや背景となる山並みとの調和に配慮して外観をデザインするよう配慮する。(E1) ・建築物の高さが90mを超える場合は、山並みが背景となることを踏まえて頂部をデザインするよう配慮する。(E1) ・屋上に設置する附帯設備等は、視点場からの見え方を考慮し、目隠しなどにより修景するよう配慮する。(E1) ・長大な壁面に見えないよう、意匠の切り替えなどにより、建築物の立面を分節化するよう配慮する。(E1) ・長大な壁面に見えないよう、南北方向の高層部の厚みを可能な限り薄くするよう配慮する。(E1) <p>【大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望】 大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望がより魅力的になるよう配慮する。(E1) 特に、附図2(P95)に示す「『大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望』に対し特に配慮を必要とする範囲」を敷地とする場合においては、以下の基準に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大通公園に面して高さ60m以下の建築物が並ぶビスタの連続感の形成に向けて、大通公園に面する建築物の高さ60mを超える高層部を大通公園からセットバックするよう配慮する。(E1) ・さっぽろテレビ塔とその周囲に広がる空による眺望を阻害しないよう、建築物等の配置や形態に配慮する。特に次の部分については、さっぽろテレビ塔のシルエットに与える影響が大きいことから、配置や形態に十分配慮する。(E1) <ul style="list-style-type: none"> ①大通東1丁目南街区及び大通東2丁目南西街区における高さ45mを超える建築物又は工作物の部分 ②大通東2丁目南東街区における高さ60mを超える建築物又は工作物の部分 ・計画建築物等が視点場からさっぽろテレビ塔の背景として視認される場合は、建築物の存在感を低減させるよう、外観のデザインや素材・色彩に配慮する。(E1) ・夜間にライトアップされているさっぽろテレビ塔の見え方を阻害しないよう、高層部のライトアップは慎重に検討する。(E1、E2) ・開口部から漏れ出る光をデザインするよう照明の工夫に努める。(E1、E2) <ul style="list-style-type: none"> ・広告物・サインを設置する場合は、日中・夜間を通じて重点眺望の見え方を阻害しないものとなるよう配慮する。(C8、E1) 	—

建築物の景観形成基準		ゾーンごとに付加する基準
夜間景観	暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明により通りやエリアを演出するよう配慮する。 (A2、E2)	○都心ゾーン ・夜間においても魅力的な歩行空間となるよう、壁面のライトアップ、建築物低層部の開口部やショーウィンドウから漏れ出る光、外構等の照明による演出に努める。演出を行う場合は、通りの光が暖かみを持ち、連続した印象となるよう周辺の照明との協調に努める。また、交差点に面する建築物では、角を際立たせるなど、場所の印象を高める演出とするよう努める。 (A2、E2) ・外部と内部に視覚的なつながりがあるデザインとする場合は、魅力的な夜間景観に資する適切な内部の照明を計画するとともに、外部からの見え方を考慮した内部のしつらえとするよう努める。(A2、E2)
	グレア等を生じさせない適切な照明とするよう配慮する。(A2、E2)	
	着色や点滅・動光する照明による演出は周辺との調和を慎重に検討したうえで行うこととし、安易に行わない。また、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。(A2、E2)	
	生態系への影響等に配慮し、場所の特性に応じた光量や光の向き等とするよう努める。(A2、E2)	
雪・冬季の景観	敷地内に積もる雪も冬の景観をつくる大切な要素であると捉え、雪の美しさを見せることができる仕掛けを設けるよう努める。(E3)	○都心ゾーン ・誰もが建築物や外構、オープンスペース等において雪や冬季の景観を楽しむことができる場づくりに努める。(E3) ・白い雪の中で建築物や植栽が美しく見える照明計画やライトアップに努める。(E3)
	北風や落雪を考慮した建築物の配置や形態、外壁形状等とするよう努める。(E4)	
	冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、効果的なロードヒーティングの設置などによる良好な歩行環境を確保するよう努める。(E4)	



附図1 「さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望」に対し特に配慮を必要とする範囲

次のいずれかに該当する範囲

- ・都市計画道路「大通」の南北の道路境界及び見通し線からそれぞれ外側に30mの線、都市計画道路「創成川通」の西側道路境界及び見通し線並びに市道「西14丁目線」の東側道路境界及び見通し線に囲まれた範囲
- ・都市計画道路「北1条・宮の沢通」及び都市計画道路「北1条・雁来通」の道路中心線、都市計画道路「南1条通」の道路中心線、都市計画道路「創成川通」の西側道路境界及び見通し線並びに都市計画道路「石山通」の道路中心線に囲まれた範囲



附図2 「大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望」に対し特に配慮を必要とする範囲

次のいずれかに該当する範囲

- ・重点眺望（さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望）において特に配慮する基準を定める対象範囲（附図1参照）のうち、都市計画道路「札幌駅前通」の道路中心線より東側の範囲
- ・都市計画道路「北1条・雁来通」の道路中心線、都市計画道路「南1条通」の道路中心線、都市計画道路「東3丁目通」の道路中心線及び都市計画道路「創成川通」の道路中心線に囲まれた範囲

①大通東1丁目南街区及び大通東2丁目南西街区

- ・市道「大通中通線」の道路中心線、都市計画道路「大通」の道路中心線、市道「東2・3丁目中通線」の道路中心線及び都市計画道路「創成川通」の道路中心線に囲まれた範囲

②大通東2丁目南東街区

- ・市道「大通中通線」の道路中心線、都市計画道路「大通」の道路中心線、都市計画道路「東3丁目通」の道路中心線及び市道「東2・3丁目中通線」の道路中心線に囲まれた範囲

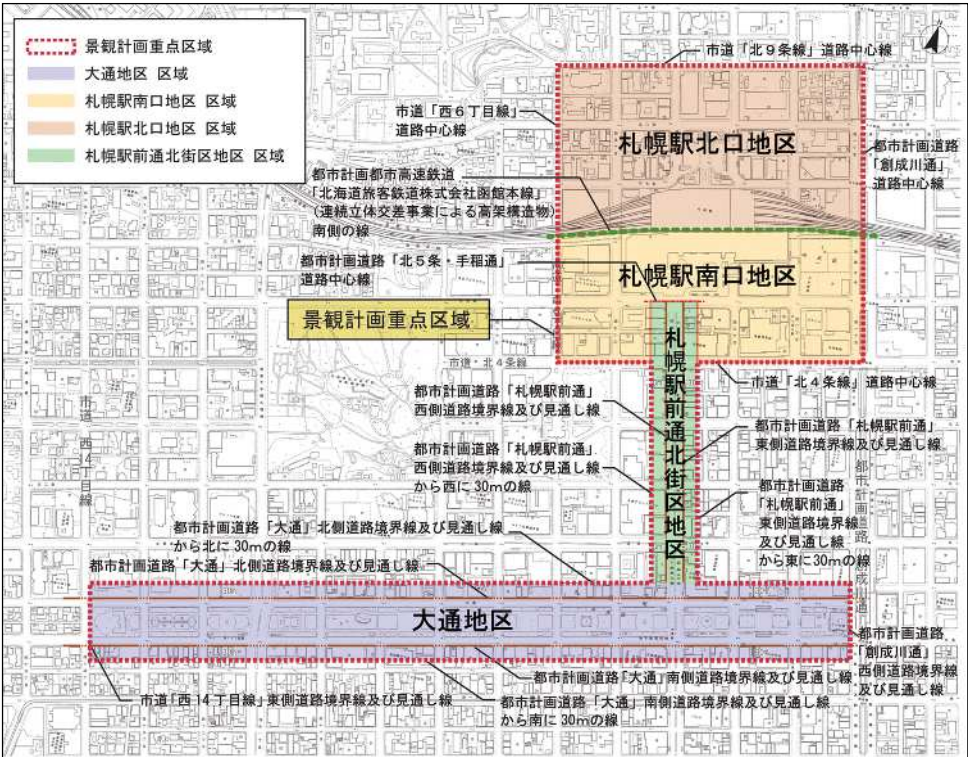
【工作物の景観形成基準】

工作物の景観形成基準		
共通	造成等	地形や水辺などの自然環境の特徴を生かすよう努める。(A1、A2)
		地域の植生に配慮する。(A1、A2)
	色彩	背景となる自然環境や街並みに調和した色彩とする。色彩は「色彩景観基準」による。(A1、C1、C2、C6)
		工作物に附帯する柵や設備等は周囲に溶け込むような目立たない色彩とするよう配慮する。色彩は「色彩景観基準」による。(A1、C1、C2、C6)
	維持管理	適切な維持管理を行う。(D2)
	眺望（重点眺望）	建築物の景観形成基準【さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望】又は【大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望】に示す対象範囲を敷地とする場合においては、当該建築物の形成基準について、「建築物」を「工作物」と読み替え準用する。(E1)
橋りょう・高架橋等	形態	構造形式の選定にあたっては、場所性にも配慮する。(C1、C2、C3、C6)
		橋りょうへ向かうアプローチ道路と橋りょうの連続性をつくるよう配慮する。(C1、C2、C3、C6)
		計画中の橋りょうと近隣の橋りょうが重なりあった時の見え方を考慮したデザインとする。(C1、C2、C3、C6)
		上部工・下部工を一体的に捉えるとともに、桁や地覆、高欄などの連続感を大切に、照明や防音壁などを含めた全体のバランスに配慮する。(C1、C2、C3、C6)
		場所性を踏まえた橋詰のデザインとする。(C1、C2、C3、C6)
		具象的な装飾や華美なデザインは原則として避ける。(C1、C2、C3、C6)
		配管や電気設備等は目立たないよう、全体のデザインの一部とするなど修景するよう配慮する。(C1、C2、C3、C6)
	附帯物等	附帯する柵、照明柱等のデザインを統一するよう配慮する。(C1、C2、C3、C6)
		附帯する案内板等がある場合は、集合化するよう配慮する。(C1、C2、C3、C6)
	夜間景観	ランドマークとなる橋りょうについては、場所性に応じて照明により演出するよう配慮する。(A2、E2)
		生態系への影響等に配慮し、場所の特性に応じた光量や光の向きなどを考慮した照明とするよう努める。(A2、E2)
鉄塔・煙突等	形態	全体の量感を軽減するよう工夫するとともに、構造美を生かした形態とする。(C1、C2)
		必要最小限の大きさとする。(C1、C2)
	外構	周辺の自然環境や街並みと調和させるため、必要に応じて修景する。(A1、C1、C2)
	附帯物等	周囲に設置する立ち入り防止柵などは、目立たないよう配慮する。(C1、C2)
擁壁等	形態等	歩行者等に対する圧迫感や違和感を軽減するよう、存在感を最小限に抑える造成や十分な緑化を行うよう配慮する。(C1、C2、C3、C4)
	附帯物等	柵や設備等は、目立たないよう配慮する。(C1、C2)
太陽光発電設備等	配置等	主要な道路や視点場などからの見え方に配慮して配置するとともに、必要に応じて修景を行うよう配慮する。(C1、C2)
	附帯物等	柵や管理用建築物等は、目立たないよう配慮する。(C1、C2)

別紙2 景観計画重点区域における届出対象行為と景観形成基準等

2-1 景観計画重点区域の区域

景観計画 重点区域名	概 要	範 囲
大通地区	都市形成の基軸となり、 現在、業務地域と商業地 域の中間にある大通公園 とその沿道地区	「大通」の南北の道路境界からそれぞれ 外側に30mの線、「創成川通」の西側道 路境界及び「西14丁目通」の東側道路 境界に囲まれた区域
札幌駅前通 北街区地区	札幌の玄関口JR札幌駅と 地下鉄3線が集中する大 通駅の交通拠点を結ぶ札 幌のメインストリートと その沿道地区	「札幌駅前通」の東西道路境界からそれ ぞれ外側に30mの線、「北5条・手稲通」 の道路中心線から「大通」に囲まれた区 域で、大通地区の区域を除いた区域
札幌駅南口地区	札幌の玄関口JR札幌駅 の南側一帯の商業と業務 が混在する地区	「創成川通」の道路中心線、「北4条線」 の道路中心線、「西6丁目線」の道路中 心線及び「JR北海道函館本線」の南側の 線に囲まれる区域で、札幌駅前通北街区 地区の区域を除いた区域
札幌駅北口地区	札幌の玄関口JR札幌駅 の北側一帯の業務と住居 が混在する地区	「創成川通」の道路中心線、「北9条線」 の道路中心線、「西6丁目線」の道路中 心線及び「JR北海道函館本線」の南側 の線に囲まれる区域



2-2 景観計画重点区域における届出対象行為

【届出対象行為】

- ① 建築物等の新築（工作物にあっては新設）、増築、改築、移転、除却^(*)、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更（以下別紙2-2で「建築等」という。）
- ② * 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは移転
- ③ 土地の形質の変更
- ④ 樹木の伐採又は植栽
- ⑤ * その他都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為

* 札幌市景観条例第24条に基づく届出対象行為

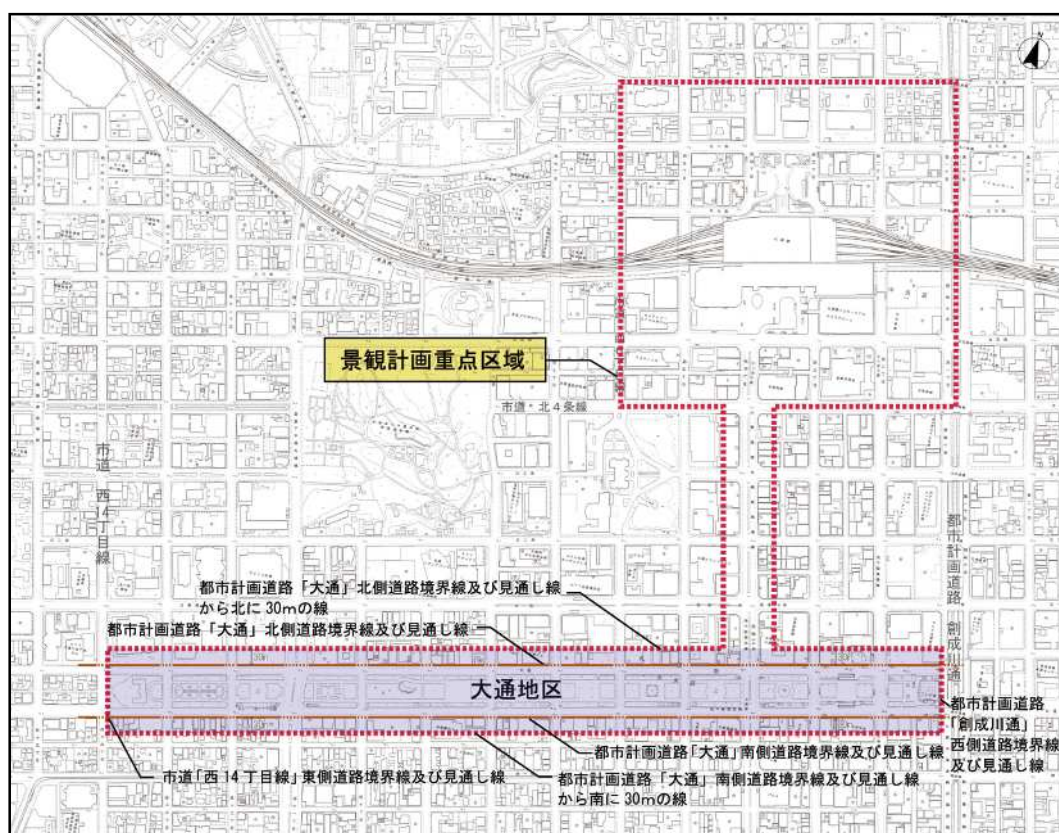
【特定届出対象行為】

届出対象行為のうち、以下の要件に該当するものについて、特定届出対象行為とする。

- ① **都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区の区域内における建築物**（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域（同項第1号の「用途地域」をいう。）に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第59条第4項の規定による許可に係るものに限る。）**の建築等**
- ② **都市計画法第8条第1項第4号の特定街区の区域内における建築物**（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第56条若しくは第56条の2若しくは札幌圏都市計画高度地区（市長が同項の規定により定める同項第3号の高度地区をいう。）に係る計画書（都市計画法第14条第1項に規定する計画書をいう。）に基づき市長が定める高度地区規定書（以下「高度地区規定書」という。）の規定による高さの制限を超えるものに限る。）**の建築等**
- ③ **都市計画法第8条第1項第4号の2の都市再生特別地区の区域内における建築物**（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第56条若しくは第56条の2若しくは高度地区規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。）**の建築等**
- ④ **地区計画等**（都市計画法第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。）**の区域内における建築物**（高度地区規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。）**の建築等**
- ⑤ **都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区の区域内における建築物**（建築基準法第68条の3第1項から第4項までの規定による認定又は許可に係るものに限る。）**の建築等**
- ⑥ **都市計画法第12条の8の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物**（当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第68条の5の3第2項の規定による許可に係るものに限る。）**の建築等**
- ⑦ **都市計画法第12条の10の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物**（建築基準法第68条の5の5第2項の規定による認定に係るものに限る。）**の建築等**

2-3-1 大通地区景観計画重点区域における景観形成方針

- ・ みどりにあふれた、連続性のある街並み
- ・ 四季の彩りを生かした、美しい街並み
- ・ 都市形成の歴史と遺産を生かした、文化性豊かな街並み
- ・ 市民に親しまれる、開放的でにぎわいのある街並み



景観計画重点区域図（大通地区）
（第5章5-2（1）後段のとおりに今後見直す予定です）



大通公園



札幌市資料館

2-3-2 大通地区景観計画重点区域における景観形成基準等

(第5章5-2(1)後段のとおり今後見直す予定です)

建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の壁面は、道路境界から後退させるとともに、その後退部分は、歩道と一体感をもったデザイン化や緑化等を行うことにより、憩いとうるおいのあるオープンスペースを確保するよう努める。 ○ 壁面後退は、低層部分では3m以上とするよう努めるとともに、1階部分のみ後退させる場合の軒高は、3m以上とする。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模な敷地に計画する建築物は、隣接する建築物等との共同化を図るよう努める。
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1階部分には、ショーウィンドウ・カフェテラス・レストラン等のサービス施設を配置するなど、歩行者に快適さを与えるよう努めるとともに、休日や夜間の景観にも配慮する。 ○ シャッターを配置する場合には、ショーウィンドウの内側に設置するか、又はグリルシャッターを使用するよう努める。 ○ 車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない。
	外壁の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園や周辺の建築物等との調和を図る。 ○ あたたかみのあるものとし、派手な色彩を大面積で使用しないようにする。 ○ なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。
	外壁の素材	<ul style="list-style-type: none"> ○ 汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観を保持しやすい材質を使用する。 ○ 道路から見える側面も、正面と同様の仕上げとする。
	塔屋・屋上設備等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 塔屋・屋上設備等は、道路から見えない位置に配置するよう努める。 ○ 道路から見える位置に配置された屋上設備等は、壁面と調和したルーバー等で目かくしをする。
建築物・屋外広告物以外の工作物	外構	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路に面したオープンスペースは、植栽を施すとともに、開放的なづくりとなるよう努める。 ○ フェンスや石垣等の外柵類は、道路境界から後退させるとともに、その後退部分は、緑化に努める。
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外駐車場は、道路側に植栽するなど、景観に配慮する。 ○ 車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動販売機類は、公園に面して設置しないよう努める。
屋外広告物*	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、ビルの名称を表示するものなど、自家用に供するもののみとし、位置・規模・色彩等は、建築物全体のデザインと調和するよう配慮する。 ○ 発光を伴うものは、動光等の変化をしないものとする。 ○ 色彩は、多色やけばけばしいものを使用しない。
	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、建築物1棟につき1か所とする。 ○ 建築物と比べて極端に大きくならないよう、建築物との調和に十分配慮する。
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要最小限の数・面積とし、建築物の形態や外壁の色彩等と調和のとれたものとする。 ○ 窓面広告物は、ショーウィンドウ内を除き、原則として表示しない。
	突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内にまとめて共同表示するよう努める。 ○ 文字等の色彩は、派手なものを使用せず、基調となる色を統一するよう努める。

* 札幌市景観条例に基づく都市景観形成基準

2-4-1 札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域における景観形成方針

街並みの目標像	建築物等の整備の指針
1 都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み	<p>1-1 札幌駅前通の景観特性に配慮する 札幌駅前通は、都心の格子状の道路のなかでも、ゆとりのある幅員と、3列の並木による豊かな緑が特徴となっている。また、沿道の建築物の高さがほぼ道幅に近いスケールで揃っており、風格を感じさせる街並みの壁面が形成されている。こうした景観要素により、札幌駅前広場からの見通し景（ビスタ）が効いた統一感のある通りとなっている。 ビスタの効いた通りは、連続性のある強い印象を与える一方で、単調になりがちな面もあるが、札幌駅前通では、道庁赤レンガをアイストップとしたイチヨウ並木をはじめ、一定の間隔で道路が交差することにより視界が開け、景観の変化を味わうことができる。 今後、土地利用が高度化し、新たなスカイラインが形成されていくことが考えられるが、街並みの統一感や辻ごとの変化を大切にすることが必要である。</p> <p>1-2 落ち着いた色彩計画により、周辺との調和に配慮する 札幌駅前通の街並みは、落ち着いた色調の建築物からなり、通りには道庁赤レンガを意識した素材や色の使用も見られる。 こうした色彩、素材の特徴や、建築物の高さと道幅とのバランスがとれた通りの囲われ感を活かし、周辺と調和した落ち着いた色彩計画とすることが大切である。</p>
2 歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み	<p>2-1 低層部は、連続したにぎわいが感じられるよう配慮する 歩行者の目線に触れやすい低層部の表情は、にぎわい感がある街並みを形成するうえで重要な役割を果たす。 低層部に商業・飲食施設などを配置する場合は、建築物内部のにぎわいを感じられるよう、開放性を演出することが大切である。一方、業務施設等は営業時間外に閉鎖的にならないよう、通りの連続したにぎわい感の演出が求められる。 また、街並みににぎわい感には夜間の演出も重要である。札幌駅前通では、地下歩行空間のスルーホールの暖色系の光や冬期間のイルミネーションにより、楽しく歩ける環境が整えられている。沿道の建築物においても、これらと協調しながら夜間景観を演出することが必要である。 低層部の連続性、開放性や夜間景観の演出によって、時間帯を問わず、にぎわいが感じられるよう配慮することが大切である。</p>
3 様々な活動による新たな都市文化を感じる街並み	<p>3-1 オープンスペースを活用し、様々な活動が行われるよう配慮する 都市の魅力は、街並みや建築物等の美しさだけではなく、訪れた人々がまち歩きをしたり、休憩、読書や軽食をしたり、人の流れや動きを楽しんだりといった様々な活動の展開により、豊かな時間を過ごせることからもつくられていく。 人々のまちなかでの様々な活動により、新たな都市文化が育まれるよう、道路と建築物の中間領域にオープンスペースを設け、演出することが大切である。</p>
4 メインストリートとして品格のある街並み	<p>4-1 品格ある街並み形成のため、質の高い形態意匠とするよう配慮する 札幌駅前通は、札幌の玄関口である札幌駅前広場からのメインストリートであり、この通りの景観は札幌のイメージに及ぼす影響が大きい。 品格ある街並みを形成していくために、札幌駅前通沿道及び札幌駅前広場に面する建築物等の形態意匠の質を高めることが重要である。 このため、札幌駅前広場からの広がり感や空間の連続性に配慮するとともに、目新しさや話題性を形態意匠の掘りどころとせず、経年変化にも陳腐化しない形態意匠とすることが大切である。</p>

<p>4 メインストリート として品格のある街 並み（続き）</p>	<p>4-2 広告物は、街並みの品格を損なわないよう掲出方法に配慮する 広告物は、施設の案内誘導等や街並みのにぎわいを演出する役割をもつ一方、掲出方法によっては乱雑な印象を与えるおそれがある。 このため、街並みの品格を損なわないよう、広告物の掲出方法に配慮することが大切である。</p>
	<p>4-3 無機質になりがちな付帯設備等は、形態意匠や位置等に配慮する 塔屋・屋上設備等は、必要な機器である一方、その形態意匠は無機質になりがちである。また自動販売機は、設置位置によって乱雑な印象を与える。 このため、これらの付帯設備等は、本体建築物と一体となるように形態意匠や設置位置に配慮することが大切である。</p>
	<p>4-4 景観の維持管理に努める 良好な景観の形成には、建築当初の質の高さを維持していくことが必要である。 このため、建築物や敷地内の植栽等を、適切に管理することが求められる。 また、建築物除却後の更地は、廃れた印象を与えないよう、適切に維持管理を行うよう努めることが大切である。</p>



景観計画重点区域図（札幌駅前通北街区地区）



札幌駅前通交差点付近



北3条西2丁目付近

2-4-2 札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域における景観形成基準

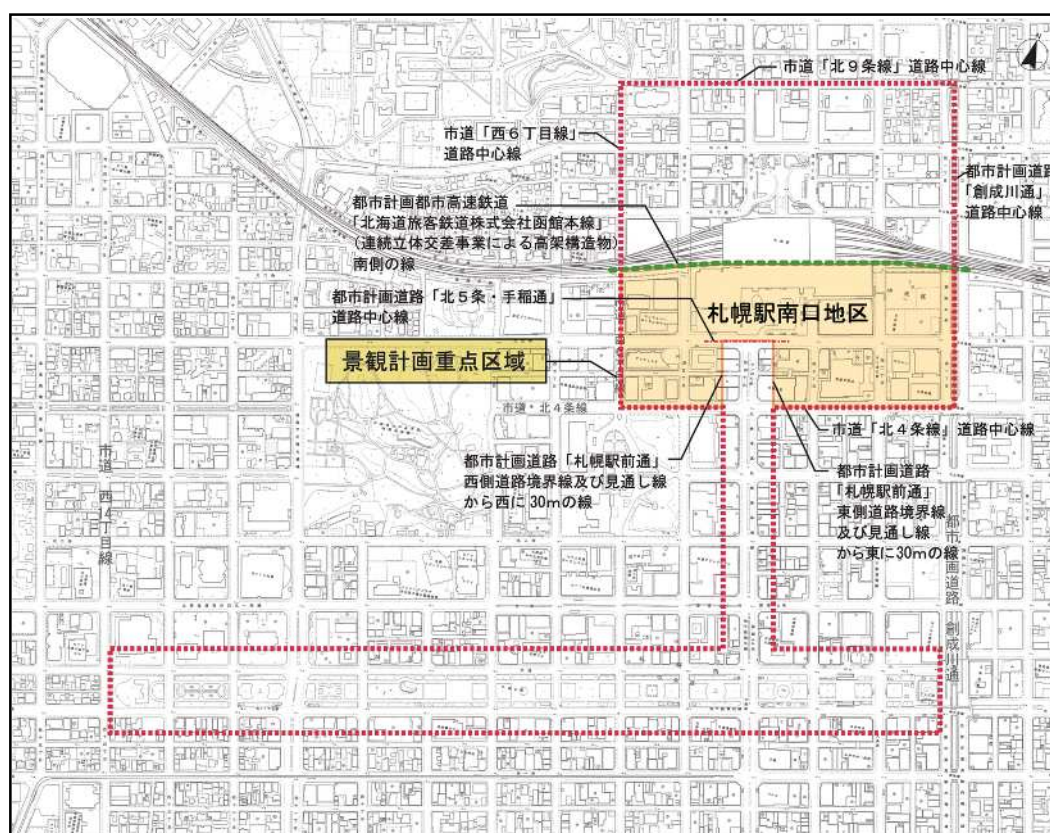
良好な景観の形成に関する方針		
街並みの目標像	建築物等の整備の指針	景観形成基準
1 都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み	<p>1-1 札幌駅前通の景観特性に配慮する 札幌駅前通は、都心の格子状の道路のなかでも、ゆとりのある幅員と、3列の並木による豊かな緑が特徴となっている。また、沿道の建築物の高さがほぼ道幅に近いスケールでそろっており、風格を感じさせる街並みの壁面が形成されている。こうした景観要素により、札幌駅前広場からの見通し景（ビスタ）が効いた統一感のある通りとなっている。</p> <p>ビスタの効いた通りは、連続性のある強い印象を与える一方で、単調になりがちな面もあるが、札幌駅前通では、道庁赤れんがをアイストップとしたイチョウ並木をはじめ、一定の間隔で道路が交差することにより視界が開け、景観の変化を味わうことができる。</p> <p>今後、土地利用が高度化し、新たなスカイラインが形成されていくことが考えられるが、街並みの統一感や辻ごとの変化を大切にすることが必要である。</p>	<p>中高層部の壁面位置の連続性に配慮した形態意匠とする。</p> <p>街区の角に位置する建築物は、隅切り部のオープンスペースの設置や両方の通りに向けた正面づくりなど、街角の印象を高めるよう配慮した形態意匠とする。</p>
	<p>1-2 落ち着いた色彩計画により、周辺との調和に配慮する 札幌駅前通の街並みは、落ち着いた色調の建築物からなり、通りには道庁赤れんがを意識した素材や色の使用も見られる。</p> <p>こうした色彩、素材の特徴や、建築物の高さと道幅とのバランスがとれた通りの囲われ感を活かし、周辺と調和した落ち着いた色彩計画とすることが大切である。</p>	<p>建築物等は、「色彩景観基準」*札幌の景観色 70 色と、その近似色（限界色票参照）とし、周辺との調和に配慮した色彩計画とする。ただし、れんがや札幌軟石などの自然素材を調色せず使用する場合はこの限りでない。</p> <p>建築物の表情に変化を与えるアクセントカラーは、低中層部で使用し、色数や面積を抑える。</p>
2 歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み	<p>2-1 低層部は、連続したにぎわいが感じられるよう配慮する 歩行者の目線に触れやすい低層部の表情は、にぎわい感がある街並みを形成するうえで重要な役割を果たす。</p> <p>低層部に商業・飲食施設などを配置する場合は、建築物内部のにぎわいを感じられるよう、開放性を演出することが大切である。一方、業務施設等は営業時間外に閉鎖的にならないよう、通りの連続したにぎわい感の演出が求められる。</p> <p>また、街並みににぎわい感には夜間の演出も重要である。札幌駅前通では、地下歩行空間のスルーホールの暖色系の光や冬期間のイルミネーションにより、楽しく歩ける環境が整えられている。沿道の建築物においても、これらと協調しながら夜間景観を演出することが必要である。</p> <p>低層部の連続性、開放性や夜間景観の演出によって、時間帯を問わず、にぎわいを感じられるよう配慮することが大切である。</p>	<p>建築物の2階以下で分節化し、低層部は周辺との連続性に配慮した形態意匠とする。</p> <p>低層部に設ける開口部は、開放性の確保やショーウィンドウの設置など、機能に応じて配慮した形態意匠とする。</p> <p>ショーウィンドウなど開口部から発せられる光、壁面やオープンスペース等の照明により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。また、落ち着いた光や建築物の素材等を活かした照明計画に配慮する。</p> <p>自動車の出入口は、札幌駅前通に面して設置しない。ただし、障がい者用の駐車スペース等はこの限りでない。</p>

*「札幌市景観計画」（令和8年度変更）より、当該部分は「札幌の景観色 70 色とその近似色の範囲（札幌の景観色 70 色限界色の範囲参照）」と読み替え。

<p>3</p> <p>様々な活動による新たな都市文化を感じる街並み</p>	<p>3-1 オープンスペースを活用し、様々な活動が行われるよう配慮する</p> <p>都市の魅力は、街並みや建築物等の美しさだけではなく、訪れた人々がまち歩きをしたり、休憩、読書や軽食をしたり、人の流れや動きを楽しんだりといった様々な活動の展開により、豊かな時間を過ごせることからもつくられていく。</p> <p>人々のまちなかでの様々な活動により、新たな都市文化が育まれるよう、道路と建築物の中間領域にオープンスペースを設け、演出することが大切である。</p>	<p>イベントやオープンカフェなど、にぎわいや憩いの場として活用されるよう、札幌駅前通に面してオープンスペースの設置に努める。</p> <p>オープンスペースが魅力的に活用されるよう、植栽、意匠に配慮されたベンチ、日よけや移動式ワゴン等の設置に努める。</p> <p>オープンスペースの舗装は、歩道と調和するよう仕上げるとともに、段差を生じないものとする。</p>
<p>4</p> <p>メインストリートとして品格のある街並み</p>	<p>4-1 品格ある街並み形成のため、質の高い形態意匠とするよう配慮する</p> <p>札幌駅前通は、札幌の玄関口である札幌駅前広場からのメインストリートであり、この通りの景観は、札幌のイメージに及ぼす影響が大きい。</p> <p>品格ある街並みを形成していくために、札幌駅前通沿道及び札幌駅前広場に面する建築物等の形態意匠の質を高めることが重要である。</p> <p>このため、札幌駅前広場からの広がり感や空間の連続性に配慮するとともに、目新しさや話題性を形態意匠の拠りどころとせず、経年変化にも陳腐化しない形態意匠とすることが大切である。</p> <p>4-2 広告物は、街並みの品格を損なわないよう掲出方法に配慮する</p> <p>広告物は、施設の案内誘導等や街並みのにぎわいを演出する役割をもつ一方、掲出方法によっては乱雑な印象を与えるおそれがある。</p> <p>このため、街並みの品格を損なわないよう、広告物の掲出方法に配慮することが大切である。</p> <p>4-3 無機質になりがちな付帯設備等は、形態意匠や位置等に配慮する</p> <p>塔屋・屋上設備等は、必要な機器である一方、その形態意匠は無機質になりがちである。また自動販売機は、設置位置によって乱雑な印象を与える。</p> <p>このため、これらの付帯設備等は、本体建築物と一体となるように形態意匠や設置位置に配慮することが大切である。</p> <p>4-4 景観の維持管理に努める</p> <p>良好な景観の形成には、建築当初の質の高さを維持していくことが必要である。</p> <p>このため、建築物や敷地内の植栽等を、適切に管理することが求められる。</p> <p>また、建築物除却後の更地は、廃れた印象を与えないよう、適切に維持管理を行うよう努めることが大切である。</p>	<p>建築物等は、周囲と調和しない他の文化様式の模倣や疑似素材の使用をせず、質の高い形態意匠とするものとする。</p> <p>札幌駅前広場に面する建築物は、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。</p> <p>ショーウィンドウ等の内部の掲出物は、質の高いデザインとするよう配慮する。また、窓等のガラス面の内部には広告物を掲出しない。</p> <p>塔屋・屋上設備等は、札幌駅前広場及び前面道路から直接見えない位置に配置する。やむを得ず前面道路から直接見える位置となる場合は、建築物の壁面と一体となった目隠し等を設ける。この場合、目隠し等の高さは10mを超えないものとする。</p> <p>自動販売機等は、建築物と一体となるように設置するとともに札幌駅前広場及び札幌駅前通に正面を向けて設置しない。</p> <p>より良い景観形成のため、土地所有者等は周辺と協調して、土地・建築物の維持管理に努める。</p>

2-5-1 札幌駅南口地区景観計画重点区域における景観形成方針

- ・ 緑豊かで四季の彩りにあふれる街
- ・ すべての人に開かれた、魅力的で活気とやすらぎのある街
- ・ 文化のかおり高い、美しく洗練された空間を共有できる街



景観計画重点区域図（札幌駅南口地区）



札幌駅南口 駅前の交差点付近



札幌駅南口駅前広場

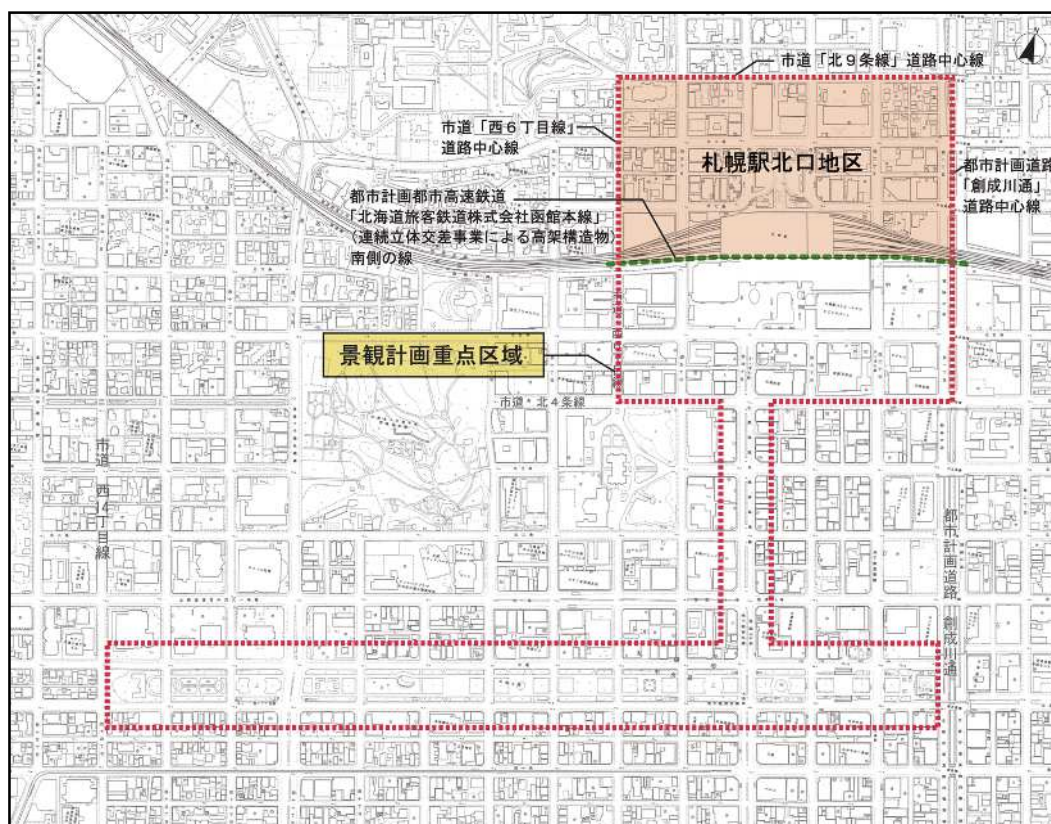
2-5-2 札幌駅南口地区景観計画重点区域における景観形成基準等

広場の演出		○駅前広場は、活気とやすらぎに満ちた人の広場として、出会い・集い・語らい・憩い・楽しむことができるよう演出する。
建築物等	敷地・緑化計画	○駅前広場からの空間の連続性を重視し、歩行者の視線レベルにある建築物の低層部の開放感を演出し、ゆとりある歩行者空間を創出するよう、建築物等の配置に配慮する。 ○歩行者にうるおいとやすらぎを与えるよう、敷地内には植栽や花壇等を設け、緑化に努める。特に道路側のオープンスペースは、緑化修景に配慮し、建築物等との調和を図る。 ○街区全体に緑があふれるよう、オープンスペースの緑化の他、屋上や壁面等への立体緑化にも努める。 ○四季の彩りを演出するよう、植栽の種類や配置に配慮する。
	形態	○駅前広場からの広がり感を演出するよう、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。 ○駅前広場からの空間の連続性を図るよう、隣り合う建築物の低層部の軒高、壁面線、敷地際のしつらえに配慮する。 ○歩行者が楽しさとやすらぎを感じられるよう、低層部にはショーウィンドウ・カフェテラス・レストラン等の設置に努める。 ○歩行者が文化・芸術にふれられるよう、低層部にはギャラリー・モニュメント・オブジェ等の設置に努める。 ○低層部の開放感を演出し、閉店後でも歩いて楽しくなるようしつらえる。 ○歩行者空間は、四季を通してすべての人が移動しやすいよう、形態や材質・段差解消等に配慮する。 ○目新しさや話題性でデザインするのではなく、時間とともに建築物等の味わいを深め、社会環境の変化に対応できるようなデザインにする。 ○窓等のガラス面には広告物等を掲出しない。ただし、ショーウィンドウや掲示スペースとして計画的に確保されているなど、良好な景観を損なわないものは除く。
	外壁の色彩・材質	○外壁の色彩は、周囲との調和や、連続する街並みに配慮する。 ○外壁のアクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方をする。 ○外壁の材質は、駅前広場や通りの質感・素材感との調和を心がけ、汚れが目立たない工夫をする。 ○なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。
	塔屋・付帯設備等	○駅前広場や通りから見えないように計画する。 ○縮小・集約化等を図り、建築物等と一体的になるよう計画する。 ○スカイラインを乱さない形状とする。
	夜間景観	○夜の歩行空間を演出する照明装置やショーウィンドウ等の活用により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。
	仮設物等*	○仮囲いやバリケード等の工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ○なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。
	自動販売機類	○自動販売機類は、建築物等と一体的になるよう計画する。なお、駅前広場や駅前通に面して設置しない。
景観の維持管理*		○土地・建築物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。

* 景観法に基づく景観形成基準及び札幌市景観条例に基づく都市景観形成基準

2-6-1 札幌駅北口地区景観計画重点区域における景観形成方針

- ・ 緑豊かで、四季の彩りを生かした街
- ・ すべての人に開かれた、やさしく魅力的で活気にあふれる街
- ・ 文化のかおり高く、やすらぎのある空間を共有できる街



景観計画重点区域図（札幌駅北口地区）



札幌駅北口駅前広場



北8条通

2-6-2 札幌駅北口地区景観計画重点区域における景観形成基準等

建築物等	敷地・緑化計画	<p>○歩行者の視線レベルにある建築物の低層部を開放的に計画し、ゆとりある歩行者空間が得られるよう、建築物等の配置に配慮する。</p> <p>○うるおいとやすらぎが得られるよう、敷地内には植栽や花壇等を設け、道路側の空地は、地区周辺の緑と連続した緑化に努める。</p> <p>○街区全体に緑があふれるよう、屋上や壁面等への立体緑化にも努める。</p> <p>○四季の彩りが楽しめるよう、植栽の種類や配置に工夫し、建築物等との調和を図る。</p>
	形態	<p>○中高層部の圧迫感を軽減し、隣り合う建築物等とのスカイライン・低層部の軒高・壁面線等の連続性や敷地際のしつらえに配慮する。</p> <p>○低層部に開放感が得られるよう計画し、歩行者が休息できるベンチやカフェテラス等の設置に努め、歩いて楽しい空間を計画する。</p> <p>○歩行者空間は、四季を通して移動しやすいよう、段差をつくらず、また、形態や材質等に配慮し、連続性を大切に計画する。</p> <p>○歳月とともに建築物等が風格を増し、社会環境の変化に対応できるようなデザインにする。</p> <p>○窓等のガラス面には、広告物を掲出しない。</p>
	外壁の色彩・材質	<p>○外壁の色彩は、周囲との調和や、街並みに配慮する。</p> <p>○外壁のアクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方をする。</p> <p>○外壁の材質は、周囲の質感・素材感との調和を心がけ、汚れが目立たない工夫をする。</p> <p>○なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。</p>
	塔屋・屋上設備・付属建築物等	<p>○通りから見えないように計画する。</p> <p>○縮小・集約化等を図り、建築物等と一体的になるよう計画する。</p> <p>○建築物自体のスカイラインを乱さない形状とする。</p>
	夜間景観	○昼とは異なる魅力的な夜間景観を計画するよう努める。
	自動販売機類	○自動販売機類は、街並みや空間の連続性に配慮し、建築物等と一体的になるよう計画する。なお、通りに面する場所に露出して設置しない。
	電線類	○美しい街並みに配慮し、電線や電柱等は地中化するよう努める。
	仮設物等*	<p>○工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。</p> <p>○なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。</p>
景観の維持管理*		○土地・建築物所有者等と行政は、協働により良い景観の形成と維持管理に努める。

* 景観法に基づく景観形成基準及び札幌市景観条例に基づく都市景観形成基準

別紙3 色彩景観基準

建築物及び工作物の外観を構成する部分の色彩は、『札幌の景観色 70 色』とその近似色の範囲を基本とするほか、以下のとおりとする。ただし、景観の形成上支障がないと認められる場合、又は航空法等の他法令に基準のある場合は、この限りでない。

1 周辺との調和を考える

計画建築物等の両側を意識した「向こう三軒両隣」の考え方に基づき、特段の事情がない限り、周辺建築物等との調和や、街並み全体の一体感の創出を考慮した色彩とするよう配慮する。

2 季節等を考慮する

- (1) 色彩の見え方は太陽光の影響を受けることから、計画建築物等が向いている方角を考慮した色彩とするよう配慮する。
- (2) 四季を通して違和感が生じないように、季節ごとに移り替わる木々の色や、雪の色を考慮した色彩とするよう配慮する。

3 立地を考慮する

- (1) 計画地の立地（都心部、山地など）を踏まえた色彩とするよう配慮する。
- (2) ランドマークとなる景観資源より目立たない色彩とするよう配慮する。

4 配色を考える

- (1) アクセントとなる色彩は、低層部に採用するなど、面積を押さえた効果的な使い方をする。使用割合の目安は、具体的には「札幌の景観色 70 色各色の使用割合の目安」による。
- (2) 各部分の色彩が、建築物全体として調和するとともに、圧迫感を与えないよう配慮する。

5 建築物の規模や形状の特徴を考慮する

建築物の規模や、形状の特徴を考慮し、形状や素材の切り替えを活用した配色とするよう配慮する。

6 工作物について

- (1) 橋梁・高架橋などの大規模な水平工作物は、周辺との調和を考慮した色彩とするよう配慮する。
- (2) 擁壁は、周辺と同化させ、存在感を薄める色彩とするよう配慮する。
- (3) 鉄塔・煙突など、周囲から垂直方向に突出する工作物は、周辺と同化させ、存在感を薄める色彩とするよう配慮する。

- (4) 外構や附帯工作物は、主屋等と調和するような色彩とするか、存在感を薄める色彩とするよう配慮する。

上記の基準の運用は、「札幌の景観70色色彩景観基準運用指針」による。景観色70色の近似色の範囲は、「札幌の景観色70色限界色の範囲」による。

札幌の景観色70色【第二版】

新雪 しんせつ	水晶白 クリスタルホワイト	氷柱 つらら	氷白 アイスグリーン	陽光白 シャイニングホワイト	鈴蘭 すずらん	乳白 ミルクスノー	雪灯 ゆきあかり	薄桜 うすざくら	雪花 せつか
霧氷 むひょう	凍白 とうはく	雪虫 ゆきむし	雪まつり ゆきまつり	氷雨 ひさめ	路の臺 ふきのとう	白樺 しらば	百合が原 ゆりがはら	綿毛 わたげ	リウ霞 りらかすみ
銀鱗 ぎんりん	薄氷 うすこおり	雪影 ゆきがげ	樹氷 じゅひょう	創成柳 そうせいやなぎ	キャベツ きゃべつ	札幌玉葱 さっぽろたまねぎ	雪消水 ゆきげみず	白茶 しらちゃ	ライラック らいらく
吹雪 ふりざーど	札幌軟石 さっぽろなんがし	蝦夷延胡索 えぞえんこさく	山鳴らし やまならし	榆 えるむ	中の島 なかのしま	薄 すすき	ハーブジュ ハーブジュ	カフェ・オーレ カフェ・オーレ	藤野 ふじの
蝦夷臍 えぞふくろう	郭公 かつこう	ハンダー らべんだー	オーロラ おーろら	モエレ沼 もえれぬま	羊ヶ丘 ひつじがおか	馬鈴薯 ばれいしょ	蝦夷栗鼠 えぞりす	ミク金時 みるくきんとき	雁金草 かりがねそう
開拓使 かいたくし	石切山 いしきりやま	豊平川 とよひらがわ	ポプラ ぽぷら	三角山 さんかくやま	藻岩山 もいわやま	ピア茶 ぴあちゃ	蝦夷鹿 えぞしか	ペチカ ぺちか	小豆 あずき
墨烏 すみぐらす	月無夜 みつどないと	藍の里 あいのごと	蝦夷松 えぞまつ	芸術の森 げいじゆつのもり	熊笹 くまざさ	団栗 どんぐり	生チョコ なまちょこ	煉瓦 れんが	蝦夷紫 えぞむらさき

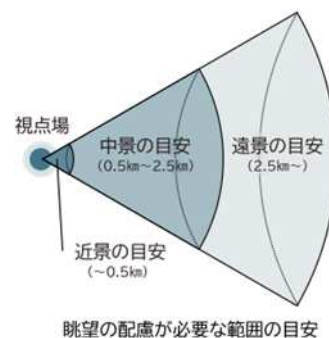
※この資料は印刷のため、実際の色とは異なります。

別紙4 景観形成の対象とする眺望・重点眺望の視点場と範囲の目安

別紙4では、「景観形成の対象とする眺望・重点眺望」における「視点場の位置」と「眺望への配慮が必要な範囲の目安」を示します。

「眺望への配慮が必要な範囲の目安」は、視点場から頂角60度の円錐状に広がる範囲を基本としています（右図参照）。更に、各視点場の高さによって見渡せる範囲が異なるため、図（P113～114）では視点場ごとに「近景・中景・遠景」などの目安を色分けして表示しています。

なお、図（P113～114）は概略を示すものです。眺望に関する景観形成基準の適用を判断する際は、別冊「景観形成基準等の解説本」を参照のうえ、現地での実際の見え方を踏まえて検討してください。



景観形成の対象とする眺望一覧

番号	種別	景観形成の対象とする眺望一覧（下線部：視点場）	重点眺望	眺望への配慮が必要な範囲の目安
1	見晴らし景	<u>さっぽろテレビ塔展望台から</u> 西方向の眺望	重点眺望	次のページで示す 近景・中景・遠景の範囲
2		<u>大倉山展望台から</u> 東方向の眺望		次のページで示す 近景・中景・遠景の範囲
3		<u>豊平川に架かる橋からの眺望</u>		次のページで示す範囲
4	見通し景	<u>大通公園と札幌駅前通の交点</u> <u>付近から東方向の眺望</u>	重点眺望	次のページで示す 近景・中景の範囲
5		<u>創成川通（第3次都心まちづくり計画で位置付けるつながりの軸の範囲）の南北方向の眺望</u>		次のページで示す範囲
6		<u>北3条通（第3次都心まちづくり計画で位置付けるにぎわいの軸とうけつぎの軸の交差する場所）から西方向の眺望</u>		次のページで示す範囲
7	囲み景	定山溪大橋からの眺望（定山溪地区景観まちづくり指針で位置付ける眺望点と共通）		次のページで示す範囲



凡例

【見晴らし景】

1 さっぽろテレビ塔展望台からの西方向の眺望(重点眺望)

● 視点場 ● 近景(～0.5km) ● 中景(0.5～2.5km) ● 遠景(2.5km～)

2 大倉山展望台から東方向の眺望

● 視点場 ● 近景(～0.5km) ● 中景(0.5～2.5km) ● 遠景(2.5km～)

3 豊平川に架かる橋からの眺望

○ 視点場 ○ 豊平川に架かる橋からの眺望

【見通し景】

4 大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望(重点眺望)

● 視点場 ● 近景(～0.5km) ● 中景(0.5～2.5km)

5 創成川通(第3次都市まちづくり計画で位置付けるつながりの軸の範囲)の南北方向の眺望

■ 視点場 ■ 創成川通の南北方向の眺望

6 北三条通(第3次都市まちづくり計画で位置づけるにぎわいの軸とうけつぎの軸の交差する場所)から西方向の眺望

● 視点場 ● 北三条通から西方向の眺望

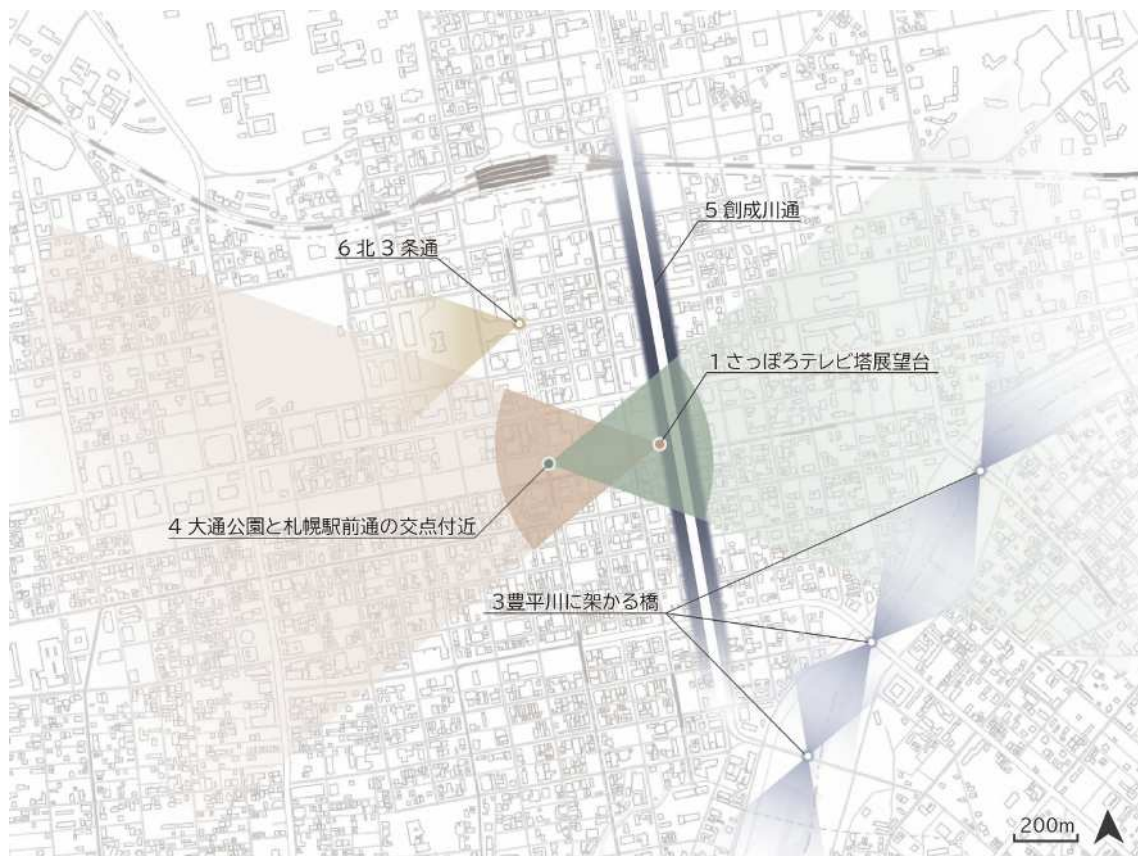
【囲み景】

7 定山渓大橋からの眺望(定山渓地区景観まちづくり指針で位置付ける眺望点と共通)

○ 視点場 ○ 定山渓大橋からの眺望

※ 3番「豊平川に架かる橋」の視点場は代表例のみ名称を示しています。

図 景観形成の対象とする眺望・重点眺望の視点場と範囲の目安



凡例

【見晴らし景】 ★は重点眺望を示す

★さっぽろテレビ塔展望台からの西方向の眺望

● 視点場 ● 近景(～0.5km) ● 中景(0.5～2.5km) ● 遠景(2.5km～)

・豊平川に架かる橋からの眺望

○ 視点場 ○ 豊平川に架かる橋からの眺望

【見通し景】 ★は重点眺望を示す

★大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望

● 視点場 ● 近景(～0.5km) ● 中景(0.5～2.5km)

・創成川通(第3次都市まちづくり計画で位置付けるつながりの軸の範囲)の南北方向の眺望

● 視点場 ● 創成川通の南北方向の眺望

・北三条通(第3次都市まちづくり計画で位置付けるにぎわいの軸とうけつぎの軸の交差する場所)から西方向の眺望

○ 視点場 ○ 北三条通から西方向の眺望

図 景観形成の対象とする眺望・重点眺望の視点場と範囲の目安(拡大図)

資料

資料

用語集

本計画で使用する主な用語の解説をまとめました。なお、これらの用語は、本計画を推進する上での意味を記載したものです。

ア行

IoT（アイ・オー・ティー） Internet of Things の略称で、センサーやソフトウェアを搭載したデバイスがネットワークを通じてデータを交換する技術。これにより、物理的なモノがインターネットに接続され、データの収集や分析が可能になる。（出典：第2次札幌市 ICT 活用戦略）

暗渠 蓋で覆われることなどによって地下化された河川や水路

一般住宅地 市街化区域のうち、複合型高度利用市街地、郊外住宅地、工業地・流通業務地以外で、戸建住宅や集合住宅などの多様な居住機能や生活利便機能などの調和が保たれた居住環境を実現するエリア（参照：第3次札幌市都市計画マスタープラン、第2次札幌市立地適正化計画）

AI Artificial Intelligence の略称で、機械が人間の知的活動を模倣する技術で、データ解析やパターン認識などに利用される。労働力不足の解消や生産性向上、さらには医療や教育の分野での応用が期待されている。（出典：第2次札幌市 ICT 活用戦略）

オープンスペース 屋外広場、屋内の広場空間など開放的な広がりをもった空間

カ行

崖線 長く連続した崖の地形

環状グリーンベルト構想 札幌の自然条件を生かしながら、拠点となる公園を配置し、札幌のまちをみどりの帯で囲む構想（出典：第4次札幌市みどりの基本計画）

グレア 良好な見え方を阻害する不快なまぶしさ

景観資源 その場所の景観を特徴付けている地形・自然や建築物、工作物、公園緑地、水辺・河川、人の活動・営みなど。

景観整備推進法人 民間団体や市民による自発的な景観まちづくり活動の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人、一般財団法人、NPO 又は良好な景観の形成を図ることを目的とする会社を、景観法第92条に基づき、

	景観行政団体が指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける制度
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備推進法人による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律
景観保全型広告整備地区	屋外広告物条例に基づき、良好な景観を保全し、または形成するため、屋外広告物の整備を図ることが特に必要な区域として指定する区域
景観まちづくり指針	札幌市景観条例に基づき、地域住民等との協働により策定する、一定の地域ごとに地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針
景観まちづくり推進区域	景観まちづくり指針における対象区域
公開空地	一定規模以上の敷地面積を有する建築計画において、敷地内に確保される一定割合以上の空地
郊外住宅地	市街化区域のうち、おおむね外側に位置し、一定の生活利便機能を有する低層住宅地を主とし、自然に調和し、ゆとりある空間を生かした暮らしを実現するエリア（参照：第3次札幌市都市計画マスタープラン、第2次札幌市立地適正化計画）
公共施設	道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他景観法施行令で定める公共の用に供する施設（景観法第7条第4項における定義）
公共施設等	公共施設及び公共の用に供する工作物・公共建築物
工業地・流通業務地	工業や流通業務に係る集約的な土地利用を推進する、周辺市街地との均衡を保ちつつ、市内工業の操業環境の保全や新たな産業振興など、札幌市の産業を向上するエリア（参照：第3次札幌市都市計画マスタープラン、第2次札幌市立地適正化計画）
高次機能交流拠点	国際的・広域的な広がりを持って利用され、札幌・北海道の魅力と活力の向上を先導する、産業や観光、文化芸術、スポーツなど、高次な都市機能が集積するエリア（参照：第3次札幌市都市計画マスタープラン、第2次札幌市立地適正化計画）
交通結節点	様々な交通手段（徒歩、自動車、バス、鉄道など）を相互に連絡させる場所（出典：第2次札幌市立地適正化計画）

サ行

視対象（主対象）	その景観の性格を規定し、他の対象を景観的に支配している対象（群）。その視対象によって、道路景観、橋りょう景観などという。
視点場	視点（見る人）が位置する場
樹容	樹木の姿のこと
スカイライン	連続する山並みや建築物などが空を画する輪郭
生態系	地球上に生息する生き物の相互関係とそれらを取り巻く環境である大気や光、水、土などがお互いに関わりあいながら形作る、ひとつのまとまった仕組みと働き（システム）のこと（出典：生物多様性さっぽろビジョン）
ゼロカーボンシティ	2050 年に CO2（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体（出典：環境省ホームページ）
扇端（せんたん）	扇状地の末端部

タ行

対象場	眺められている対象群から視点場と視対象を除いたすべての対象。視対象の前景や背景を主に指す。
地域交流拠点	主要な交通結節点周辺や区役所周辺などの生活圏域の拠点で、日常的な生活利便機能や多様な都市機能の集積を図るとともに、公共交通の利便性を確保し、来訪者を受け入れる魅力ある交流空間を形成するエリア（参照：第3次札幌市都市計画マスタープラン、第2次札幌市立地適正化計画）
辻空間	街区の角や交差点に生まれる空間
デジタルサイネージ	表示と通信にデジタル技術を活用した、ディスプレイやプロジェクタなどの映像表示装置
デジタルトランスフォーメーション（DX）	デジタル技術を活用して業務やビジネスの構造を変革し、効率化や新たな価値の創出を目指す取組。企業や行政機関において、競争力強化や業務改善のために推進されている。平成30年（2018年）に経済産業省が『DXレポート』を発表し、各企業に対して積極的なDX推進を呼びかけている。（出典：第2次札幌市 ICT 活用戦略）
テレワーク	インターネットなどを活用し、オフィス外で業務を行う働き方。柔軟な働き方の推進や業務効率化の手段として導入が進んでいる。（出典：第2次札幌市 ICT 活用戦略）

都市機能	医療・福祉・子育て支援・商業等の機能のこと。(参照：第 2 次札幌市立地適正化計画)
都心	J R 札幌駅北口一帯、大通と東 8 丁目・篠路通の交差点付近、中島公園の北端付近、大通公園の西端付近を頂点として結ぶ、札幌・北海道の魅力と活力を先導・発信するエリア（参照：第 3 次札幌市都市計画マスタープラン、第 2 次札幌市立地適正化計画）
土地区画整理事業	道路や公園などの公共施設の整備水準が低く、宅地が不整形で利用効率が低い市街地を面的に整備し、安全で快適な市街地を形成するため、個々の宅地を入れ換え、新しく必要になる道路や公園などを造る事業（出典：第 2 次札幌市立地適正化計画）
ハ行	
微地形	山岳、丘陵などの大きな地形に対して、台地のふちや小河川沿いに見られる小さな起伏のある地形
複合型高度利用市街地	おおむね環状通の内側及び地下鉄の沿線、地域交流拠点周辺で、高い居住密度を維持・向上し、生活利便機能を集積するとともに、質の高い都市空間を実現するエリア（参照：第 3 次札幌市都市計画マスタープラン、第 2 次札幌市立地適正化計画）
ブロックチェーン	デジタルデータを安全に管理するための革新的な技術。取引情報やデータを「ブロック」という単位でまとめ、それを「チェーン」として繋げていく仕組みのこと。データの透明性、効率性に優れ、高いセキュリティが確保できる。（出典：第 2 次札幌市 ICT 活用戦略）
マ行	
ミニまち	子ども向けに都市計画をわかりやすく解説した本（札幌市発行）。
ワ行	
ワーケーション	Work(仕事)と Vacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。（出典：国土交通省観光庁ホームページ）

景観施策の経緯

① 条例制定前の施策展開 ～札幌市都市景観要綱～

札幌市の景観施策は、昭和 56 年（1981 年）に「札幌市都市景観委員会」を設置したことに始まります。同年、同委員会から景観施策の基本的考え方をまとめた提言を受け、昭和 58 年（1983 年）に「札幌市都市景観賞」を創設、また、昭和 63 年（1988 年）に「札幌市都市景観要綱」を定めました。

この要綱に基づき、都心部において都市景観形成地区を指定し、地区内の建築行為等の届出・協議を始めました。

② 条例に基づく施策展開 ～札幌市都市景観基本計画、札幌市都市景観条例（旧）～

平成 9 年（1997 年）、都市景観の形成に関する基本的な方針として「札幌市都市景観基本計画」を策定し、平成 10 年（1998 年）にはこの基本計画を支える自主条例として「札幌市都市景観条例」を制定しました。

この条例に基づき、市内全域で大規模な建築物等の届出・協議を開始するなど、取組を展開してきました。

③ 法に基づく施策展開① ～札幌市景観計画、札幌市都市景観条例（新）～

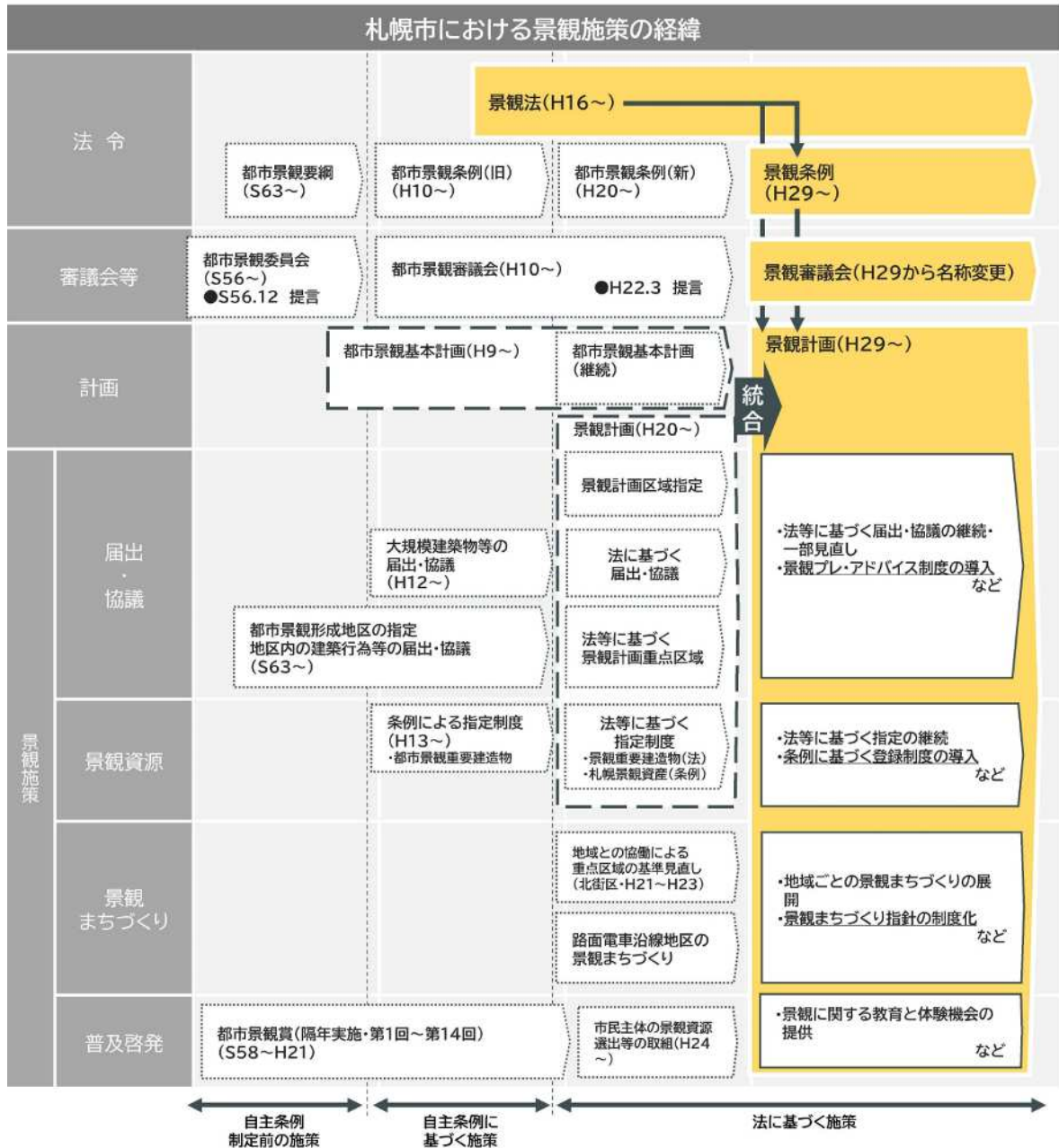
平成 16 年（2004 年）、これまで各自治体が自主条例等で展開してきた景観施策の根拠となる景観法が制定されました。

この景観法を受け、これまで展開してきた景観施策の実効性を高めるため、平成 19 年（2007 年）に「札幌市都市景観条例」を全部改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）するとともに、法に基づく「札幌市景観計画」を新たに策定（平成 20 年 4 月 1 日適用）し、取組を進めてきました。

④ 法に基づく施策展開② ～札幌市景観計画 2017、札幌市景観条例～

「札幌市都市景観基本計画（平成 9 年（1997 年）策定）」と「札幌市景観計画（平成 19 年（2007 年）策定）」を統合し、新たな「札幌市景観計画 2017」を平成 29 年（2017 年）に策定するとともに、「札幌市都市景観条例」を改正（平成 29 年 4 月 1 日施行。名称を「札幌市景観条例」に変更）しました。

「札幌市景観計画 2017」に基づき、一定の要件を満たす建築等の行為を対象に計画の早い段階から協議を行う「景観プレ・アドバイス」、景観資源を市民等に広く周知することに主眼を置いてゆるやかに位置付ける「活用促進景観資源」、地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針である「景観まちづくり指針」を策定できる制度を、新たな仕組みとして導入しました。



計画策定の経緯

	年月日	景観審議会等	主な検討内容等
令和6年度	4月22日	第1回景観審議会	改定の方針性について
	9月19日	第2回景観審議会	「景観構造」「ゾーン」「眺望」について
	11月7日	第3回景観審議会	「夜間景観」「広告物」「色」について
	12月19日	第4回景観審議会	「雪・冬季の景観」「公共施設等」「届出等」について
	1月22日～1月23日	パネル展	「札幌らしい景観って!？」
	2月18日	第5回景観審議会	骨子について
令和7年度	5月27日	第1回景観審議会	「方針と基準」「重点眺望」について
	7月23日	第2回景観審議会	「方針と基準」「色彩景観基準等」について
	10月17日～10月18日	パネル展	「札幌の景観を楽しむ・考える」
	10月21日	第3回景観審議会	改定素案について
	12月18日	第4回景観審議会	改定素案について
	3月11日	第5回景観審議会	改定素案について
令和8年度	4月24日	第1回景観審議会	改定素案について
	6月10日～7月13日	パブリックコメント	計画(案)について市民意見募集
	7月24日	第137回都市計画審議会	都市計画審議会への事前説明
	9月11日	第138回都市計画審議会	都市計画審議会への意見聴取
	9月28日	第3回景観審議会	景観審議会への意見聴取

※令和8年度第2回景観審議会：別議題を審議



令和6年度パネル展の様子



令和7年度パネル展の様子

札幌市景観審議会委員名簿

令和6～7年度（委員14名）

氏名	職業等	専門
愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院 教授	造園学
池ノ上 真一	北海商科大学 教授	都市・地域計画論、 観光学
石塚 雅明 (副会長)	株式会社石塚計画デザイン事務所 顧問	景観、地域まちづくり
江田 美保	市民	公募委員
小澤 丈夫 (会長)	北海道大学大学院工学研究院 教授	建築設計、建築意匠、 建築史
笠間 聡	国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所 地域景観チーム 主任研究員	土木景観、景観まちづ くり
窪田 映子	歴史地域未来創造株式会社やまち取締役・副代表	ランドスケープ
田川 正毅	東海大学国際文化学部 地域創造学科 教授	建築設計、都市デザイ ン、こども環境学
巽 佳子	市民	公募委員
千葉 淑子	公益社団法人日本サインデザイン協会 理事 北海道地区代表幹事	広告物
松本 純	一般社団法人北海道建築士会 まちづくり委員会委員長	建築設計
森 傑	北海道大学大学院工学研究院 教授	建築計画・都市計画
森 朋子	札幌市立大学デザイン学部 教授	都市計画、 都市デザイン
渡部 典大	北海道大学大学院工学研究院 准教授	都市計画、都市デザイ ン、建築計画

(50音順・敬称略、令和8年(2026年)3月時点)

令和8～9年度（委員14名）

氏名	職業等	専門
愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院 教授	造園学
赤石 あすみ	市民	公募委員
明石 奈々	市民	公募委員
池ノ上 真一	北海商科大学 教授	都市・地域計画論、観光学
石塚 雅明 (会長)	株式会社石塚計画デザイン事務所 顧問	景観、地域まちづくり
角 哲	北海道大学大学院・室蘭工業大学大学院 准教授	建築史・都市史・都市計画・ 建築意匠
笠間 聡	国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所 地域景観チーム 主任研究員	土木景観、景観まちづくり
佐藤 俊義	北海道造園設計株式会社 代表取締役	ランドスケープ設計
田川 正毅 (副会長)	元 東海大学 教授	都市景観、建築計画、こども環境学
千葉 淑子	公益社団法人日本サインデザイン協会 理事 北海道地区代表幹事	サイン、広告物
松本 純	一般社団法人北海道建築士会	建築設計
森 傑	北海道大学大学院工学研究院 教授	建築計画・都市計画
森 朋子	札幌市立大学デザイン学部 教授	都市デザイン、歴史的環境 保全計画、都市計画
渡部 典大	北海道大学大学院工学研究院 准教授	都市計画、都市デザイン、 建築計画

(50音順・敬称略、令和8年（2026年）4月現在）

パブリックコメント

(1) 意見募集期間

令和8年(2026年)6月10日(水)から令和8年(2026年)7月13日(月)まで

(2) 意見募集方法

市公式ホームページのご意見入力フォーム、郵送、FAX、電子メール、持参

(3) 資料の配布・閲覧場所

- ・市役所本庁舎5階 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課
- ・市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- ・各区役所 総務企画課（広聴係）
- ・各区まちづくりセンター
- ・市公式ホームページに掲載

(4) パブリックコメントの内訳

①意見提出者・意見件数

9人・18件

②年代別内訳

19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	未回答	合計
0	1	0	2	1	5	0	0	0	9

③意見内訳

1章	2章	3章	4章	5章	6章	7章	8章	9章	10章	11章	その他
1	1	1	1	5	2	0	0	2	2	0	3

(5) パブリックコメントの意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

No.	該当章	意見の概要	札幌市の考え方
1	第1章	景観は住民の生活や文化の蓄積によって育まれるものであり、先人の思いを尊重しつつ、場当たりの経済性を排して住民自らが維持・更新できる街づくりを推進すべきである。	ご意見のとおり、良好な景観は人々の暮らしにより培われた歴史や文化を反映していくことでその魅力が高まるものであり、また、「1-1 計画策定の目的」に記載のとおり、良好な景観はこのまちに暮らしているすべての人たちの理解と様々な取組によって形作られるものであると認識しております。 そのため、「4-2 札幌の良好な景観の形成にあたって目指す姿」では、都市の成り立ちを大切にすることや、活動や営みが変化を重ねてまち全体の魅力が高まっていることを「良好な景観の形成にあたって目指す姿」とし、実現に向けた取組を推進していきます。
2	第2章	建築物と一体となった太陽光パネルの導入は効率的と考えるが、未使用の市有地については、将来の環境変化やパネルの廃棄コストを考慮し、設備設置よりも一時的な植林等を行う方が得策である。	脱炭素社会の実現に向けては、エネルギー消費を減らし、エネルギーの有効活用を図ることに加え、必要なエネルギーについては、再生可能エネルギーへ変換を図っていくことが重要と考えており、未利用地への太陽光発電設備等の導入に当たっては、地域の環境や景観への配慮について検討の上、進めてまいります。いただいたご意見については、今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。
3	第3章	札幌には、都心部の碁盤の目の街路、方角を示す通りからの山への眺望、豪雪に対応した地下空間など、「札幌らしさ」があった。しかし、近年の高層化によりその個性が失われつつあるため、時代の変化に応じつつも歴史的背景と「札幌らしさ」を確固たる基軸に据えた景観計画としてほしい。	札幌の都市骨格である碁盤の目の街路や、そこから望む山並みへの眺望、雪と共存した街並みなどは、先人から受け継いだ貴重な景観資源であり、次世代へ継承すべき「札幌らしさ」の根幹であると認識しております。本計画の見直しにおいては、都心部の再開発等が進む中でも、主要な視点場からの山並みへの眺望（ピスタ）の創出や、建築物の低層部における歩行者空間の形成、圧迫感の低減などを通じて、「札幌らしさ」をより感じられる景観形成を推進してまいります。
4	第4章	歴史的建築物の保全のため、固定資産税の減税や活用支援により所有者負担を軽減し、維持を働きかけるべきである。解体が避けられない場合は一部保存を図るとともに、計画変更が可能な早期段階で情報を公表し、市民意見を確認してほしい。	歴史的な建造物は、まちの記憶を伝える貴重な資産であり、民間が所有するものも数多くあることから、所有者の権利を尊重することを前提としつつ、地域社会全体でその価値を共有し、取り組んでいく必要があると認識しております。 このため、札幌市景観計画（当計画）に基づく景観資源の指定・登録制度による歴史的な建造物の保全・活用の実施や、第2期札幌市文化財保存活用地域計画に基づく、文化財の保存・活用のための取組により、景観資源・文化財の持つ価値や魅力をより多くの人に伝える情報発信に努め、所有者を含めた地域社会全体で、これらの資源を後世に伝えていけるよう取り組んでまいります。

No.	該当章	意見の概要	札幌市の考え方
5	第5章	住宅地や公共施設、教育施設に近接する高圧送電線・鉄塔や変電所は健康被害を及ぼし、環境を破壊している。送電線の地下埋設（地中化）を早期に進めるとともに、変電所周辺への緩衝地帯の設置等による環境整備を図るべきである。	本計画は良好な景観の形成を目的としており、鉄塔など大規模な工作物の設置にあたっては、目立たない色彩の選定や修景などにより、周囲との調和が図られるよう誘導してまいります。
6	第5章	全世代の外出意欲を促し、経済活性化と健康維持を推進するためには駅を起点とした散策や拠点間を巡りたくなるような、「街の回遊性」が重要である。	居心地が良く歩きたくなるまち（ウォーカブルシティ）の実現に向けて、「Well-Moving City SAPPORO 2045 ビジョン」を令和8年3月に策定し、様々な取組を行うこととしており、地域のにぎわいと回遊性を高めるよう、本計画では景観資源の保全活用や、沿道の景観誘導などにより、景観形成を推進してまいります。
7	第5章	まちの中を路面電車が走る風景は札幌の特徴的な景観の一つである。また、路面電車は豪雪時には専用機材による集中除雪で早期開通できる優れた冬期交通機能を持つと考える。	ご意見のとおり、路面電車が走る風景は、「札幌らしさ」の特徴的な景観であると認識しております。いただいたご意見は今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。
8	第5章	スウェーデン等の道路構造を参考に、車道・軽車両専用レーン・停車帯・出島状の歩道を組み合わせ、樹木をバランスよく配置した道路景観を提案する。安全性向上や景観の美しさだけでなく、冬期には軽車両レーンを堆雪スペースとして活用できる雪国特有のメリットが見込める。	場所の魅力につながる道路空間の整備や維持保全・活用により、にぎわいある景観形成を図る方針とし、取組を進めて参ります。いただいたご意見は今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。
9	第5章	除雪への過度な公的コスト投入を抑えるべきである。主要道路の早期開通と堆雪スペースを考慮した道路設計を進めるとともに、マンション等に対して敷地内の堆雪スペース確保を求める独自条例の制定や、一時的な除雪は住民主体の除雪協力を促すなど、安全と最低限の経済活動の維持をまちづくりの段階で計画していくべき。	安心・安全で持続可能な冬の道路環境の実現をめざし、「札幌市冬のみちづくりプラン2018」を策定し、取組を進めています。いただいたご意見については、今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。

No.	該当章	意見の概要	札幌市の考え方
10	第6章	ビル壁面等に設置される大型の立体ホログラム・3D デジタルサイネージ広告は、歩行者への過度な威圧感や交通事故を誘発する危険性があるため、設置を禁止すべきである。	近年普及が進む大型デジタルサイネージ等につきましては、情報の伝達力が高い一方で、誘目性が高く、光害や視覚的刺激の過多、交通安全上の影響が懸念されております。 そのため、周囲の景観との調和が図られるデジタルサイネージの表示方法や設置場所、輝度等のガイドライン等の策定を慎重に検討してまいります。
11	第6章	屋外広告物等の取組を応援する仕組みは事業者限定せず、景観向上に貢献する個人や団体の活動も対象に広げるべきである。あわせて、それらの仕組みについては誰もが理解しやすいよう、わかりやすいガイドラインを策定してほしい。	良好な景観形成の推進にあたっては、事業者の皆様のみならず、市民や地域団体の皆様による主体的な取組が不可欠であると認識しております。ご意見を踏まえ、以下のページの記述を修正しました。 6－6 普及啓発（P59） 【変更前】 また、より良いデザインの屋外広告物の掲出を誘導するため、屋外広告物を対象とした表彰制度等といった事業者の取組を応援する仕組みの構築を検討します。 【変更後】 また、より良いデザインの建築物等の誘導や幅広い景観に関する取組の広がりに向けて、屋外広告物を対象とした表彰制度といった事業者や市民の景観形成の向上に貢献する取組を応援する仕組みの構築を検討します。
12	第9章	豊平館等の歴史的建造物に対する「観光客向け」という市民の距離感を解消するため、市民主催のイベント利用や講習等のサポートを充実すべきである。また、「景観まちづくり助成金」の対象や条件などの具体的な情報（検討中の場合は現在の進捗状況）を公開してほしい。	歴史的建造物のうち、時計台・豊平館など市所有の一部の文化財では、市民の方がコンサートやイベントなどで利用できる貸室事業を行っています。いただいたご意見を踏まえ、より多くの方々が、文化財に親しむことができるよう活用の取組を検討してまいります。また、景観まちづくり助成金などの市民の方の取組の支援に関しては、わかりやすい情報の提供に取り組んでまいります。
13	第9章	古い家屋の解体に伴い立派な庭木が伐採され、跡地がマンションや駐車場になることで街の景観が損なわれている。一定規模の大木を保護・存続させる条例等の仕組みや、建築時の緑化率の指定、さらに温暖化対策にも有効な「樹冠被覆率」に着目した緑地確保を推進してほしい。	市街地の象徴的な景観を創りだすとともに、札幌の歴史を物語る貴重な樹木などは、景観重要樹木等の制度により、所有者の協力のもと保全を進めてまいります。 また、一定規模以上の開発行為については、緑の保全と創出に関する条例に基づき緑化を義務付け、札幌の緑を守り育て、健康で文化的な生活を営む上で必要な緑豊かな都市環境の創出に取り組んでおります。いただいたご意見は今後の取組に当たっての参考にさせていただきます。

No.	該当章	意見の概要	札幌市の考え方
14	第10章	都心部の交差点では、夜8～9時の店舗閉店後に周囲が暗くなり横断歩道等の通行に危険が生じている。終電時刻（23:59頃）までは、帰宅者や深夜の旅行者の安全確保と快適な夜間景観維持のため、店舗等の照明継続点灯に対する電気代助成などの支援を行うべきである。	魅力的な夜間景観の創出においては、演出的な光だけでなく、夜間景観を楽しめるよう歩行者の安全・安心や防犯に配慮した基盤的な明かりの確保が重要であると認識しております。夜間の道路照明については、街路灯の適切な維持管理とともに、都心等における夜間の歩行環境の維持向上に取り組んでまいります。
15	第10章	過度な電力を使用する人工的なホワイトイルミネーションを廃止し、自然の雪景色そのものの魅力を観光PRの軸とすべきである。大通公園ではスケートや雪遊び等の体験型コーナーやプロによるウィンタースポーツのデモンストレーション等、雪国ならではのコンテンツでにぎわいを創出するとよい。	本市の冬の風物詩として親しまれている、さっぽろホワイトイルミネーションにおいては、電球のLED化や一部グリーン電力を活用するなど、環境配慮に努めているところであり、今後も雪との調和を図りながら実施してまいります。また、手軽に雪体験を楽しめることは、札幌の冬期観光の大きな魅力であるとともに、札幌らしい景観を形作るものと認識しており、雪の魅力を体感できるコンテンツの造成についても、関係機関と連携しながら引き続き検討してまいります。
16	その他	資料PDFへの目次リンク設定や、Web上で直接入力完結できる意見投稿フォームの設置など、市民がストレスなく閲覧・投稿できるデジタル化を図るべきである。現状の印刷やメール送信の手間は意見公募のハードルを高めており、改善が必要である。	いただいたご意見については、今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。
17	その他	札幌の街並みに不足している日本的な風景を取り戻すため、寒地住宅の構造性能と和風意匠を兼ね備えた低コスト建築技術の開発・産業育成を推進すべきである。産官学連携、道・国との連携、AI活用等を通じ、欧米の北方都市にはない独自の魅力を確立し、道外展開や国際的評価の獲得を目指す未来志向の取り組みをしてほしい。	積雪寒冷という北の風土の中で培われた歴史や文化・産業、豊かな自然が都市と近接しているという特徴を生かした景観形成を進め、次世代に引き継がれていくよう取り組んでまいります。いただいたご意見は今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。
18	その他	景観計画案自体は理想に近い内容が描かれているが、行政の縦割りやハード（道路・建築物）優先により、他分野のまちづくり計画に反映されず孤立している。誰のための「札幌らしさ」かを問い直し、本計画を各種上位計画やマスタープランの「根本」として位置づけ、全庁で一体的に推し進めるべきである。	この景観計画は、第3次札幌市都市計画マスタープランの部門別の取組として関連付けられた計画であり、他の分野別計画と連携しながら取り組んでまいります。いただいたご意見は、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。

札幌市景観条例

平成 19 年 12 月 13 日
札幌市条例第 54 号

目次

- 第1章 総則（第1条—第11条）
- 第2章 景観計画（第12条—第15条）
- 第3章 行為の届出等
 - 第1節 事前協議（第16条—第16条の5）
 - 第2節 景観法に基づく行為の届出等（第17条—第23条）
 - 第3節 建築物等の除却等の届出（第24条—第27条）
 - 第4節 公表（第28条）
- 第4章 景観重要建造物等
 - 第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等（第29条—第35条）
 - 第2節 札幌景観資産の指定等（第36条—第41条）
 - 第3節 活用促進景観資源の登録等（第41条の2—第41条の5）
 - 第4節 景観重要建造物等に配慮した景観形成（第42条）
- 第5章 地域ごとの景観まちづくりの推進
 - 第1節 景観まちづくり指針等（第42条の2—第42条の13）
 - 第2節 地域景観まちづくり団体（第42条の14・第42条の15）
- 第6章 表彰、助成等（第43条・第44条）
- 第7章 景観審議会（第45条）
- 第8章 雑則（第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制、景観重要建造物等の指定等に関し必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に関し施策の基本的事項その他必要な事項を定めることにより、札幌らしい個性的で魅力的な景観の形成を推進し、もって快適な都市環境の創造と市民文化の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 景観の保全、育成及び創造をいう。
- (2) 建築物等 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物（以下「建築物」という。）及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- (3) 広告物 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。

（基本理念）

第3条 本市は、積雪寒冷という北の風土の中で、人々の日々の暮らしにより培われた歴史や文化・産業、豊かな自然が都市と近接しているという特徴等をいかし、自然や都市はもとより人の暮らしといった景観を構成する要素が相互に調和し、引き立てあうことで多様な魅力を放つ美しい札幌の景観を、市民及び事業者と協力して創り上げていくとともに、これを市民

共通のかけがえのない財産として、愛着と誇りをもって次世代へ継承するものとする。

- 2 良好な景観の形成は、市、市民及び事業者が、良好な景観の形成の主体としてそれぞれ担うべき役割を認識し、相互に協力・連携することにより推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、良好な景観の形成を推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的に実施するものとする。

- 2 市は、良好な景観の形成に関する施策の策定に当たっては市民及び事業者の意見等が反映されるよう努めるものとし、当該施策の実施に当たってはこれらの者と協働で行うよう努めるものとする。

（市民及び事業者の責務）

第5条 市民及び事業者は、自ら良好な景観の形成に配慮するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（財産権等の尊重及び他の公益との調整）

第6条 この条例の運用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

第7条 削除

（先導的役割）

第8条 市は、公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合には、良好な景観の形成において先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

（国等に対する協力の要請）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

(知識の普及等)

第10条 市長は、市民及び事業者の良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(諸制度の活用)

第11条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、法に定めるもののほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法、屋外広告物法、都市緑地法(昭和48年法律第72号)等に基づく諸制度の活用を図るよう努めるものとする。

第2章 景観計画

(景観計画)

第12条 市長は、景観計画(法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。)において、次に掲げるもののうち、必要なものを定めるものとする。

- (1) 法第8条第2項各号に掲げる事項
- (2) 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域(以下「景観計画区域」という。)内で特に良好な景観の形成を図る必要がある区域(以下「景観計画重点区域」という。)
- (3) 法第8条第3項に規定する良好な景観の形成に関する方針
- (4) 第24条第1項の規定による届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための基準
- (5) 第36条第1項に規定する札幌景観資産の指定の方針
- (6) その他市長が必要と認める事項

- 2 景観計画重点区域における法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び同条第3項の良好な景観の形成に関する方針並びに前項第4号に規定する良好な景観の形成のための基準(以下「都市景観形成基準」という。)は、当該区域ごとに定めるものとする。

(策定の手続)

第13条 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、広く市民等の意見を求めるとともに、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(計画提案をすることができる団体)

第14条 法第11条第2項の条例で定める団体は、良好な景観の形成を推進する活動を行うことを目的とする団体として規則で定める団体とする。

(計画提案があったときの景観審議会への付議)

第15条 市長は、法第11条第1項及び第2項の規定による提案があったときは、あらかじめ、札幌市景観審議会に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出して、意見を聴かなければならない。

第3章 行為の届出等

第1節 事前協議

(事前協議)

第16条 景観計画区域内において、法第16条第1項若しくは第2項又は第24条の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、当該届出を行う前に当該行

為の設計、施行方法等について、市長に協議することができる。

- 2 市長は、前項の規定による協議に応じ、速やかに必要な助言をするものとする。

(景観審議会の関与による事前協議)

第16条の2 景観計画区域内において、法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知が必要な行為のうち、次に掲げるもの(景観法施行令(平成16年政令第398号)第12条に規定する工事を除く。)を行おうとする者は、当該行為に着手する日の180日前(第1号から第7号までに掲げる行為のうち、都市計画(都市計画法第4条第1項に規定する都市計画をいう。以下同じ。))の決定又は変更が必要な行為にあつては、当該行為に係る都市計画の案を市が同法第19条第2項の規定により札幌市都市計画審議会に付議する前及び当該行為に着手する日の180日前)までに良好な景観の形成に関する事項について、市長に協議しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区(第22条第1号において「高度利用地区」という。)の区域内における建築物(当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域(同項第1号の「用途地域」をいう。以下この項において同じ。))に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第59条第4項の規定による許可に係るものに限る。第22条第1号において同じ。)の新築又は増築

- (2) 都市計画法第8条第1項第4号の特定街区(第22条第2号において「特定街区」という。)の区域内における建築物(当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第56条若しくは第56条の2若しくは札幌圏都市計画高度地区(市長が同項の規定により定める同項第3号の高度地区をいう。以下同じ。))に係る計画書(都市計画法第14条第1項に規定する計画書をいう。)に基づき市長が定める高度地区規定書(以下この項において「高度地区規定書」という。)の規定による高さの制限を超えるものに限る。第22条第2号において同じ。)の新築又は増築

- (3) 都市計画法第8条第1項第4号の2の都市再生特別地区(第22条第3号において「都市再生特別地区」という。)の区域内における建築物(当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第56条若しくは第56条の2若しくは高度地区規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。第22条第3号において同じ。)の新築又は増築

- (4) 地区計画等(都市計画法第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。第22条第4号において同じ。)の区域内における建築物(高度地区

- 規定書の規定による高さの制限を超えるものに
限る。同号において同じ。)の新築又は増築
- (5) 都市計画法第 12 条の5第3項の再開発等促進区(第 22 条第5号において「再開発等促進区」という。)の区域内における建築物(建築基準法第 68 条の3第1項から第4項までの規定による認定又は許可に係るものに限る。同号において同じ。)の新築又は増築
- (6) 都市計画法第 12 条の8の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物(当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第 68 条の5の3第2項の規定による許可に係るものに限る。第 22 条第6号において同じ。)の新築又は増築
- (7) 都市計画法第 12 条の10の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物(建築基準法第 68 条の5の5第2項の規定による認定に係るものに限る。第 22 条第7号において同じ。)の新築又は増築
- (8) 景観重要建造物(法第 19 条第1項に規定する景観重要建造物をいう。以下同じ。)又は第 36 条第1項の規定により同項の札幌景観資産として指定した建築物(以下この号においてこれらを「指定景観重要建造物」という。)の敷地境界線(当該指定景観重要建造物の敷地境界線が前面道路に接する場合においては、当該指定景観重要建造物の敷地境界線のうち前面道路に接する部分、その両端から当該道路の反対側の境界線に延ばした各垂線及び当該道路の道路中心線(当該指定景観重要建造物の敷地が道路のみに接しているときは、当該指定景観重要建造物の敷地境界線及び当該道路の道路中心線)により区画された道路の部分が、当該指定景観重要建造物の敷地に含まれるものとみなした場合における当該指定景観重要建造物の敷地境界線)からの水平距離が 10 メートル未満の範囲内にある敷地における建築物の新築又は増築
- (9) 景観計画重点区域内における高さが 60 メートルを超える建築物又は延べ面積(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。)が 10,000 平方メートルを超える建築物の新築又は増築
- (10) 札幌市立地適正化計画(市長が都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 81 条第1項の規定により定める計画をいう。以下同じ。)に記載する都市機能誘導区域(同条第2項第3号の都市機能誘導区域をいう。次号において同じ。)のうち同計画において定める都心に係る部分(以下「都心に係る都市機能誘導区域」という。)の区域内において、高さが 60 メートルを超え、かつ、延べ面積が 10,000 平方メートルを超える建築物の新築又は増築
- (11) 札幌市立地適正化計画において定める都市機能誘導区域のうち都心に係る都市機能誘導区

域以外の部分(以下「都心以外に係る都市機能誘導区域」という。)の区域内において、延べ面積が 10,000 平方メートルを超える建築物の新築又は増築

(12) 高さが 100 メートルを超える工作物(規則で定めるものを除く。)の新設又は外観の過半にわたる色彩の変更

(13) 橋長が 100 メートルを超える橋りょう(高架道路又は高架鉄道と一体となってその効用を全うするものを除く。)で河川に架かるものの新設又は改築

(14) その他市長が必要と認める行為

2 前項の規定による協議を行おうとする者は、市長に対し、書面により協議の申出をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による申出があったときは、協議に応じ、速やかに必要な助言をするものとする。

4 市長は、前項の規定による助言をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(助言に関する意見等)

第 16 条の3 市長は、前条第3項の規定により助言をするときは、その相手方に対し、当該助言に関する意見を求めることができる。

2 市長から前項の規定により助言に関する意見を求められた者は、当該助言を受けた日から 30 日以内に意見を提出しなければならない。

3 市長は前項の規定による意見の提出があった場合において、必要があると認めるときは、再度、助言をすることができる。

4 前条第4項並びに第1項及び第2項の規定は、前項の規定により助言をする場合について準用する。

(公表)

第 16 条の4 市長は、第 16 条の2第3項又は前条第3項の規定による助言を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、市長は、個人の生命、身体、財産その他の利益の保護の観点からやむを得ない事情があると認めた場合は、当該事項の全部又は一部を公表しないことができる。

(1) 助言の相手方の氏名及び住所

(2) 助言に係る建築物に関する設計者の氏名及び住所

(3) 助言に係る行為の場所

(4) 助言に係る行為の概要

(5) 助言の内容

(6) 前条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により提出された意見の内容

(7) その他市長が必要と認めるもの

(勧告)

第 16 条の5 市長は、第 16 条の2第1項の規定による協議を行わなかった者に対し、当該協議を行うよう勧告することができる。

第2節 景観法に基づく行為の届出等

(景観計画区域内における行為の届出に添付する図書)

第 17 条 景観法施行規則(平成 16 年国土交通省令第 100 号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、当該届出に係る建築物等の完成予想図その他の規則

で定める図書とする。

(景観計画区域内における行為の届出)

第18条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観計画重点区域内における景観法施行令第4条第1号及び第2号に掲げる行為とする。

2 法第16条第1項の規定による届出(前項に規定する行為に係るものに限る。以下この条において同じ。)は、法第16条第1項に規定する事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行わなければならない。

3 法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに行為の完了予定日とする。

4 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が同条第8項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(景観計画区域内における行為の届出等の適用除外)

第19条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、別表の左欄に掲げる景観計画区域の区分に応じ、それぞれ当該区域内における同表の右欄に掲げる行為とする。

(勧告の手続等)

第20条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(法に基づく届出をした者に対する通知)

第21条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

(特定届出対象行為)

第22条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

(1) 高度利用地区の区域内における建築物の建築等(新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更をいう。以下同じ。)

(2) 特定街区の区域内における建築物の建築等

(3) 都市再生特別地区の区域内における建築物の建築等

(4) 地区計画等の区域内における建築物の建築等

(5) 再開発等促進区の区域内における建築物の建築等

(6) 都市計画法第12条の8の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物の建築等

(7) 都市計画法第12条の10の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物の建築等

(変更命令等の手続)

第23条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3節 建築物等の除却等の届出

(建築物等の除却等の届出)

第24条 景観計画重点区域内において、次に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

(1) 建築物等の除却

(2) 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは移転

(3) その他良好な景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の内容のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 次に掲げる行為については、前2項の規定は、適用しない。

(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(2) 震災、風水害、火災その他の災害のために必要な応急の措置として行う行為

(3) 国の機関又は地方公共団体が行う行為(前2号に掲げる行為を除く。)

(都市景観形成基準との適合)

第25条 景観計画重点区域内において、前条第1項各号に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為を当該区域に係る都市景観形成基準に適合させなければならない。

(条例に基づく届出をした者に対する通知)

第26条 市長は、第24条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為について、当該行為の行われる景観計画重点区域に係る都市景観形成基準に適合していると認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

(助言、指導及び勧告)

第27条 市長は、第24条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が当該区域に係る都市景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、第24条第1項又は第2項の規定による届出を行わなければならない者が当該届出をせずに当該届出を行うべき行為に着手したと認めるときは、当該届出を行わなければならない者に対し、当該届出をすべきことを勧告することができる。

3 第1項の規定による助言、指導又は勧告は、届出のあつた日から30日以内にしなければならない。

4 市長は、第1項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第4節 公表

(公表)

第28条 市長は、法第16条第3項又は第16条の5若しくは前条第1項若しくは第2項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者の

氏名又は名称及び当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者の意見を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときその他意見の聴取が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の規定により聴取した意見の要旨（前項ただし書に規定する場合にあっては、意見を聴取できなかった具体的な理由）を記載した書面を札幌市景観審議会に提出しなければならない。

第4章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等 （景観重要建造物の指定の手続）

第29条 市長は、景観重要建造物の指定をしようとするときは、同法第19条第2項の規定によるほか、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第30条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することがないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置として規則で定める措置を講ずること。

（景観重要樹木の指定の手続）

第31条 市長は、景観重要樹木（法第28条第1項に規定する景観重要樹木をいう。以下同じ。）の指定をしようとするときは、同条第2項の規定によるほか、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第32条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、整枝せん定その他必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐための措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置として規則で定める措置を講ずること。

（景観重要建造物等の原状回復命令等の手続）

第33条 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（管理に関する命令及び勧告の手続）

第34条 市長は、法第26条又は法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観重要建造物等の指定の解除の手続）

第35条 市長は、法第27条第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除し、又は法第35条第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第2節 札幌景観資産の指定等

（札幌景観資産の指定）

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する建築物等（景観重要建造物及び法第19条第3項に規定する建造物を除く。）、樹木（景観重要樹木及び法第28条第3項に規定する樹木を除く。）その他の物であって、良好な景観の形成上重要な価値があると認めるもの（以下この項において「資産」という。）を札幌景観資産として指定することができる。

- (1) 意匠、様式（樹木にあっては、樹容）等が良好な景観を特徴付けている資産
- (2) 地域の歴史を物語る象徴的な資産
- (3) 市民や観光客から親しまれている資産
- (4) 将来の街づくりにいかされる可能性のある資産
- (5) その他特に市長が良好な景観の形成上重要な価値があると認める資産

2 市長は、札幌景観資産を指定しようとするときは、あらかじめ札幌市景観審議会の意見を聴くとともに、その所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の規定による札幌景観資産の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、その所有者等に通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による札幌景観資産の指定をしたときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置するものとする。

（札幌景観資産の指定の解除）

第37条 市長は、札幌景観資産が朽廃、滅失等により札幌景観資産としての価値を失ったときその他特別の理由があると認めるとき（次項に規定する場合を除く。）は、札幌市景観審議会の意見を聴いて、札幌景観資産の指定を解除することができる。

2 市長は、札幌景観資産について、景観重要建造物若しくは法第19条第3項に規定する建造物又は景観重要樹木若しくは法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときは、札幌景観資産の指定を解除するものとする。

3 前条第3項の規定は、札幌景観資産の指定の解除について準用する。

（札幌景観資産の所有者等の管理義務）

第38条 札幌景観資産の所有者等は、その良好な景観が損なわれないように適切に管理するよう努めなければならない。

（現状変更行為等の届出）

第39条 札幌景観資産の所有者等は、当該札幌景観資産の現状を変更し、又は所有権その他の権利を移転しよう

とするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為その他市長が認める行為については、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体の行う行為については、同項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

（助言及び指導）

第40条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為により札幌景観資産の良好な景観の形成上の価値が損なわれるおそれがあると認めるときは、その所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

（台帳）

第41条 市長は札幌景観資産に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

- 2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 活用促進景観資源の登録等

（活用促進景観資源の登録）

第41条の2 市長は、景観重要建造物、景観重要樹木又は札幌景観資産以外のもので、次の各号のいずれかに該当し、良好な景観の形成上、価値があると認めるものを、活用促進景観資源として登録することができる。

- (1) 建築物
 - (2) 建築物以外の工作物
 - (3) 樹木
 - (4) 前3号に掲げるものが一体を成している区域
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の規定により活用促進景観資源を登録しようとするときは、その所有者等その他これに類する者（以下「資源所有者」という。）の同意を得なければならない。ただし、資源所有者が特定できない場合は、この限りでない。
 - 3 市長は、第1項の規定により活用促進景観資源を登録しようとするときは、札幌市景観審議会に意見を聴くことができる。
 - 4 市長は、第1項の規定により活用促進景観資源を登録したときは、市民及び事業者に広く周知するための措置を講ずるものとする。

（活用促進景観資源の提案）

第41条の3 市民又は事業者は、景観重要建造物、景観重要樹木又は札幌景観資産以外のもののうち、前条第1項各号に掲げるものであって、良好な景観の形成上、価値があると認めるものについて、市長に対し、活用促進景観資源として登録することを提案することができる。

- 2 市長は、前項の規定により提案がなされたものについて、活用促進景観資源として登録する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

（活用促進景観資源の登録の通知）

第41条の4 市長は、第41条の2第1項の規定により活用促進景観資源を登録したときは、当該活用促進景観資源の資源所有者（当該登録が前条第1項の規定による提案によるものであるときは、当該資源所有者及び当該提案をした者）に通知しなければならない。ただし、資源所有者が特定できない場合は、この限りでない。

（活用促進景観資源の登録の取消し）

第41条の5 市長は、活用促進景観資源が朽廃、滅失等により活用促進景観資源としての価値を失ったと認めるとき、資源所有者から登録の取消しを求められたときその他特別の理由があると認めるとき（次項に規定する場合を除く。）は、活用促進景観資源の登録を取り消すことができる。

- 2 市長は、活用促進景観資源について、景観重要建造物、法第19条第3項に規定する建造物、景観重要樹木、法第28条第3項に規定する樹木又は札幌景観資産に該当するに至ったときは、活用促進景観資源の登録を取り消すものとする。
- 3 第41条の2第2項及び第3項並びに前条の規定は、前2項の規定による活用促進景観資源の登録の取消しについて準用する。

第4節 景観重要建造物等に配慮した景観形成

（景観重要建造物等への配慮）

第42条 市、市民及び事業者は、景観重要建造物、景観重要樹木、札幌景観資産及び活用促進景観資源との調和に配慮した良好な景観の形成に努めるものとする。

第5章 地域ごとの景観まちづくりの推進

第1節 景観まちづくり指針等

（定義）

第42条の2 この章において、地域住民等とは、本市の一定の区域内に住所を有する者、本市の一定の区域内において事業活動を行う者、本市の一定の区域内の土地若しくは建物を所有する者及びこれらに類する者として市長が認めるものをいう。

（地域ごとの景観まちづくりの推進）

第42条の3 市及び地域住民等は、地域ごとの景観の魅力を高めていくため、それぞれが役割を担い、相互に連携しながら、地域の景観の在り方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組を推進するよう努めるものとする。

（景観まちづくり指針の策定）

第42条の4 市長は、一定の地域ごとに地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針（以下「景観まちづくり指針」という。）を定めることができる。

（景観まちづくり指針に定める事項）

第42条の5 市長は、景観まちづくり指針において、次に掲げるもののうち必要なものを定めるものとする。この場合において、景観まちづくり指針は、景観計画に即したものでなければならない。

- (1) 景観形成の目標・方針
- (2) 景観まちづくり指針における対象区域（以下「景観まちづくり推進区域」という。）
- (3) 第1号に規定する目標・方針に基づいた良好な景観の形成のための基準（以下「地域景観形

成基準」という。)

- (4) 景観まちづくり推進区域内における建築物等の建築等(工作物にあっては、新設を含む。以下同じ。)であって、第42条の8第1項の規定により市長に届け出なければならないこととする行為(以下「地域届出対象行為」という。)

- (5) 地域住民等が主体的に行う良好な景観の形成に資する活動

- (6) その他市長が必要と認める事項

(景観まちづくり指針の策定の手続等)

第42条の6 市長は、景観まちづくり指針を策定しようとするときは、当該景観まちづくり指針において定めようとしている景観まちづくり推進区域内の地域住民等と協議するものとし、当該指針の案を協働で作成するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定による協議のほか、市長は、広く地域住民等の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、景観まちづくり指針を定めようとするときは、あらかじめ札幌市景観審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、景観まちづくり指針を定めたときは、速やかに、これを告示しなければならない。
- 5 前各項の規定は、景観まちづくり指針を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(地域景観形成基準との適合)

第42条の7 景観まちづくり推進区域において、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知が必要な行為を行うとする者は、当該行為を当該景観まちづくり推進区域に係る地域景観形成基準に適合させなければならない。

- 2 景観まちづくり推進区域において、当該景観まちづくり推進区域に係る地域届出対象行為を行うとする者は、当該地域届出対象行為を当該景観まちづくり推進区域に係る地域景観形成基準に適合させなければならない。

(景観まちづくり推進区域における届出等)

第42条の8 景観まちづくり推進区域において、当該景観まちづくり推進区域に係る地域届出対象行為を行うとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、景観まちづくり推進区域内において当該景観まちづくり推進区域に係る地域届出対象行為を行うことにつき、法第16条第1項の規定による届出をしたときは、前項の規定による届出をしたものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、地域届出対象行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。
- 4 前項後段の規定により通知をしなければならない場合において、景観まちづくり推進区域内において当該景観まちづくり推進区域に係る地域届出対象行為を行うことにつき、法第16条第5項後段の規定による通知をしたときは、前項後段の規定による

通知をしたものとみなす。

- 5 市長は、第3項後段の規定による通知があった場合において、良好な景観の形成に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観まちづくり指針に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。
- 6 第1項の規定による届出をした者は、その届出の内容のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 7 景観まちづくり推進区域における地域届出対象行為が法第16条第8項各号(第12号を除く。)に掲げる行為に該当する場合は、第1項及び第3項後段の規定は適用しない。
- 8 第16条第1項の規定は、第1項又は第6項の規定による届出について準用する。

(行為の着手の制限)

第42条の9 前条第1項又は第6項の規定による届出をした者は、市長がその届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為(景観法施行令第12条に規定する工事を除く。)に着手してはならない。

- 2 市長は、前条第1項又は第6項の規定による届出に係る行為について、当該行為の行われる景観まちづくり推進区域に係る地域景観形成基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(届出をした者に対する通知)

第42条の10 市長は、第42条の8第1項又は第6項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為について、当該行為の行われる景観まちづくり推進区域に係る地域景観形成基準に適合していると認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

(地域住民等の責務)

第42条の11 景観まちづくり推進区域内の地域住民等は、当該景観まちづくり推進区域に係る景観まちづくり指針に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(助言、指導及び勧告)

第42条の12 市長は、第42条の8第1項又は第6項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為について、当該行為の行われる景観まちづくり推進区域に係る地域景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、指導し、又は勧告することができる。

- 2 市長は、第42条の8第1項又は第6項の規定による届出を行わなければならない者が当該届出をせずに当該届出を行うべき行為に着手したと認めるときは、その者に対し、当該届出をすべきことを勧告することができる。
- 3 第1項の規定による助言、指導又は勧告は、届出のあった日から30日以内にしなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(公表)

- 第 42 条の 13 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称及び当該勧告の内容を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者の意見を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときその他意見の聴取が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、第 1 項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、札幌市景観審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の規定により聴取した意見の要旨（前項ただし書に規定する場合にあっては、意見を聴取できなかった具体的な理由）を記載した書面を札幌市景観審議会に提出しなければならない。

第 2 節 地域景観まちづくり団体
(市民等の団体)

- 第 42 条の 14 市長は、地域住民等により構成される団体であって、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組を行うことを目的とするものを、規則に定めるところにより、地域景観まちづくり団体として認定することができる。
- 2 前項の地域景観まちづくり団体は、景観まちづくり指針の案の作成について、市長に申し出ることができる。この場合において、第 42 条の 6 第 1 項中「地域住民等」とあるのは、「地域景観まちづくり団体」と読み替えて適用するものとする。

(情報提供)

- 第 42 条の 15 市長は、必要と認めるときは、前条第 1 項の地域景観まちづくり団体に対し、同項に規定する取組を行う地域に係る地域届出対象行為等に関する情報を提供することができる。

第 6 章 表彰、助成等

(表彰)

- 第 43 条 市長は、良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物等その他のものについて、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる行為を行ったものを表彰することができる。

(助成等)

- 第 44 条 市長は、景観重要建造物、景観重要樹木及び札幌景観資産の所有者等に対し、その保全等のために技術的援助を行い、又はその保全等に要する経費の一部を助成することができる。
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為を行おうとするものに対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成することができる。

第 7 章 景観審議会

(景観審議会)

- 第 45 条 市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議するため、札幌市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、委員 15 人以内で組織する。ただし、特別の事項を調査審議し、又はこの条例の規定に基づきその意見を聴くため市長が必要があると認めたときは、臨時の委員を置くことができる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1) 学識経験を有する者
(2) 民間諸団体の代表者
(3) その他市長が適当と認める者
- 4 委員（第 2 項ただし書の臨時の委員を除く。）の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 第 16 条の 2 第 4 項（第 16 条の 3 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により市長が意見を聴く事項について調査審議するため、審議会に景観アドバイス部会を置く。
- 6 前項の規定により景観アドバイス部会の所掌に属することとされた事項については、景観アドバイス部会の決定をもって審議会の決定とする。
- 7 第 20 条、第 23 条、第 27 条第 4 項、第 28 条第 3 項、第 42 条の 12 第 4 項及び第 42 条の 13 第 3 項の規定により市長が意見を聴く事項について調査審議するため、審議会に勧告等調整部会を置く。
- 8 前項の規定により勧告等調整部会の所掌に属することとされた事項については、勧告等調整部会の決定をもって審議会の決定とする。
- 9 第 5 項及び第 7 項に定めるもののほか、特定の事項を調査審議するため必要があると認めたときは、審議会に専門部会を置くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 雑則

(委任)

- 第 46 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、この条例による改正前の札幌市都市景観条例（以下「旧条例」という。）第 15 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定により届出がされた行為については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 22 条第 1 項の規定により指定されている都市景観重要建築物等は、改正後の札幌市都市景観条例第 36 条第 1 項の規定により指定された札幌景観資産とみなす。

附 則（平成 28 年条例第 61 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 16 条の 2 から第 16 条の 5 まで及び第

28条第1項の規定は、平成29年10月1日以後に着手する改正後の第16条の2第1項各号に掲げる行為（景観法施行令（平成16年政令第398号）第12条に規定する工事を除く。以下この項において同じ。）（当該行為について都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項の都市計画（以下「都市計画」という。）の決定又は変更が必要となるものにあつては、同日以後に当該行為に係る都市計画の案について市が同法第19条第2項の規定により札幌市都市計画審議会へ付議することとなるものに限る。）について適用し、同日前に着手する改正後の第16条の2第1項各号に掲げる行為及び同日以後に着手する改正後の第16条の2第1項各号に掲げる行為のうち当該行為について都市計画の決定又は変更が必要な行為であつて同日前に当該行為に係る都市計画の案について市が同法第19条第2項の規定により札幌市都市計画審議会に付議したものについては、なお従前の例による。

- 3 改正後の第22条及び別表の規定は、平成29年5月1日以後に着手する同表の左欄に掲げる景観計画区域の区分に応じて同表の右欄に掲げる行為について適用し、同日前に着手する当該行為については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第25条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する改正後の第24条第1項各号に掲げる行為について適用し、施行日前に着手する改正前の第24条第1項各号に掲げる行為については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に札幌市都市景観審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、札幌市景観審議会（以下「新審議会」という。）の委員とみなす。
- 6 施行日前に行われた景観デザイン審査部会の決定は、勧告等調整部会の決定とみなす。
- 7 この条例による改正前の札幌市都市景観条例の規定により旧審議会の意見を聴かなければならないとされているもので旧審議会の意見を聴き、又は旧審議会の意見を聴くための手続をとったものは、改正後の札幌市景観条例の相当規定により新審議会の意見を聴き、又は意見を聴くための手続をとったものとみなす。

附 則（令和8年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

別表

区域	行為の内容
景観計画重点区域以外の景観計画区域	次に掲げる建築物等（工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設の建築物を除く。）の建築等（増築については、増築部分が次の各号に掲げる建築物等の規模である増築又は建築物が増築

後において当該規模のものとなる増築に限る。）以外の行為

- (1) 高さが31メートル（都市計画法第8条第3項第2号トの規定により建築物の高さの最高限度（以下この号において「高さ限度」という。）が18メートル又は24メートルに定められている札幌圏都市計画高度地区にあつては15メートル、高さ限度が27メートルに定められている札幌圏都市計画高度地区にあつては18メートル、高さ限度が33メートルに定められている札幌圏都市計画高度地区にあつては21メートル）を超える建築物
- (2) 延べ面積が10,000平方メートル（都心に係る都市機能誘導区域又は都心以外に係る都市機能誘導区域の区域内にあつては、5,000平方メートル）を超える建築物
- (3) 壁面の長さ（建築物の敷地境界線のうち前面道路に接する部分に当該建築物を垂直投影した際の水平方向の壁面の長さをいう。）が50mを超え、かつ、高さが10メートルを超える建築物
- (4) 築造面積（建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する築造面積をいう。）が2,000平方メートルを超える工作物又は高さが31メートルを超える工作物（いずれも次号及び第6号に掲げる工作物を除く。）
- (5) 擁壁その他これに類する工作物でその延長が50メートルを超え、かつ、その最高の高さが6メートルを超えるもの
- (6) 橋りょう、高架道路、高架鉄道その他これらに類する工作物でその延長（橋りょうにあつては、橋長）が50メートルを超えるもの

景観計画重点区域

- (1) 法第16条第1項第3号に規定する行為
- (2) 次に掲げる建築物等の建築等
 - ア 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設の建築物
 - イ 本市の観光の振興、市民文化の向上、地域経済の活性化等に寄与するものとして市長が認める催しに係る仮設の建築物及び工作物
- (3) 外観の変更を伴う大規模な修繕又は模様替以外の修繕及び模様替
- (4) 外観の過半にわたる色彩の変更以外の色彩の変更

札幌市景観計画

発行：令和●年（202○年）○月
適用：令和●年（202○年）○月○日

企画・編集：札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話：011-211-2545 FAX：011-218-5113



〇〇-〇〇〇-〇〇-〇〇〇
〇〇-〇-〇〇

SAPP_0